



Title	近世の伊勢猿楽 : 新出資料にみるその動向
Author(s)	天野, 文雄
Citation	大阪大学文学部紀要. 1993, 33(2), p. 1-107
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7232
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世の伊勢猿樂

——新出資料にみるその動向——

天野
文雄

資
料
篇

近世伊勢猿楽資料抄

一 緒 言

伊勢猿楽は『風姿花伝』第四神儀に「伊勢 主司二座。和屋、勝田。又今主司一座在」(原形を伝える四巻本による)とみえるように、早くに三座の存在が知られ、大和猿楽や近江猿楽などに比肩する歴史を有している。三座とは和屋(のち和谷)・勝田・青亭の三座で、中世には伊勢国司北畠氏の庇護を受け、国司の館があった多気の周辺に本拠地があったが、天正四年十一月に北畠氏が信長によって滅ぼされたあと、それぞれ神宮近くの一色・通・竹ヶ鼻に移住し、その後、青亭は近世の初期頃に滅ぶが、和谷と勝田は元禄頃に喜多流に所属して幕末にいたる。その後、和谷と勝田のうち、勝田家は明治の末年(明治38年と伝える)に当主の記内(紀内、喜内)が没して絶えるが、和谷家は現在も喜多流とかかわりを持って存続しており、和谷の本拠地である伊勢市一色町では和谷氏を中心に一色町能楽保存会による演能(狂言も)が盛んである。勝田も家は絶えたものの、その本拠地たる伊勢市通町では今も「勝田流」と称して謡や仕舞や狂言を習う人が多

く、やはり能楽保存会によって能も演じられている。

このように現在にまで至る長い歴史を持つ伊勢猿楽であるが、伝存する関連資料はそう多くはない。勝田家の文書は明治に家が絶えた際に散佚したようであり、和谷家の文書も昭和二十年の伊勢空襲で焼失したからである。ただし、勝田家にかなる文書が存在したかはほとんど不明であるが、和谷家文書については昭和九年の『神宮御神楽資料展覧会目録』によってほぼ把握ができる。これは同年十二月に神宮文庫・神宮神部署・神宮徴古館農業館の主催で神宮文庫を会場に催された神楽資料の展覧会目録で、そこには「和谷亀太郎氏出品」として翁面・反閉面・鳥甲・翁装束などとともに、「和谷家所蔵文書 一函」が掲げられている。総数は三十六点で、それは以下のとおりである。

- ・ 和谷家系統 一巻
- ・ 和谷家系図 一巻
- ・ 同上 一巻
- ・ 和谷家系図書之写(慶応三年) 一冊
- ・ 和谷家由緒書 一通
- ・ 同上 一通

篇 料 資

- ・和谷家由緒抜書(安永七年) 一冊
- ・和谷家由緒之覚 一冊
- ・和谷家能面衣裳道具目録 一冊
- ・和谷家能衣裳目録 一冊
- ・御能御囃子控帳(弘化四年) 一冊
- ・和谷式例年神事式 一冊
- ・喜多流能楽次第 一冊
- ・方堅諸引留(文政五年) 一冊
- ・諸社造宮方堅夜神事執行之次第 一冊
- ・方堅執行 一卷
- ・方堅神祭秘文之卷 一卷
- ・方堅之祭詞秘文 一卷
- ・方堅八王子祭文 一卷
- ・方堅牛頭天王祭文 一卷
- ・一色村方堅諸事控帳(天明二年) 一冊
- ・同上(享和二年) 一冊
- ・楠部村方堅万事出入控(寛政十年) 一冊
- ・楠部村方堅之入用覚(元禄十三年) 一卷
- ・中村方堅執行覚(明和四年) 一冊
- ・中村方堅覚(明和四年) 一冊
- ・中村方堅定(天明八年) 一通
- ・中村方堅諸事控(文化四年) 一冊
- ・中村方堅宮中執行覚(文化四年) 一冊

・楠部中村方堅祿物之控(元禄以降) 十二通

・内宮近江館ニ而論所之次第(正徳五年) 一冊

・外宮領龜山ニ而勸進能興行初中後一件控(弘化三年) 一冊

・大湊御神祭諸控(文化年中) 一冊

・鳥羽八王子天王社神事能文書 五通

・御役所御年頭諸入用之覚(天明五年) 二冊

・和谷権三神宮楽員文書 十二通

そして、同目録には勝田家旧蔵と思われる翁面・能面・能装束とともに、やはり勝田家旧蔵らしい能楽資料も掲げられている。これも掲げておこう。

・勝田家系図 一卷(幕谷甚平氏出品)

・堀家能楽文書 三通(堀巳吉氏出品)

さて、和谷家文書は「一函」とあり、出品文書も秘書的な性格のものから記録までと幅があることなどから、これが当時の和谷家に伝わっていた文書の全体にはほほ近いものと考えてよいかと思われる。これら和谷家文書は戦前の荒木田楠千代氏「伊勢三座考」(『皇学』昭和8年12月、昭和9年3月)に利用されたり、能勢朝次氏『能楽源流考』に『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』が転写本(小西甚一氏提供の由。小西氏は伊勢市出身)をもとに翻刻されたりしたが(『源流考』には小西氏の提供によるとおぼしい幕谷甚平氏所蔵『勝田家々系書』の翻刻もある)、十分な紹介・利用がなされる前に焼失してしまったのである。

昭和四十九年に刊行された『日本庶民文化史料集成』第二巻には

「伊勢猿楽座記録」として植木行宣氏によって伝存資料の収集が試みられているが、そこには和谷家関係のものとして『和谷式』『方堅神事』『古実書』の三点、勝田家関係のものとして『勝田家々系書』一点が紹介されている。『和谷式』は神宮文庫の所蔵本に拠り、『方堅神事』『古実書』は焼失前に和谷家文書を筆写していた伊藤令雄氏（『伊勢猿楽三座考』『国語国文』昭和8年3月）の論考がある）のノートに拠り、『勝田家々系書』は幕谷豊三氏所蔵本（前掲目録にみえる『勝田家系図』との関係は不明）に拠っている。これに『能楽源流考』所載の『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』を合わせたものが、現時点において目にする事ができる伊勢猿楽関係の資料なのである。

しかるところ、平成三年七月に伊勢猿楽関係の資料を求めて勝田の本拠地であった伊勢市通町を訪れた際、伊勢市役所浜郷支所（はまごう）に保管されている度会郡史編纂のための古文書の写しの綴りのなかに、和谷家文書十七点、勝田家旧蔵文書四点の正確な写しが含まれていることを知った。同支所を調査のために訪れたのは、野々村戒三氏『能楽史話』（昭和19年）に収められた「新城能の隆替」に、「勝田家の能装束や文書の一部が三重県度会郡浜郷村役場に保存されている」と記されているのに導かれてのことだが、訪れてみると勝田家旧蔵の能装束や文書はなく（昭和34年の伊勢湾台風で消失した可能性も高いとの由）、その代わりに和谷家文書や勝田家文書の転写本に遭遇したのである。この転写文書綴りは二冊からなり、それぞれ「浜郷村」の墨書がある板紙の表紙で綴じられている。度会郡では明治期から郡史編纂の計画があったらしく、そのための資料として各町村で古文献の書写など基礎



伊勢市役所浜郷支所所蔵
『度会郡史』編纂資料

資料の収集が行われたようで、旧浜郷村に関する収集作業の結果がこの二冊と考えられる。文書中にみえる最も遅い年記は大正七年で、浜郷村における資料収集作業はこの頃にはほぼ終了していたらしいが、結局、現在に至るも度会郡史は刊行されていない。和谷家や勝田家の能楽資料はいずれも三百字詰(25×12)の原稿用紙にすべて毛筆で写されており、左上の欄外に漢数字によるナンバリングがあり(全体では一〜四二二)、所々に「初校済」「再校済」の朱印や「初校スミ」などの朱筆メモがある。「初校済」「再校済」は、いったん筆写した資料を原本に照合したことを意味すると思われる。和谷家文書の写しと思われる文書十七点のうち十点到「和谷家文書」「和谷家蔵書」などの注記があり、勝田家旧蔵文書と思われる文書四点のうち三点到「小林家文書」の注記がある(小林家は勝田家の弟子筋)。和谷関係の文書で「和合家文書」等の注記を欠くのは後掲の資料番号で言えば、1、4、10、17、25、27、29の七点だが、そのうちの五点が『神宮御神楽資料展覧会目録』の和谷家文書中に該当するものがみえるから、これら十七点は「和谷家文書」等の注記の有無にかかわらず、いずれも和谷家所蔵の文書から転写されたものと考えられる。和谷関係の十七点中、『方堅神事』と『古実書』は『日本庶民文化史料集成』に紹介されているものと同じであるが、他は未紹介の資料である。この二点を『日本庶民文化史料集成』の翻刻と比べてみると、ほとんど違いがなく、新出の和谷家文書の写しはかなり正確なものであることを示している。前述の「初校済」「再校済」の印が示す丁寧な校訂作業とも併せ、これら二十一点は和谷家文書・勝田家旧蔵文書の忠実な写しと認めてよ

いと思われる。

なお、十七点中、昭和九年の『展覧会目録』に見えないものは七点である(21、22、24、25、26、27、30)。喜多家からの伝授状や奉行所への口上がほとんどであるが、片々たる文書ゆえに出品されなかったのか、それとも昭和九年の時点で和谷家に伝存していなかったためか定かではない。

勝田家文書はほとんど散佚し、和谷家文書も戦災で焼失し、転写本もあまり伝わっていない今日、新たに出現したこれら和谷家文書・勝田家旧蔵文書の転写本の持つ意味は、伊勢猿楽研究の上で決して小さなものではあるまい。ほとんどが近世後期の資料であり、これがまず近世における和谷・勝田両座の動向を窺うのに有用な資料たることは疑いがなく、一方、方堅などのように伊勢猿楽が保持してきた呪師の呪法の詳細を伝えた資料などは、伊勢猿楽のみならず、平安〜鎌倉期の法呪師や呪師の呪法についての貴重な資料となる。そうした観点から、浜郷支所所蔵の和谷家文書・勝田家旧蔵文書の転写本を中心として、これに一色町能楽保存会所蔵の和谷関係の文書、伊勢市通町公民館所蔵の勝田関係の資料、法政大学能楽研究所所蔵の和谷の勧進能番組、神宮文庫所蔵の方堅能記録などを併せて、いちおう現時点で収集しえた伊勢猿楽資料をここに紹介し、併せて、これらの資料に基づいた論考「近世の伊勢猿楽」を付載することとした。ただし、方堅関係の資料は記事が典型的であり、紙幅の都合もあつたので、比較的詳細で、資料的価値の高いものを紹介するにとどめた。「資料抄」とするゆえんである。このうち、神宮文庫の方堅能記録はすべて神宮司

庁の古川真澄氏の収集にかかるとのである。これらの方堅記録は、両神宮と伊勢猿楽とのかかわりをよく示す貴重な資料であるが、種々の膨大な長官日記からこれらの記事を拾いあげるとは、長年にわたる調査によってはじめて可能なことで、それらを（すべてではないが）古川氏の厚意により収め得たことは本資料抄にとっての僥倖と云うべきであらう。

末尾ながら、調査に際してご高配を賜った森本幸生氏（通町公民館・伊勢市議会議員）、八田英巳氏（勝田流）、八田英治氏（伊勢市役所浜郷支所長）、土谷喜八郎氏（一色町能楽保存会副会長）、古川真澄氏（神宮司庁）、伊藤令雄氏（伊勢市等観寺）、西井惇氏（楠部町）の諸氏、および資料の翻刻を許可くださった前記の諸機関に衷心より御礼申しあげる。

二 翻刻資料解題

ここには伊勢市役所浜郷支所所蔵の和谷家文書・勝田家旧蔵文書の転写本二十一点から既翻刻の『方堅神事』『古実書』を除く十九点、

同転写本中の伊勢猿楽の歴史についての論考一点、一色町能楽保存会所蔵の和谷関係資料二点、伊勢市通町公民館所蔵の勝田関係資料四点、法政大学能楽研究所所蔵の勸進能番組二点、神宮文庫所蔵の各種長官日記から方堅能や勸進能の記録三点、合計三十一一点の資料を翻刻する。すべて未翻刻のものである。浜郷支所所蔵の転写本についての書誌的事項の概略は「緒言」に記したので、ここには記さない。なお、勝田家旧蔵文書は浜郷支所の転写本の親本が小林家に伝存しているはずであるが、親本は未調査であり、紹介は浜郷支所の転写本による。配列は、方堅関係(1~9)、勸進能その他の演能(10~16)、由緒・系図(17~19)、伝授状等(20~23)、願書・口上(24~27)、芸事その他(28~31)の順である。なお、割愛した方堅資料に記された能番組は「付」として関連する資料のあとに掲げた。管見に入った能組はすべて掲出したことになる。

資料篇

1 方堅神祭秘文之卷〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

方堅に先き立って唱えられる秘文。内容は陰陽五行説に立脚した、いわゆる「五郎の王子」の物語で、方堅の次第と対応する。和谷家には同種の祭文が他に三点伝存していた(『展覧会目録』。こ

の秘文は享保七年(一七二二)や明治四十一年の方堅に実際に唱えられたことがわかる。末尾に和谷亀太郎の名がみえるが、亀太郎は昭和十一年没(行年59歳)。

2 明和四年中村方堅執行覚〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

内宮近くの中村(伊勢市中村町)における和谷の明和四年(一七六七)九月二十一日夜の方堅の次第、および入用覚・祝儀明細。方堅は和谷繁太郎(寛政8年没の政之進か)が勤めている。元禄二年(一六八九)に和谷加右衛門が当所の方堅を勤めたとの記事もみえる。「和谷家蔵本」の注記がある。

3 文化四年中村方堅諸事控〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

中村における文化四年(一八〇七)九月二十三日夜の和谷による方堅神事の記録。ただし、方堅は大夫の津之進ではなく、伴の牧太が勤めている。方堅の前後にわたり記事はかなり詳細で、能舞台の図や能番組も記載される。舞台構造についても詳細。方堅のあとに《翁》が演じられたこと、和谷は中村のほか楠部(伊勢市楠部町)の方堅も勤めていたこともわかる。記録者は和谷大夫自身。「和谷蔵本」の注記がある。

4 文化四年中村方堅宮中執行付〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

3と一対の方堅記録。記事は簡略。

5 宝曆八年宮建方固之記録 一冊〔伊勢市通町公民館所蔵〕

6 寛政十年宮建方堅目記録 一冊〔同〕

7 天保九年御宮建諸事記録 一冊〔同〕

以上三点は通村の氏神社たる浜郷神社の式年遷宮の詳細な記録。

遷宮後の深夜に勝田大夫による方堅（辺排）とその後の《翁》、

祝言の上演、後日の奉納能の番組などが記される。通町公民館に

は他に『安永七年造宮諸事之記録』（一冊）、『文政元年御宮建方

堅記』（一冊）も伝存するが、内容はほぼ同じなので、5、6、

7の方堅に関する部分を抜萃するに止め、併せて文政元年（一八

一八）の奉納能の番組を付載した。

8 内宮撰社神遷年月記 一冊〔神宮文庫所蔵〕

神宮の近郷諸社（内宮撰社）における遷宮や方堅神事の執行年月

日を場所ごとに記したもので、方堅神事は「方堅」として末尾に

まとめられている。ここに掲げられた方堅神事の事例は二十四件。

これによって元禄以降の方堅の執行状況が把握できる。方堅が行

われている神社は七社で、和谷・勝田の担当は三社ずつ（一社不

明）。「方堅」の項を抜萃。

9 氏神方堅之能記録〔神宮文庫所蔵〕

内宮の撰社における、方堅神事の能に関する記録の集成で、収め

られている事例は七件。8の後半に合綴されており、記事はいず

れも8の事例の範囲内。方堅能の記録はこれ以外にも諸種の長官

日記に十五件ほどの記録が知られているが（うち七件が本記録と
重なる）、ひとまとまりで、比較的詳細な本資料を紹介するに止

め、併せて付録として本資料には含まれていない享保十年（松

下）、寛延元年（中村）、安永八年（楠部）、寛政十一年（楠部）の

方堅能の番組を各長官日記から抜萃して掲出した。

10 弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

和谷権太夫が山田の亀山（伊勢市古市町）で弘化三年（一八四

六）四月二十六日から（実際は28日から）催した五日間の勸進能

に関する詳細な記録で、「外宮領亀山ニ而勸進能興行初中後一件

控」の表題がある。和谷は形式的な主催者で、御師の三日市大夫

が熟懇の京都野村三次郎（金剛流）に依頼して実現した勸進能で

あり、出演者は京都の役者が圧倒的に多い。詳細な記録でありな

がら番組が記されていないが、13の法政大学能楽研究所鴻山文庫

所蔵の番組がこの時のもの。伊勢における勸進能の実態だけにな

く、京都の役者や、師家筋たる喜多流の堀池とのかかわりが知ら

れる資料。記録者は和谷大夫。表紙には「和谷」の印があったら

しく、印形が写されている。

11 文政二年勝田大夫亀山勸進能記録〔神宮文庫所蔵〕

勝田大夫が文政二年（一八一九）八月に伊勢亀山で催した三日間

の勸進能の記録で、『長官経陰家牒』中の記事。勝田大夫の勸進

能の実態についての唯一の資料だが、かなり詳細である。和谷大

夫も出演している。

12 元禄く宝永頃和谷権太夫勸進能番組 一通

〔法政大学能楽研究所鴻山文庫所蔵〕

和谷権太夫主催の七日間の勸進能の版行番組。シテは和谷と大津の能大夫本間主馬で、全42番中、和谷が23番、本間が16番を勤めている（演者不記が3番ある。狂言は28番）。本間主馬は芭蕉と親交があった俳人で、両者の交流のさまは『笈日記』や『続猿蓑』にみえる。年次が不明だが、和谷権太夫（元文4年没）と本間主馬（元禄4年に芭蕉と一座）との共演から、10に言及がある元禄か宝永の勸進能かと推測される。末尾に奈良役者は一人も加えていないという興味深い注記がみえる。

13 弘化三年和谷権太夫伊勢亀山勸進能番組 一冊

〔法政大学能楽研究所鴻山文庫所蔵〕

伊勢山田の亀山で催された和谷権太夫主催の五日間の勸進能の版行番組。この時の記録が10。五日間で能30番（祝言能も含めて）、狂言22番。和谷以外のシテは野村禎之助・野村三次郎・川勝権六郎・板倉与一郎・秋田豊次郎・小出良太郎など。京都金剛流の役者が多い。

14 享保十年鳥羽神事能出勤規約〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

鳥羽の八王子社・天王社（現賀多神社）の祭礼能について、鳥羽

の世話人から和谷権太夫に差し出された取り決め。内容は能禄金（3両）、能・狂言の番数（5番と3番）、役者の送迎、能道具の運搬、逗留中の世話など。鳥羽における和谷の能は宝永四年（一七〇七）にはじまり、現在におよぶ。「和谷家文書」の注記がある。

15 文政九年大湊御神祭申合〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

大湊（伊勢市大湊町）三郷における神事能についての和谷・勝田両家の取り決め。和谷寛治（文久2年没。行年80歳）から勝田記内宛。元来、三郷の神事能のうち二郷は和谷が楽頭であり、一郷は勝田が楽頭であったが、寛政初年頃に中絶した後、文化十年（一八二三）から和谷が三郷すべての神事能を勤めるようになり、その後、一郷の楽頭職を持つ勝田大夫に対して三年に一度は和谷から二百疋の出動料を払うことを約した文書。「和谷家文書」の注記がある。

16 文化十二年通村年中行事 二冊〔伊勢市通町公民館所蔵〕

通村の年中行事記録。一月二十五日の氏神社の祭礼次第に演能のことがみえる。勝田大夫によって《翁》と能が演じられることが記されるが、具体的な演目は不記。和谷・勝田とも式年遷宮における能の資料は少なくないが、毎年氏神社の能については14、15とともに希少の資料。能にかかわる箇所のみを抜萃。高牧実氏『宮座と村落の史的研究』に言及がある。

17 和谷家系統〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

和谷家の由緒と系図。鴻山文庫所蔵の『和谷家系図』（一卷）と同内容だが、小異がある。由緒の項では翁面・阿咩面・鳥甲についても触れる。系図は暦応頃の頼元から始まり昭和十一年没の龜太郎まで。荒木田楠千代氏の「伊勢三座考」に利用された資料で、同稿に一部引用がある。

18 勝田略由緒書〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

明治二十一年に勝田治八が内務省に提出したもので、神功皇后の三韓出陣に従った勝田鶴世を始祖とすることから始まり、以下、北畠氏の庇護、通村への移住、神宮への《翁》奉仕、津の藤堂家の援助などを記す。北畠氏の庇護以降のことは有用な資料。末尾の署名から、当時の勝田大夫治八は他家に寄寓の境遇にあったことが知られる。19とともに『能楽源流考』に言及がある。「小林家文書」の注記がある。

19 勝田略系図〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

鶴世から鶴貞（明治末年没の治八）まで百七代におよぶ勝田家代々の系図で、18とともに内務省に提出されたものらしい。歴代の名前を記しただけのもので、歴代はいずれも「鶴」を通字としている。「小林家文書」の注記がある。『能楽源流考』に言及があるが、「信を置き難い」とされ、同書には幕谷氏所蔵の勝田家系図が紹介されている。

20 天保九年《翁》伝授状 一通〔一色町能楽保存会所蔵〕

喜多六平太能静から和谷のシテ方菊川栄蔵宛。以下23までと29は和谷と喜多家とのかかわりを示す資料。

21 嘉永七年《猩猩乱》伝授状〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

喜多六平太能静から和谷権之進宛。「武家式楽大夫 喜多六平太」とあるのが有益。「和谷家文書」の注記がある。

22 文久元年和田熊次郎起請文〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

喜多六平太宛の起請文。和田熊次郎は和谷の弟子であろう。ほぼ同じものが『新城町能楽乃朶』（昭和9年）にも収められている。ここにも「武家式楽能謡」とある。「和谷家文書」の注記がある。

23 喜多能静能弘書状 一通〔一色町能楽保存会所蔵〕

喜多六平太能静と能弘連名の書状。宛先はいずれも和谷の弟子。文面は年始の挨拶に対する返礼。

24 和谷大夫帯刀許可願〔伊勢市役所浜郷支所所蔵〕

山田奉行所への年頭の挨拶の際に帯刀を許されたしとの件。和谷大夫から三方会合衆宛。次の25と同じ天明六年のものであるうか。「和谷家文書」の注記がある。以下27までは奉行所への願書・口上の類。

25 天明六年和谷津之進帯刀御免証文〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

神祭と奉行所への年頭の挨拶の際に帯刀が許されたこと、右以外の折には帯刀せぬことを誓約した証文。和谷津之進から三方会合衆宛。

26 天保十四年和谷権太夫口上〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

熨斗目着用・帯刀についての奉行所からの改めに対する返答。北畠氏や神宮との縁、天明六年（一七八六）の帯刀改めの例をあげ、熨斗目着用・帯刀の正当性を主張。前年の改革令の余波であろう。「和谷家文書」の注記がある。

27 慶応四年勝田大夫口上〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

大政奉還後における熨斗目着用・帯刀など旧習の照会に対する返答。一千余年にわたり神宮に《翁》を奉納してきたこと、熨斗目着用・帯刀も認められてきたことが主張されている。

28 和谷家能衣裳目録〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

六十二項におよぶ能衣装・能面の目録。模様などにつき簡単な注記があり、「新調」の注も多い。面は生成・平太・姥・ツレ面しかなく、現存の古面のほとんどを載せていない。「和谷蔵本」の注記がある。

29 喜多流能楽次第〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

書名なく、「後見の心得」「地謡の心得」「楽屋の心得」の三部からなる書だが、『神宮御神楽資料展覧会目録』にみえる『喜多流能楽次第』が本書であろう。「後見の心得」は鴻山文庫蔵の『喜多流後見心得』の前半部と同一内容であり、「地謡の心得」は『新城町能楽乃栞』所載のものと同一内容である。『新城町能楽乃栞』は該伝書を喜多古能の伝書とみなしているが、そう認めてよいと思われる。「後見の心得」については鴻山文庫の『喜多流十二寒

伝書』『喜多流秘書』や桧常太郎氏所蔵の『喜多流仕舞付井後見心得』にも重なる記事がある。現時点では「楽屋の心得」が本書でしか知られない部分である。和谷と喜多家との交渉を示す資料である。

30 猿楽由来等雑伝書〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

書名なく、『翁の大事』や『能本作者注文』などを含む雑多で体系的でない書。内容は、1『猿楽由来』、2『翁の大事』を主体とした翁説、3『猿楽伝記』による諸国の座のこと、4『能本作者注文』による作者説、5喜多・森田・幸の由緒。5の喜多家の系図が六世成能までであるから、享保頃成立の書か。「和谷家蔵書」の注記がある。

31 論考「申楽ト伊勢三座」〔伊勢市役所浜郷支所蔵〕

筆者不明の能楽および伊勢猿楽の歴史についての論考の写し。維新後で戊申の年とあるから明治四十一年のものらしい。能楽史に

ついでに記述はかなり正確で、伊勢猿楽の歴史についても有益な記事が少なくない。親本の所蔵者は不明。

〔本篇で紹介していない長官日記の方堅神事記事〕

- ・ 『守洪記』元禄13年11月10日～12日（楠部）
- ・ 『守洪記』宝永2年3月15日～19日（松下）
- ・ 『守相記』宝永4年9月25日（中村）
- ・ 『守相記』宝永4年11月16日（朝熊）
- ・ 『経豊長官日記』元文4年11月16日（楠部）
- ・ 『永親記』享保11年9月22日（中村）
- ・ 『守秀長官日記』宝暦8年9月23日～26日（通）
- ・ 『守秀長官日記』宝暦8年11月24日（楠部）
- ・ 『守秀長官日記』宝暦12年3月9日～10日（一色）
- ・ 『守秀長官日記』明和2年9月23日～26日（松下）
- ・ 『守秀長官日記』明和4年9月16日～22日（中村）

〔付記〕

和谷家伝来の能面・能装束については昭和六十二年に伊勢市立郷土資料館が催した第一回秋季特別展に際して発行された図録『伊勢の能楽「一色能」』に掲載されている。

三 翻 刻

〔凡例〕

▽漢字は新字体に統一し、適宜句読点を付した。ただし、合字の「ㇿ」「ㇾ」などはそのまま生かした。カッコ内は校訂注記である。

▽浜郷支所の転写本で表紙を持つと認められる文書については、表紙の部分を野で囲って表示した。

▽文字の大きさや配置はなるべく資料の通りにするように努めたが、必ずしも徹底させてはいない。

▽同一文書内にある種々の文書は野線で区別した。また、抜萃のため中略がある場合は復線でそれを示した。

1 方堅神祭秘文之巻

方堅メ神祭秘文ノ巻

諸神社造宮方堅之祭詞秘文之巻

謹請再拜々々。慎敬白、夫当来歳之年号者、享保七年 壬寅之歳、月之并八十二箇月、日之小数凡三百五十四箇日、中ニモ今日今夜ヲ吉日良辰ト選定侍テ、唯今当社之御前ニ参リ此祈禱申侍バ、上ハ彼蒼非々蒼天、下ハ金輪際迄喜悲納受垂給。此所守護給ベシ。今日今夜之方堅、

謹請散供、再拜々々。謹請東方ニ青帝青龍王、ワウタウサウバウ土公王、水神八万眷族神通皆来、再拜々々。謹請南方ニ赤帝赤龍王之内、謹請西方ニ白帝白龍王内、謹請北方ニ黒帝黒龍王内、謹請中央ニ黄帝黄龍王内。

伝聞須彌山之丑寅ニ国有。名ヲバケンライ国ト号ク。彼国ニ惡王在。御名ヲバ大天王ト号シ奉ル。五人之妻坐。先東ニ在ヲバ伊采女ト号シ奉ル。然而産給ヘル子ハ青帝龍王是也。亦南ニ在ヲバ陽専女ト号シ奉ル。然而産給ヘル子ハ赤帝龍王是也。亦西ニ在ヲバ福采女ト号シ奉ル。然而産給ヘル子ハ白帝龍王是也。亦北ニ在ヲバ癸采女ト号シ奉ル。然而産給ヘル子ハ黒帝龍王是也。亦中ニ在ヲバ金吉女ト号シ奉ル。然而産給ヘル子ハ黄帝龍王是也。

先東ニ在ス太郎之王子二十人之子在ス。所謂甲乙丙丁戊己庚辛壬癸是也。又南ニ在ス二郎之王子二十人之子在ス。所謂子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥是也。又西ニ在ス三郎之王子二十人之子在ス。所謂建除満平定執破危成納開閉是也。又北ニ在ス四郎之王子九人之子在ス。所謂一徳二儀三生四絶五鬼六害七陽八難九厄是也。又中ニ在ス五郎之王子四十二人之子在ス。所謂歳徳合月徳合天赭母倉帰亡往亡獸対九坎血忌無翹重日月殺復日五墓八龍七鳥九虎六蛇代日滅門大禍狼藉天間大白天一阿律智斗賀天答地答月答日答時答不弔忌遠行忌夜行不視病日逝不問病下食半給天武社日は也。懸公等産養御座而、父之大天王ハ暫此界之有様御覽ゼンガ為佗所趣給。此跡五人之王子達父之所帯諍江河之辺立出、合戦闘諍致給。爰ニ国ニ一人之博士有。名ヲバ千門之君号奉。暫世間之様ヲ御覽ゼンガ為ニ曠野之中分江河之辺ニ立出テ川之面

ヲ御覽ズルニ血之色ニ流レシ間、此川上ニ如何成不思議之有哉覽ト思召テ水上ニ上テ御覽ズレバ五人之王子達劔刃ヲ拔持テ合戰鬪諍ヲ致給。千門之君立寄テ問テ曰ク、是ハ如何成御方ニテ坐バ懸ル兵乱ヲバ致給ゾト宣バ、王子達答曰、是ハ大天王之五人之王子ナルガ父之所帶ヲ兄四人シテ領ジ、弟之五郎之王子ニ所務無依懸兵乱致ゾト有シカバ、其時千門之君曰、天明吾申事ヲ聞入レ給ヘカシ。所務シテ奉ランハ如何ト有シカバ、王子達善事ナラバ聞入ベシトテ各甲脱、弓弛千門之君之詞聞御覽ズルニ、其時千門之君五色之幡持宣、更バ所務シテ奉ラン、先太郎当給バ、御子者青冠着、青衣着、青沓履、青幡持東方立給フベシ。又次郎ニ当給バ御子者赤冠着、赤衣着、赤沓履、赤幡持南方立給フベシ。又三郎ニ当給バ御子ハ白冠着、白衣着、白沓履、白幡持西方立給ベシ。又四郎ニ当給バ御子ハ黒冠着、黒衣着、黒沓履、黒幡ヲ持北方立給ベシ。又五郎ニ当給バ御子者黄ナル冠着、黄ナル衣ヲ着、黄ナル沓ヲ履、黄ナル幡ヲ持中央ニ立給ベシ。扱領シ給ベキ月日ハ先春三月九日上七十二日ヲ木之王トシテ太郎之王子領シ給ベシ。残り十八日ヲバ土用ニ除給ベシ。又夏三月九日上七十二日ヲバ火之王トシテ二郎之王子領シ給ベシ。是モ残り十八日ヲバ土用ニ除給ベシ。又秋三月九日上七十二日ヲバ金之王トシテ三郎之王子領シ給ベシ。是モ残り十八日ヲバ土用ニ除キ給ベシ。又冬三月九日上七十二日ヲバ水之王トシテ四郎之王子領シ給ベシ。是モ残り十八日ヲバ土用ニ除給ベシ。扱四季之土用ヲ取テ合スレバ是モ七十二日ニ当也。是ヲバ土之王トシテ五郎之王子領シ給ベシ。江河之水ヲモ五ツニ分テ奉ル。早五帝五人之王ト現、四方ト中央ニ立テ天下ヲ治メ位

ニ即給ヘト有シカバ、王子達答テ曰ク、善哉嬉哉、我等懸ル兵乱ヲ致スト云共、誰社有テケ様之所務シテ給人モ無ツルニ千門之君之御付ニ依テ我等懸ル兵乱ヲ留、位ニ即事之嬉シサヨ。此恩何以報ズベキ。千門之君之所望ニ依ベシト有シカバ其時千門之君宣ク、我千万之金ヲ欲モ侍ハズ。我思事一ツ有。爰ニ末世之衆生等迷多而悟少。此末ニ仏法ト云事初マツテ堂ヲ建、塔ヲ組、社ヲ建、鳥居ヲ立、鐘樓ヲ建、人家ヲ作り井戸ヲ堀、堀ヲ堀、水門ヲ立、竈戸ヲ塗、高キ所ヲ低為、低所高為、堤ヲ築、地ヲ働シ、土ヲ動ゼン所ヘ必地神土公之崇、魔縁魔界之競ト云事有テ衆生等迷ベシ。其ヲ鎮ガ為之地神方堅之祈祷云事有ナラバ、左様之崇有ベカラズ。扱其時布施物ニ入ベキ物ハ鹿皮千枚、猪皮千枚、新草千束、馬草千束、糸千兩、綿千統、香布千端、胄千領、甲千劔、弓千張、矢千筋、太刀千振、刀千腰、馬牛桶柄杓ニ至ル迄千万之物ヲ揃、五幣帛ヲ立並べ此祈祷ヲ申ナラバ、左様ノ崇有ベカラズト正敷千門之君博士之御約束之地神方堅之祈祷、我其子孫トシテ唯今当社之御前參、此祈祷ヲ申侍ヘバ日本六十餘州之大小之神祇ハ此所之御神ト神語ニ語、三熱之苦ヲ免、仏ハ妙覺位安座シ此所ヲ守給ニ依テ当所氏子子々孫々ニ至ル迄明且ヨリ惡事災難ヲバ八方之外払ヒ退、彌勒之出世三会之曉ニ至ル迄壽命長遠ニテ富貴榮花弥増々々ニ榮給ベシ。今日今夜之方堅之御祈祷、謹請散供再拜々々、慎敬白。

和谷
コノトコロエヌン
ハリイレテモナホヨシ
敬白
龜太郎

2 明和四年中村方堅執行覚

丁 明和四年
 中村方堅執行覚
 亥 九月廿一日 月夜
 和谷蔵本

資 料 篇

一、場所楽屋中へ六枚。
同敷物ともに
 一、夕飯ハ地下ニて有。
前夜ノ

一、下宿 地下ノ世話ニ預
 造用手前入。 八匁礼。

中村方堅ト申帳へ写置。

翌朝めしハ下宿へ参。

大根添へ。

中飯楽屋ニての事ハ

手前々むすひ送り申候。

中村方堅入月物覚 (用)

一、真綿 三十目
 亥ノ年二十八匁有
 一、麻 百廿目
 百目有
 一、帯 一筋

一、美濃紙 三状
 一、膝付布 二反
但本尺
 一、絹 五尺

一、わらんじ 二足

一、松明 十二たい

一、ゆり 一ツ
さんく米六升入、但白米

一、白地折敷 二枚
但餅三百神前ニてまきちらし

一、小苺 二枚

一、掛魚鯛 一掛

一、腰掛俵 三俵
二斗入、古ノ七合升也

一、おきなニ村中すはふぬく
 はかま

一、禄米 六石
昔ノ七合升にて
 大夫江

一、花代 昔錢拾貫文
但今錢五貫文ニ相定

右之趣永代相違有間敷者也ト元禄二己巳年和谷加右衛門相勤候写也。
 右者中村御役人衆中々之付也。

明和四丁亥年九月吉日

右無滞請取申候。

反閉執行

繁太郎相勤申候

一、社檀拜

二、ふくめんしてひもん読。

右わきにぞうぐう米ゆりに入置、小火たき、読をハつて火をさつ
 ハりけす也。くらやミニする。

三、反閉 少刀扇 多ぼしふくめん取ル。たすきもうち取、わらじはき、は
 ちまきしてあの面かける。

一、弓矢竹
作夜ニ入本社ノワキニ立

一、桶 壹ツ
ひしやく一本

一、餅 一重ネ
へぎ二枚

一、五穀福の種 もみ麦
 あわ びろ

一、新鍬 壹丁

一、幣串 一本

一、御酒 二升
ざつしやう樽ニ入て、但樽ハ戻ス

一、人形作わら 壹束

一、翁錢 六百文

- 一、この行 神前にて左右へ廻りいたゞき。
- 二、同 同東方を切。
- 三、ほこ持 神前ニテ戴キ東方をゆびそへ。
- 四、同 同東方をゆびそへつゝ。
- 五、同 東方を足計。

右三段ヌク也。

太刀ノ行

- 一、刀持 神前ニテ戴。東方左右へ廻ル。
 - 二、同 同 東方を左右へ切。
 - 三、同 同 東方をゆびそへ。
 - 四、同 同 東方をゆびそへつゝ。
 - 五、同 同 東方を足斗。
- 一、ほこの行 神前ニテ戴。うしとらの角を十文字。わらじはきかへ。
 - 二、げばく 神前ニテ拜。うしとら角。足計。
 - 三、刀持 神前ニテ戴。うしとら角。十文字。
うしろニ手廻し
 - 四、内ばく 同 足計。
 - 五、弓矢行
 - 六、社檀うしろを十文字ニ切払廻り門口迄行。(コノ一行墨消)
爰にて面ぬく。わらじもぬぐ。たすきも取はず。多ほし刀扇持
休ミ居也。
 - 七、五穀鎌ニてしやだん四本柱根ニうづミ水桶を水掛ル。ひもんよミ
たる火ノはい、しらす下少しほりうつむ。

- 一、幣拜行ふくめんして東西南北中迄勤ル。
。五こく祭爰かよし
- 二、人形多ほしすおふはかまぬかせ取、宮のうしろいぬいにて焼。
- 三、福の種まく。氏子衆ひろふ。
- 四、しやたん拜

方堅執行終。

3 文化四年中村方堅諸事控

<p>中村方堅諸事控 文化四丁卯年九月廿四日 和谷蔵本</p>

- 一、八月十二日ニ届ニ来る。郷使也。
- 一、酒茶漬出す。茶漬は持候へとも不給ニ帰る。
- 一、同十八日、牧太遣す。番組ニ高砂ノ祝言組入る事明和四丁亥年方堅扣之通ニ組入不申候ては濟不申候哉と尋ニ参候処、古来々の仕来ニは無之、中興の事故夫ニは及不申。何ニても勝手能き様ニ組入候様ニと年寄中立合ノ上ニて被申候。次手ニ舞台何角都合能様ニと相談有之候処、則古キ舞台ノ仕用帳預参候。地下ニて酒茶漬御出し被下御馳走ニ御座候。
- 一、同十九日、舞台差図、又悪敷所注文ニ参候。六兵衛殿も山田の用

事仕舞廻被具候て宮中舞台見分いたし、其上差図いたし参候兩人へ御酒飯出る。

一、九月八日ニ天田嘉兵衛殿へ相頼番組年寄中へ相渡貫ひ候。

一、同十三日、嘉兵衛殿反拜入用之書付持て被参。則書付通ニ而宜敷哉と則年寄衆之口上ニ御座候と被申候。先方る参候書付手前の扣と見分候処、相違無御座候。又楽屋入用之書付いたし嘉兵衛殿へ言伝年寄衆へ遣候。年寄中るも諸事ふくぞうなく何ニても可申出様ニと嘉兵衛殿へ向、被申越候。此時嘉兵衛殿へ楽屋入用之書付相認メ遣候品々。

覚

一、切幕

一、切戸幕

先年ハ此方る掛ヶ候へ共、此度ハ引戸ニ致候ゆへ入不申候。近日

参候節相分候様ニ御咄し可申候。

一、大がま 堅タすミ

一、割木 水桶

一、しやく 茶せん

一、毛せん 三枚鼓座

一、同 三枚同音座

先年ハ疊敷其上へ毛せん敷候へ共、此度ハ疊ハ入不申、毛せん計ニて宜敷御座候。

一、大夫方見物場所、四五枚敷物共ニわき正面ニても宜敷場所頼上候。右之書付嘉兵衛殿へ向頼有候。当日楽屋万端都合宜敷御座候。以

来切戸幕同音座疊入不申候。今年之通ニ後々ニ至る迄致し可申也。乍然大夫見物場所セバク候間、重而ハ六枚計も願可申者也。

一、同廿二日、六兵衛殿舞台出来見分ニ参。予ハ病氣、牧太繁多ニ付頼置候。舞台見分之上地下へ参り年寄中ニ逢被申候よしニ御座候。尤悪敷所さしづいたし参具られ候。

一、廿三日、宿地下る嘉兵衛殿方頼被下候。此方色々用事重り候故七ツ時る参候處、作物等出来不申、当日楽屋ニて作。甚混雜仕候。以後ハ昼比る罷出反閉入用并能作物迄日之内ニ手廻可持もの也。

廿三日の参候人数

牧太 十吉 六兵衛 文内 多蔵 源十 龍之丞 五左衛門 和太 七 勘七

子共ハ連不申。龍之丞三番叟、アト十吉。宿ノ世話多ゆへ人数可成丈けんやく致し参候。挾箱ニ荷遣ス。勘七ト利助。尤利助ハはさミ相渡、其夜ニ帰る。予も久助連参積ニ御座候處、神社へかご頼候處、間違不参候。翌廿四日早朝ニ軒茶屋かごニ而参る。古例之通夕飯地下ニて御座候。

夕飯献立

皿大こん 汁青ミ
生身 かうしみそ
坪たこ 食 魚たよぎ
午房

焼物いな 香もの

中酒三献出ル。

菜ひたし

吸物たい

年寄一人月行事相伴にて御馳走ニ御座候。

一、当日朝飯古例之通宿へ地下へ送被下候。飯次キへ御飯入膳茶漬茶

わん持参。にしめ相添。

椎たけ 結干瓢 松たけ 大豆腐

今一品入 右拾人前被送下候。

〔舞台図アリ——下段〕

一、大夫楽屋之事、南北三間東西五間ニ御座候。楽屋ノ勝手甚悪敷候。

重而ハ南ノ方へ広く出様ニ可頼也。又鏡ノ間屋根ヒキク御座候て

切幕上り不申。横引張りニいたし甚間苦敷候。橋掛屋根ハ三尺計

も高く可頼也。扱又鏡ノ間右之方へ出候処無御座候而甚不勝手ニ

候。重而ハ絵図の通朱之入て有通りニ前ハ相談致し候て宜敷候。

一、楽屋敷物むしろの上ニうすへり置て沢山ニ宜敷御座候。凡うすべ

り六七十枚と相見へ、うすべりむしろ共ハ百二三十枚と相見へ申

候。

一、若衆へ太刀折紙指南之事、楠部村ノ扣ニ委クアリ。此度も楠部村

扣之通指南いたし都合宜敷候。

一、長官家ノ手前へ太刀折紙ノ事、此度ハ舞台にて受取渡し双方申合

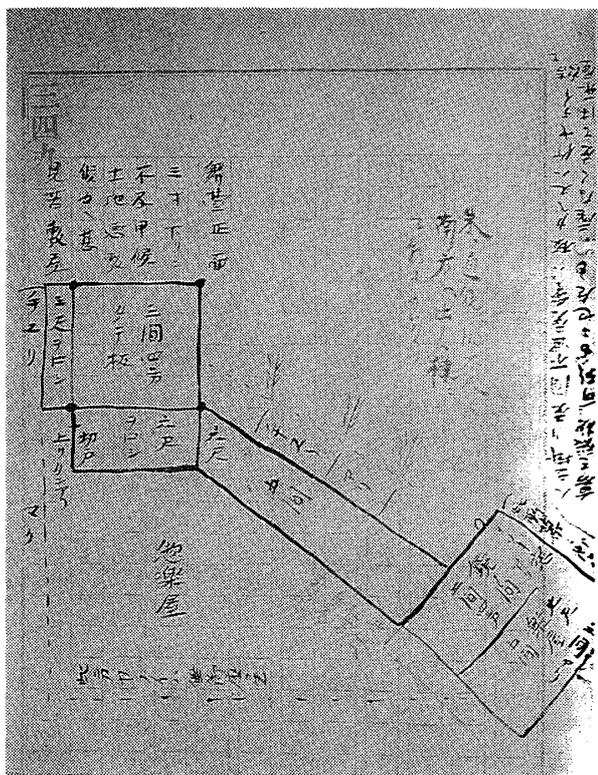
にて止メニ相成申候。尤官家ニも楠部方堅之節ハ止メニ致度様ニ

御申越有之候へハ古例之通申請度と申、楠部村にては舞台にて頂

戴仕候。此節も前ニ嘉兵衛殿へ御咄御座候處、此方も当日取込に

て双方ノ為めに相成候間、止メニ致して貰ひ候。以後中村楠部共

ニ右之通ニ可相心得者也。



『文化四年中村方堅諸事控』舞台図

〔右欄外の記事〕

此所幕ニ御座候。人立掛り候間不宜候。重而ハ板カベ又ハ竹ヤライ結て幕を張様ニ可頼もの也。左も御座なく候ては楽屋紛失物御座候やと甚心配多く候。

〔舞台正面の記事〕

舞台正面、三寸下リニ不及申候。土地悪敷候ゆへ甚見苦敷候。

〔橋掛り両側の記事〕

(上) 朱ノ通鏡ノ間大夫楽屋南ノ方へ出候様ニ可頼ものなり。

(下) 此辺へ狂言楽屋取へし。物楽屋ノ此方ヤライハ無御座候。

一、舞台にて地下より出る太刀折紙相済と御長官御棧敷へ御礼ニ参。麻上下帯刀にて参、御棧敷へ上り不申取次罷出候由牧太申候。則牧太参候。此時刀は供へ渡候様ニ申候へは御棧敷へ上り不申、棧敷ノ前にて取次へ申時は刀ハヌキ持スニ不及と存候。翌日御長官へ参御礼申上ル。玄関にて案内を乞ふ。刀は供へ渡し玄関へ上り御祝儀之御礼申上引取申候。以来如此ニ可相心得者也。

一、下宿御地下の世話ニ預ル。則嘉兵衛殿也。地下の外嘉兵衛殿入立にて大勢造作ニ成ル。依之鯉節一連諸事相済候上にて礼ニ遣す。

年寄中

一老
庄角之丞殿

庄文吾殿

庄条右衛門殿

右三人

前晚

番組

翁
古格之通勤

和谷大夫 松葉久助
高砂 吉川源十
地 和太七
寺田善次

植田又三郎 堤志津磨
岡村中書 西井藤内

間川岸孫右衛門

籙
菊川龍之丞

善次

中西多藏 鳥羽兵吉

長井治吉

間孫右衛門

和谷牧太
松風

源十

又三郎
喜多六兵衛

藤内

間旭金吾

川岸虎太郎
岡島又吉
唐船 中西熊造
和太七

吉川利吉
吉川長松

川岸勘四郎
泉十平

森次吉
次吉

間金吾八
孫右衛門

当日拵名
小三郎

牧太勤候

土蜘蛛

菊川幸之丞
龍之丞

源十
善次

叶官安十郎
一ノ木秀藏

船越や又右二門
次吉

太刀持 宮崎嘉吉 平三郎

祝言
金札

末広

孫右衛門

八木金兵衛
金吾

止動方角

忠藏

甚四郎
小川林作

又右衛門
岩野又吉

宗論

孫右衛門

孫右二門
金兵衛
金吾

墨塗

孫右衛門

奥野兵次
金兵衛
兵次

以上

右天氣能無滞相勤申候。楽屋入明六過ニ致候へとも御役所遅ク其上地下ニ而御馳走御座候由にて甚手間取、初り四ッ過ニ相成申候。以後は役人衆と前々相談可致もの也。猶又唐船ノ夜ニ入候處、暮合らうそく取寄候事ニも能一番の間手間取申候。以後は前々用意可致様ニ相談い

たしらうそく五十丁計も楽屋へ取寄置へく也。

一、能初り四比ニ相成候。尤明六ノふれにて此方も夜明ニ不残参候。御役所御役人下宿にて色々饗応御座候由、右にて手間取候儀ニ承候。重てハ前々役人衆と相談いたし都合宜敷様ニ可談也。

方堅反拜入用請取物覚

- 一、真綿 三十目
 - 一、麻 百二十目
 - 一、帯 一筋
 - 一、わらじ 二足
 - 一、松明 十二たい
 - 一、柄杓 一本
 - 一、餅 一重
へぎへ備る
 - 一、白地折敷 二一枚
但餅三百入、神前にてまきちらす
 - 一、小苺 二枚
 - 一、掛鯛魚 一掛
 - 一、腰掛俵 三俵
二斗入、古ノ七合入也
 - 一、人形作藁 一束
 - 一、録米六石古ノ七合升也
大夫へ花
 - 一、銭五貫文
- 右ハ明和四丁亥年ノ扣ノ通也。
- 一、此度さんぐ米之内にて五合計白餅拵タルト申候。白餅ニハ不及、

一、美濃紙 三帖

一、膝付布 二反
但ッ本尺

一、絹 五尺

一、弓矢竹

夜ニ入本社ノワキニ立、祭用
桶 一ツ

一、ゆり 一ツ

さんぐ米、白米六升入
へぎ 一枚

一、五穀福の種 一本
あわびへ

一、新鋏 一丁

一、幣串 一本 八角
但五尺八寸、六尺迄

一、御酒 二升
ざつしやう樽ニ入て来る。樽ハ
以後、此方へ樽共ニ申受ル也。

一、翁村中 八ふぬく
はかま

一、翁銭 六百文

餅三百、白餅福ノ種之替也。

又白餅拵テモ不苦候。其時は他村の通ニ白餅代白米五合計り受取
筈ニ御座候。

一、粉ニテ銚一ふり。 一、すハふエホシ

一、人形へ着セル。 一、土器 十
すハふエホシ

右ハ此度も此方持参いたし候。すハふエホシは此方無念持参
する也。粉土器は地下へ願ても不苦。

一、十月四日、録請取ニ参様ニと人来候。酒出し候へとも一酔も不給、
茶漬ふる舞遣候。

一、同日、牧太遣ス。勘七迎ニ行。地下にて酒出る。尤一老計。庄角
之丞殿。

覚

一、録米 但ッ七合升也 六石

右之米今升ニ直

四石二斗

当時相場ニ合安ニして老奴ニ付一升八合加也。

此代二百三拾三匁三分三厘

一、六百文 翁代

此代五匁三分三厘

二口ノ金三両二歩ト拾四匁六分六厘

右之通書付相添無滞目出度請取申候。

十月四日

資 料 篇

覚

一、錢五貫文

一匁ニ付
丁百八文加也

此金二歩ト拾二匁四分四厘

一、百二拾匁

すへふ
はかま代

二口ノ金二兩二歩ト四匁四分四厘

十月四日

右之通慥ニ請取申候。

ノ金六兩一歩ト三匁一分也。

御祝儀受納覚

一、馬代
金百疋也

内宮
長官様

太刀一振今年舞台ニテ請取渡シ無シ。地下ニテ請取申候。

一、青銅三十疋

坂常陸様

一、金百疋

内宮
御会合様

一、八匁花

上中の地藏町内

一、三百文

上中の地藏

右ハ地下ニ預りなく跡へ嘉兵衛殿言伝遣ト御座候て十一月四日嘉

兵衛持参にて慥ニ請取、年寄衆受取書嘉兵衛へ言伝遣候。

一、^{若衆へ}太刀折紙指南ノ祝儀なし。内々嘉兵衛へ相尋候處、太刀折紙地下

々さし人故祝儀不参候哉不審。

ノ四拾二匁六分六厘

二口ノ金六兩三歩十三匁七分六厘

一、八匁

鳥羽
川西平大夫殿

まんぢう二匁分見物場へ送。

江崎又右衛門殿

堀口久助殿

中村嘉兵衛殿

一、八匁

平祝儀共ニ惣入高

金七兩一歩ト四分二厘

平祝儀共ニ

惣入高

ノ金七兩一歩ト四分二厘

諸入用さし引

残金四兩ト八匁七分四り過

4 文化四年中村方堅宮中執行付

文化四丁卯年九月廿三日

中村方堅宮中執行付

和谷津之進

夜執行
牧太也

宮中執行

- 一、東方ニテ火ヲタク。
神前ニ置モノ
- 一、御鏡餅 へぎニスへ供ル
- 一、指樽土器へ移シ供ル。
掛鯛、樽鯛ハ社ノ下ニラク。
- 一、折敷二枚へ餅三百ヲ入、神前へ供ル。
- 一、人形 鬼門ノ方ニラク。
- 一、御幣 社ノ西ノ方ニモタセ。
- 一、水桶 社ノ前ニラク。
- 一、水ヲ入 柄酌
- 一、弓矢鍬同断
初トカリ矢、後カリ又矢。
- 一、銚 社ニモタセラク。
- 一、ユリニ散米入、神前ニラク。
- 一、布小延 手前ニラク。
- 一、猿彦御面 神前ニラク。
- 一、コシ掛 マン中ニラク。
- 一、五穀 神前ニラク。

五幣拵様

- 一、棒 五尺八寸位ニ而よし。
- 一、ミの紙 七行ニ切テよし。
但二十枚斗切よし。
- 一、ミの紙 壹折 ハサケ。
- 一、まわた
- 一、苧
- 一、絹 二ツ折

一、段ノ帯 二折

- 一、ユリニ散米并紙銭
- 一、布 一反共宮中ニテ遣ふ。
中村外村トハ違、布二反仰へ鉢巻フクメン
タスキニミの紙ツギテンテモよし。

執行次第

- 一、第一 神拝
- 一、フクメンシテ 巻物読。
- 一、二 アノ面、エホシ少刀扇取袴モ、タチ取テタスキワラシハク
- 一、三 反閉
- 一、銚 左右ヘナギマハス。
- 一、東南西北切込。
- 三四、太刀 同断。
面カヘル。ワラジモハキカヘル。
- 五一、銚 角切込。
- 六一、内バク 角
- 七一、弓矢 面草鞋タスキヌグ。
- 一、四 フクメンノ素袍少刀士エホシ着
御幣
- 一、五 水カケ
五穀埋
- 此次手ニ灰埋祭アリ。
- 一、人形 すハふエボシヌカセ。
- 戌亥ノ角ニテ焼。
- 一、六 折敷ニ入タル餅マク。
- 一、七 神拝
- 以上

5 宝曆八年宮建方固之記録（抜萃）

方固ノメシ之格式

奉申上口上

通村年寄奉申上候。当村氏社造替ニ付方固ノ神事能当月中ニ如先規相務申度奉存候。御屋鋪之御棧敷并御会合之御棧敷先格之通り仕度奉存候。右之趣宜御公儀様江被仰上被下候ハ、忝可奉存候。以上。

通村

年寄印

宝曆八戌寅年九月廿三日

三方御会合御衆中

（舞台図アリー77頁①に提出）

大夫辺排之事

- 一、腰掛俵 但シ卷斗式升入り 四俵 一、幣串布 式尋
- 一、苧 斗り目 百匁 一、真綿 斗り目拾式匁
- 一、段の帯 但シもミ半はゞ 一筋 一、美濃紙 三状
- 一、敷布 二反 一、散供米 白米也 三升三合
- 一、はぜ 三升三合 一、上ハ敷 二重
- 一、桶 壹ツ 一、弓 是ハ大夫方ヲ出し被申候。
- 一、杓 壹本
- 一、くわハ 是ハ大工作り申候。 壹丁 一、餅数 百式十
- 一、幣串 壹本 一、劔 壹振

- 一、かわらけ 見合 一、神ノ折敷 四膳
- 一、御造酒 少シ 一、人形壹ツ 是ハ地下ノ作り出し申候。

人形のすあふるぼしハ大夫方ヲ出し被申候。

方固ノメ之録米六石也。

- 一、地下中之すあふ袴ぬぎ有り。右之代ニ金式両大夫方へ相渡し候。

- 一、大夫此度着するすあふ袴ハ地下ノこしらへ遣ス也。

右之分ハ大夫前也。

- 一、他所江嫁り候息女のむことのハ地下江袴ぬぎ有り。
- 一、廿四日ノ夜辺排有り。年寄不残壹対ニ而参詣仕候。次翁・能二番アリ。翌ノ廿五日ニ能七番有之候。其時之もてなしハ御屋敷・御会合・山田大路様・宇治藤波様・同神楽館様、右之御方ハ朝夕御馳走可被致御事。公儀会合之儀ハ外ニ下宿可被取御事。山田大路、藤波神楽館之儀ハ地下寺ニ而可仕候。郷内之儀ハ惣庵之庭ニ而一汁二菜之強食有り。酒三献肴三種仕候。早朝也。棧敷打申候方ノ之使者被致持参候御祝儀ハ寺ニ而請取申候。并郷中之樽肴之祝儀ハ風呂屋之前番所ニ而帳附ケ請取申候。御三方衆之儀ハ辻固メ之所ノ年寄棧敷迄案内仕候。郷中之儀ハ給仕人能場江案内仕候。次寺江相見へ候使者之儀ハ年寄案内仕候。能ノ中入り之折り樽酒之儀ハ棧敷江年寄附キ添ひ給仕人兩人可致持参御事。郷中ノ場へハ給仕人兩人可被致持参候。右之折り樽ハ舞台江揃へ、其後出し申也。大夫役者方へも折り酒遣し申也。

- 一、名乗 三人 一、辻固メ 四人

一、給仕人 八人

一、七斗五升 但シ白米也。振舞ノ強飯ノ分。

一、小豆 七升 振舞ノ分也。

一、米三斗 但シ白米也。是ハ折之分也。

一、小豆 三升 折り之分也。

右之折之内へ隔切りを仕り煮ノ物を入。精進仕立也。

方固メ御祝儀

一、御祝儀無シ 御屋敷 一、御祝儀無シ 御会合

一、白銀 壹枚 外宮 長官様 一、白銀 壹枚 内宮 長官様

一、白銀 壹枚 内宮 藤波様 一、金 壹歩 内宮 神楽館様

一、白銀 壹枚 外ニ壹貫文別ニ棧敷打子候ニ付 下馬所 山田大路様

一、金 壹歩 久保倉彈正様 一、金 壹歩 上部大蔵様

一、金 壹歩 右近 橋村主膳様 一、金 壹歩 益丹後様

一、金 壹歩 三日市帯刀様 一、御祝儀無シ 河村勘兵衛様

一、金 壹歩 左近 朝熊岳明王院

一、御祝儀 郷中ハ殿附之通りニ而御座候。御出も殿付与同断ニ而候。

御屋鋪之御礼方固之翌日ニ仕候。但シ御会合役人衆江方固メ之日可

竊者也。并棧敷之方江ハ年寄可勤也。郷中江ハ若位衆可勤也。

6 寛政十年宮建方堅目記録(抜萃)

廿四日勝田嘉大夫辺排之事

暮六ツ時、嘉大夫素袍烏帽、外ニ役者老人、供老人附添被来候。神前之備へ相渡ス。相濟候而酒出ス。座敷ニ而勝手也。酒相濟候而宮参詣。年寄六人一对ニ而参詣也。辺排初ル時、年寄ハ宮中ノ西側ニまくり敷、拝見也。辺排過て拝殿ニ而大夫方ハ餅五ツ宛被渡候。夫ハ過ニ翁初ル也。年寄地下場へへり取敷、拝見致ス。

翁 千歳令之助 祝言 金札切 虎吉

廿四日、谷次右衛門、吉右衛門、前先規之通かく屋道ニ有之候間、此度も先規之通可致旨届ケニ遣ス也。

勝田大夫辺排之事

一、腰掛俵 但し 四俵 一、幣串布 壹丈

一、苧 目百匁 一、真綿 拾式匁

一、段の帯 但し 壹筋 一、美濃紙 三帖

一、敷布 式尺八寸半巾 式反 一、散供米 白米 三升三合

一、はぜ 三升三合 一、上敷 へり取 式重

一、桶 壹ツ 一、弓 是ハ大夫方ハ出ル。

柄杓 壹本 一、ほこ板 壹枚

一、鍬 大工ガ作ル。 壹丁 一、釵 鉾ハ先規ニ無之候へ共可相渡者也。 壹振

- 一、銀札五匁 両鹿海村
- 一、銀札三匁 西村
- 一、同 小木村田尻村
- 一、同 今一色村 右名乗有之候。

奉納能組

- | | | | | | | | | | | |
|----------|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 翁 | 高砂 | 末広 | 田村 | 松記内 | 又右衛門 | 辰之助 | 又右衛門 | 舟舟慶 | 祝言 | 金札 |
| 大助 | 大助 | 文蔵 | 口まね | 大助 | 半蔵 | 儀兵衛 | か | 大助 | 虎吉 | |
| 失柄 | 林右衛門 | 甚四郎 | 多宮 | 失柄 | 建蔵 | 友吉 | 友吉 | 友吉 | 甚四郎 | 多宮 |
| 太鼓 東左衛門? | 平左衛門 | 武吉 | 武吉 | 彦大夫 | 武吉 | 長兵衛 | 治右衛門 | 久大夫 | 儀蔵 | 勘兵衛 |

九月廿五日天氣能相勤申候。

7 天保九年御宮建諸事記録(拔萃)

(九月) 一、廿九日 勝田大夫辺排入用之品

- 一、腰掛俵 但シ玄米 俵斗二升入り 四俵
 - 一、芋 百目
 - 一、段帶 但シモミ半巾 二尺八寸 一筋
 - 一、敷布 弍反
 - 一、ハゼ 三升三合
 - 一、桶 壹ッ
 - 一、柄杓 壹本
 - 一、鍬 壹挺
 - 一、鋤 壹振リ
 - 一、鉾 壹振
 - 一、鉾板 壹枚
 - 一、鯛 七八寸 壹掛
 - 一、藁人形 是ハ地下ヨリ造リ出ス。素袍烏帽子ハ大夫ヨリ出ス。 一、經節
 - 一、美濃紙 三状
 - 一、散供米 白 三升三合
 - 一、上敷 へリトリ 二重
 - 一、弓 是ハ大夫方ヨリ出シ申候。
 - 一、小餅 百式十
 - 一、幣串 壹本
 - 一、神折敷 四枚
 - 一、土器 三連
 - 一、五穀 米 小麦 大豆 少々
 - 一、酒 少シ
 - 一、幣串布 壹丈
 - 一、真綿 拾式文目
- 右之通用意いたし七ツ半比勝田大夫へ使市平遣ス。暮比勝田大夫被参候。右之備もの取揃相渡シ酒肴出し申候。拵へ出来次第年寄麻上下横座袴ニ而御宮へ参詣。横座諸事之世話致し候事。辺排初ル時、年寄者宮中西側へ上敷を敷キ座シ拝見也。済終而拜殿ニテ大夫ヨリ餅五ツ宛被渡候。夫ヨリ翁始ル也。此度者平地へ舞台板を敷ならべ相勤申候。年寄拝見致ス也。

勝田記内 千歳 酌井宇助
三番叟 奥居安吉

祝言 高砂 切り 勝田辰若

右之通目出度相濟申候。

一、勝田大夫之録米六石也。地下之納相場にて代金相渡ス也。辺排之
藁人形之素袍代廿匁。右者賄ニ為持遣し候事。

〔付〕 文政元年通村方堅奉納能組

(『文政元年御宮建方固記』所載。九月二十五日)

奉納 能番組

翁 勝田記内 千歳 松本新三郎
三番叟 出口徳三郎

前連 野笹六蔵
天女 藪谷五三郎
記内 村井義兵衛
水室 増井大助 酌居作蔵
村井善三郎 鈴木健蔵
神谷内蔵之助 田村彦三郎
間 中瀬甚右衛門

箬 世木万作 出口徳五郎 作蔵
善三郎 立井宇之助 堀伝介
間 横田左右司 藪谷吉太郎

小村栄蔵 大助 小村喜蔵
楊貴妃 立井宇兵衛
間 西居喜三郎 小西武吉

邯鄲 記内 子五三郎 饑兵衛
新次郎 喜蔵
大亀松 健蔵
善三郎 孫三郎?
重吉 五留利宅助

頼朝 酌居松之介
林玉次 善三郎
大仏供養 八田金道 堀松蔵
森亀松 幕谷定七
宇之助 小西元吉

間 太田牧太

鶉飼 栄蔵 酌居半蔵 作蔵
亀松 西井平五郎 松本茂兵衛
間 松尾喜左衛門 吉五郎

祝言 六蔵 新次郎 松蔵
呉服 松本亀松 奥居友次
亀松 幕谷正三郎
武吉

筑紫奥 牧太 左右司 連歌盗人 長命平八郎 甚右衛門
岡田金左衛門 亀五郎
伊文字 前田半右衛門 永尾新左衛門 かねの音 東四郎 新左衛門
榊原東四郎 猿座頭 甚右衛門 内蔵之助
栗田口 吉田猪三郎 新左衛門 半右衛門 金左衛門
美代吉

8 内宮撰社神遷年月記 (拔萃)

方堅

中村

- 一、宝永四年九月廿五日
- 一、享保十一年九月廿二日
- 一、寛延元年九月五日
- 一、明和四年九月廿二日

楠部

- 一、元禄十三年十一月十一日
- 一、享保四年十一月廿日
- 一、元文四年十一月十六日
- 一、宝曆八年十一月廿四日
- 一、安永八年十一月十日

朝熊

- 一、宝永四年十一月十六日
- 一、享保十一年十一月廿五日
- 一、元文五年十一月五日
- 一、寛延元年十一月十日
- 一、明和五年九月廿四日

松下

- 一、宝永二年三月十七日

一字田

- 一、享保十年九月十一日
- 一、延享二年九月廿一日
- 一、明和二年九月廿五日

一色

- 一、寛保二年十一月廿一日
- 一、宝曆十二年十一月廿一日
- 一、寛保二年九月廿一日
- 一、宝曆十二年三月十一日

通

- 一、元文五年九月十一日
- 一、宝曆十年九月廿一日

9 氏神方堅之能記録

楠部村

- 元禄十三年十一月十一日

松下村

- 宝永二年三月十七日

中村

- 方堅 同 四年九月廿五日

朝熊

- 同年十一月十六日

中村

享保十一年九月十一日

楠部村

元文四年十一月十六日

同

宝曆八年十一月廿四日

一、元禄十三年

十一月六日、楠部村年寄野間善大夫・吉田藤大夫参申候者、当月十一日楠部氏神之神事ニ而能仕候間、伯様ニも御出被遊候哉、前々之御吉例ニ而棧敷仕如何可仕候哉、為御窺参上仕候と申候。此方返事ニ当十一日楠部村氏神之方堅め之能被致候由目出度候。就夫前々之吉例ニ而有之候間、長官も見物ニ出可申哉との義過分ニ候。長官儀老躰之之義ニ候間如何可有之も不知候間、左様ニ可被相心得候と申返候。

一、十一月十日、楠部村方堅之能有之候ニ付神主中へ明日見物之義可申入處ニ前々之祢宜中へ申触候義無之由ニ候故、祢宜中へハ人廻シ不申、存寄方々へ斗誘申候。

一、十一日、早田彦之允を以楠部年寄吉田藤大夫方へ今日之能ニ付地下并大夫方へ祝儀目錄ニ注文相添遣之。其目錄者奉書ニ枚重四折ニ致遣之。其注文如左。

覚

一、青銅三貫文 地下中へ

一、金二百疋 大夫へ

右内宮長官

一、金百疋 地下中へ

一、青銅五百文 大夫へ

右内宮七神主

右目錄之通披露可有之候。以上。

十一月十一日 内宮長官台所

一、同日、楠部村へ見物ニ参候ハ岡貞七・守夏・沢田外記・中川大膳・藤波伊織・沢田右衛門・藤波千代松・一文字治大夫、其外召連参候。長官之棧敷ハ正面二間口ニ拵置之。棧敷之饒ハ此方ニ致持参候。扱又地下中ニ大折一組、老升樽ニツ、尾崎左近ニ蜜柑老籠、西井藤兵衛ニ同老籠、吉田藤大夫ニ干菓子老折、東小左衛門ニ提重老組、弘正寺ニ提重一組、各棧敷へ被差出候。今日能七番、狂言三番。翁・賀茂・忠度・江口・自然居士・紅葉狩。右之通和屋大夫相勤候。

一、十二月、早田彦之允を以楠部年寄其外昨日棧敷へ歌音懸候方へ礼遣申候。

一、宝永二年

一、三月十五日、朝、松下村年寄ニ申越候者、産宮方堅之義今日仕候間、御出可被遊候旨兼而申上置候得共、今日大雨ニ御座候間、能相延申候間、依之御断申上候。弥又重而定而可申上候と申越候也。

一、十六日、松下村年寄申越候ハ、天氣晴候ニ付、明日方堅之能仕候間、御参向可被成候哉と申来候。此方返事ニ、入念節々申越給過分

ニ候と申返之候。右方堅能見物之義遠方故長官も参間布存候。殊ニ

明日ハ周防守様御参宮、神主中へ申入候迄も無之義と差扣申候。明日悦儀ニ使者遣申筈ニ相極候也。

一、同十七日、松下方堅之能仕候ニ付、為悦儀使者火焼新左衛門差遣し。口上書、同祝儀之目錄。

今度方堅之能有之由ニ而頃日年寄中被立越候段、長官へ申聞候處、入念之義祝之至ニ被存候。雖然遠隱之間不能其義候。仍輕少之至ニ候得共、地下中へ鳥目三貫文、能大夫へ式貫文被差遣之候。誠祝儀迄ニ御座候。以上。

三月十七日 内宮家司大夫

松下方年中

目錄

青銅 三貫文

以上

内宮家司大夫

目錄

青銅 二貫文

以上

内宮家司大夫

右之口上書者大杉原横折卷也。目錄二通り。各大杉原二枚重也。右之通年寄方へ致持参相渡之候。新左衛門終日能見物仕候。地下

折等出之、馳走仕候也。今日能番組如左。

不断桜 狂言 さくらあらそひ

田村 菊の花

楊貴妃 見物左衛門

小鍛冶 はりたこ

桜川 花さた

狸々

祝言

右松下村方堅ニ付祝儀之事、先年氏富長官之節、地下中へ鳥目一貫文被差遣候由也。此度地下中へ三貫文、能大夫へ式貫文差遣候義者、去ル辰年十一月十一日楠部村方堅之能之節、地下中へ鳥目三貫文、能大夫金二百疋遣候也。依之此度も右之通ニ仕候。楠部村方堅能大夫和屋大夫也。此度松下村方堅能大夫ハ勝田大夫也。

一、三月十九日、松下村年寄兩人参申候ハ去十七日方堅能仕候ニ付御使者殊ニ地下中并能大夫迄御悦儀被遣被下忝奉存候。依之御礼ニ参上仕候と申候。多田奥兵衛出合挨拶申遣。

一、宝永四年

一、九月廿五日、中村産宮方堅能番組。

式三番 翁

和谷権大夫

三婦

ワキ三人
天女二人
龍神二人

大 大鼓
小 大鼓

あしらい

烏帽子折

大名 松館善兵衛

江見銀右衛門
上野喜右衛門

大夫子

田村

ワキ

小大

笛

あしらい 亀谷定七

竹子盗人 大名 鑑谷三郎兵衛

江見銀右衛門
川北与五衛門

松風

ワキ

小大

笛

あしらい 鑑谷三郎兵衛

備前長光

大名 江見銀七

上野喜右衛門
松館善兵衛

黒塚

ワキ二人

小大

大鼓

あしらい 松館善兵衛

清水鬼

大名 亀谷定七

川北与五衛門

大夫
春永

ワキ
ハヤライ

小大

笛

あしらい二人

膏葉練

松館善兵衛
江見銀右衛門

大夫
海士

ワキ

小大

大鼓

あしらい 松館善兵衛

祝言

高砂切ヨリ

右今日能ニ付手前を出し候大刀折紙、大夫へ金巻歩折紙、地下中江刀折紙金巻分也。地下中へ之刀折紙ハ表を舞台ニ而式法ニ相渡し候。大夫へ之折紙ハ内證を相渡し候。扱又宮司・慶光院など参候ニ付提重差遣申候覚。

一、提重一組

宮司殿へ

一、同

慶光院へ

一、同

長官棧敷へ

一、同 但大提重

中村年寄中へ

一、同 但し大提重四重組、酒二升樽

四郷年寄中へ

一、同

和谷権大夫へ

一、同

宇治狂言仲間へ

一、同五組

方々知人之方口

一、同三組

手前入用

右之通用意仕差遣申候。扱又手前棧敷地下を一問例之通仕くれ候。

手前客人入用ニ外ニ二問かけ申候。一問ハ六疊敷、一問ハ四疊敷也。

一、同夜四郷年寄参。今日提重差遣礼申候也。

一、廿六日、宮司・慶光院・長官を昨日棧敷へ提重遣候礼何れも使者被差越候也。

一、同日、中村年寄河原弥右衛門昨日之提重之礼ニ参候。此度狂言之

義手前を宇治之出入之者共頼致させ候付、左様之義も礼申候也。

一、同四年

一、十一月十六日、朝能村氏神方堅之能仕候。勝田七大夫相勤候。番組如左。

大夫
翁

千歳 源之允
三番叟 市之允

大夫

ワキ 源之允
老松 半三郎
庄二郎

大忠兵衛 大文四郎
小源右衛門 笛林介

あしらい 七大夫

末広 勘右衛門

弥七
六右衛門

大夫子
経政

亀之介
ワキ七郎左衛門

大造酒 小治介
笛勝三郎

二千石 市之允

七大夫

大夫 芭蕉 ワキ権七 大忠兵衛 笛三郎大夫
あしらい 弥七 小五郎七

不聞座頭 久之允 源八 七大夫

藤左衛門 殺生石 ワキ勸九郎 大平八 大兵吉
あしらい 源八 小文右衛門 笛林介

狐塚 長吉 甚之允 六右衛門

新四郎 柏崎 ワキ七左衛門 大平八 笛三郎大夫
僧助左衛門 小孫右衛門

棒しほり 五郎七 源八 七大夫

大夫 海士 大臣忠八 大平八 大彦左衛門
ツレ市郎大夫 小文右衛門 笛孫三郎

祝言 高砂 切より

右之番付之内殺生石藤左衛門、柏崎新四郎、此兩人ハ山田之歴々衆名をかへて相勤被申候。それ故衣裳なども殊外能相見へ候。さて地謡十人斗有之。皆々山田衆也。囃方も大方山田衆。ワキ・狂言・あしらいハ皆々朝能村之者共相勤候也。扱又棧敷の次第、正面長官、左其次中川三神主、其次藪田五神主、其次宇治年寄当番、其次山本新之允、其次蓬来主悦(税カ)、其次三方山田衆、其次佐八掃部、其次金剛證寺、其次明王院、其次五六間もさんしきあり。扱又長官之棧敷の右七八間もさんしきあり。外官長官・宮司・慶光院ハ參不被申。内長官も名代藪田治部參候。長官も大夫、同地下へ花出候。三神主同前。五神主同前也。其外思ひくニ花出候。大方折紙之數百四五十も相見へ候。扱又我等方出候花代、地下中へ金貳百疋、大夫へ錢

一貫文也。地下の折巻冊、酒肴送り候也。我等同伴ハ堀之介・河井主悦(税カ)・一文字内匠・觀音寺・五功院也。

一、十七日、朝熊村年寄兩人昨日之礼ニ參候也。

一、同日、朝熊村へ昨日之礼ニ奥之允差遣候。年寄一藤世古清兵衛、又莊嚴寺へも遣也。

一、廿日、通村勝田大夫先日朝熊村方堅之節祝儀之礼ニ參也。

一、享保十一年

一、九月十一日、中村地下へ金百疋。右ハ産宮方堅能御座候ニ付折紙ニ而遣也。

一、元文四年

一、十一月朔日、楠部村手前寄子前田小左衛門參申候ハ、来十六日方堅御座候間、御見物ニ御出被成候ハ、棧敷仕可申候候間、御見物可被成と被申。返事可參候間左様ニ心得可被下候と申遣。

一、同六日、小左衛門方へ人遣申入候ハ、弥方堅之能見物ニ參可申候間、棧敷之儀も宜様ニいたし可被下と申遣。殊ニ造作成候儀者御無用ニ御座候。四五人同伴仕可申候。左様心得可被下候と申遣。

一、同十六日、楠部方堅ニ付地下へ祝儀遣候。使者森長藏。大夫遣祝儀者直ニかくやへ小左衛門被致持參候。今日目錄如左。

(ココニ2項目ノ一ツ書アルモ記事ナシ)

藪田九神主

金子 百疋

楠部村地下中へ

鳥目 五十疋 小左衛門
同 善之允

金 百疋
藪田九神主

右大夫への祝儀へ不致工面ニ御座候處、処之法式ニ御座候と有之候故遣候。尤兩人之祝儀之儀者棧敷等之世話被致候故遣候。扱又折紙地下中井大夫。奉書二枚重、兩人之衆中へハ杉原ニ認之遣候。大夫之儀者一向所縁無之候也。

一、十六日、楠部方堅見物ニ参候。手前河井大膳・同右膳允・盛右衛門侍・中井源右衛門・森長藏・友三郎。挾箱茶弁当等持参。右之外ニ人垣并山・五大院・同弟子馬瀬松之助。棧敷へ小左衛門を提重四重、善之允も同四重、同善左衛門も同四重、尾崎惣右衛門もまんちう一折参候。棧敷次第者正面ニ二間拵申候。其外之棧敷三疊敷つゝと相見へ候。長官之左 公儀、其次会合、其次慶光院、其次藪田二神主、其次井面三神主、其次中川四神主、其次藤波五神主、其次藪田九神主、長官右寄子、其次中川八神主、其次六間有之。長官白むく狩衣くゝり立烏帽子。大刀折紙舞台へ龜谷善衛門持参仕。大夫素袍ニ而罷出請取。

一、同日、神事過、善之允方ニ而夕飯有之候。棧敷饒物此方を持参。幕もうせん。長官を金子二百疋大夫へ。青銅三貫文地下中。中川八神主を金百疋地下へ。青銅五百文大夫へ。銀式両西井哥善、同田中要助。同権兵衛。金百疋御台を権兵衛へ。

翁 三番

ワキ 森伊平治
大西源三郎

(舞台図省略—78頁②にこの時の他資料の図を掲出)

大夫 ツレ久治 吉川小坊 大 和谷定七 大鼓 山田
玉井 豊姫 同久治 小 川岸三五郎 笛一色 左門
玉姫 中西久米四郎 権兵衛

萩大名

和谷政之進 須崎儀平治 大山田 笛 楠部
田村 中西久米四郎 小同 西井哥善
吉川久治 間 岡本 居杭

大夫

楊貴妃 ワキ 須崎米右衛門 大 沢田銅次郎 笛 田中要助
アシライ 大西源三郎 小

大刀折紙

権十 徳之允 与治助

狐塚

大夫 男 森伊平治 鳴尾 吉川小坊 能力 大 左門
藤永 ワキ 土谷伝四郎 ツレ 源三郎 小 大 権兵衛
同 若川和助 " " 弥次郎 小 大 権兵衛

和谷貞七 小蝶 須崎久米右衛門 大 佐平治 大鼓 吉川市大夫
土蜘蛛 ワキ 寺田久次郎 小 三五郎 笛 権兵衛
頼光 奥川孫四郎 市川和助

狂言岡本弥四郎連中、同音岡本半兵衛門弟。今日折紙花七つ。折紙五十斗ト相見へ候。

一、十七日、朝、楠部村へ昨日提重参候方へ礼ニ遣。森長藏也。

一、十八日、小左衛門一昨日之礼ニ被参候也。

一、同日、楠部村年寄神原祐之丞惣名代として参申候者、一昨日ハ寒

氣之初早朝方堅能御見物ニ御出被成下忝皆々悦入申候。就夫一昨日棧敷へ年寄御見舞之儀旧例之折等差上可申筈之處、殊之外取込仲間之者共不調法仕、無其儀失礼仕候ニ付、小左衛門・善之丞方へ被仰聞候由承驚入、早速為御詫御断之伺公仕候。御当家ニ不限方々不工面之儀共御座候而所々御断申入候斗ニ御座候と申入候間、則取次前田小左衛門予ニ右之次第申候故、予返事ニ成程左も可有事ニ候。併旧例ニも洩候事、其俣差置候へハ後代込心掛リニ存、いかゞ被存候而ケ様之被致方と相尋候。取込之儀故失念との断ニおいてハ無子細候。聞届候と申返し候。祐之丞申候ハ夫者早速御聞届被遊被下、いか斗忝奉存候。猶又宜敷御執路頼入候と申候、返り申候。其跡ニ而小左衛門も罷歸り候也。

一、宝曆八年

一、十一月十一日、橋本善之允被參申候者、来廿三日楠部方堅能御見物御出可被下候。棧敷も申付可申候存候故、御窺ニ參上仕候と申候。此方申候者、未何之貪着不致候間、此方返事可致と申遣也。

一、十三日、左織方へ奥之允ヲ以申遣候。一昨日者願御出候處、折節風邪ニ而不掛御目候。然者方堅之節罷出候様との事ニ御座候處、其節無拗指合旁御座候間、得參り申間敷候。何れも世話被致間布候。仍而御断旁參上仕候と申候へハ入念御人被下、成程御断之趣、相心得申候、申越候也。

一、廿三日、左織方へ明日方堅為悦儀濁酒式升樽ニ入遣。尙又三分位。則明日番組御見進可被下と申遣候處、高砂・八ノ木・野々宮・かんたん・行家。狂言、麻生・骨皮・土筆・悪太郎・鏡男。

〔付〕

享保十年松下方堅能番組

〔神宮編年記・永親記〕同年九月二十五日条。大夫勝田

翁 大夫
千歳
三番三

白楽天 大夫
ワキ 彦藏
末社 段四郎
庄右衛門 勘十郎
久右衛門 権兵衛

はり太鼓 彦七郎
孫藏 段九郎

忠度
善四郎
アイ善七郎
勘十郎
木工之丞

しとふ方角 又左衛門
与惣次 新右衛門
伊大夫

野宮 大夫
林三郎
四郎右衛門
幸十郎
五郎左衛門
左吉

つんほ座頭 段四郎
善七郎
七左衛門

芦刈 勘十郎
伝吉
又左衛門
庄右衛門
善藏
権兵衛

祢宜山伏 新右衛門
四郎右衛門
新次郎
五郎兵衛

殺生石 大夫
段四郎
新右衛門
善六
卯之助
木工四郎
権兵衛

闖罪人 伊大夫
又左衛門
善七郎
新右衛門 太郎兵衛
四郎次郎

龍田 大夫
幸十郎
四郎次郎
左吉

祝言

〔付〕 寛延元年中村方堅能番組

〔守敬長官日記〕同年九月五日条。大夫和谷

翁、竹生嶋、田村、半菰、三輪、橋弁慶、猩々、祝言。

狂言五番。

〔付〕 安永八年楠部方堅能番組

〔守浮長官日記〕同年十一月十日条

和谷大夫 川岸定吉
水室 富岡勇治
地本太兵衛 玉木仙助
石原清三郎 松葉久兵衛
川岸常七 喜多唯七

間 多氣此面 植村巳之助

末広 岩出三郎 松嶋新左衛門
多氣此面

中西浅吉 中西久蔵
箴 清三郎 松葉久蔵 綿谷勘作

間 竹宮橋治

居杭 内田喜三治 細井清蔵
竹宮橋治

和谷津之進 水谷善右衛門
江口 松本久七
地本源四郎 奥野平五郎
吉川松之助 吉川常七 喜多唯七

間 笠井藤蔵

棒縛 八木円治 笠井藤蔵
早田久米助

枕士童 富岡勇治
川岸定吉
川源常七 吉川源蔵
中西久右衛門 須崎定五郎
地本武大夫 綿谷勘作

間 松島新左衛門

軼猿 藤井為速 植村巳之助
内田橋蔵

犀 地本弥左衛門 地本源四郎 中西文蔵 黒田儀八
吉川源蔵 地本武大夫 喜多唯七
吉川松之助

間 細井満蔵

祝言謡 老松切

〔付〕 寛政十一年楠部方堅能番組

〔経高長官日記〕同年十一月十日条

吉川晋之丞 岡田正膳 黒田多三郎
難波 増井大助 刀祢五郎右衛門 端館助大夫

浜田辰之助 菊川勇蔵 森弥吉
清経 地本和左七 鳥羽甚之助

和谷津之進 大助 坂尾文左衛門 小館久大夫
井筒 正膳

和谷收太 中西文蔵 森治吉
舟弁慶 地本万蔵 伊藤弥平次 弥吉

五千又右衛門 大助 文蔵 正亀楠太郎
黒塚 五郎右衛門 助大夫

祝言

鞍馬参 松葉儀蔵

10 弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録

胸突 川岸嘉吉
なとり川 儀蔵
鏡男 嘉吉

弘化三丙午年四月吉日
外宮領亀山ニ而勸進能
興行初中後一件控


(笑アル) 月下旬日数五日之間勸進能興行仕度奉存候。近來文政二卯年八月通村勝田記内御願申出興行仕候儀ニ御座候間、来ル廿三日御役所江御願奉申上度奉存候。仍此段奉申上候。以上。
弘化三丙午年三月 一色村 和谷権太夫 印
三方御会合御衆中様

右罷出先日申上候勸進能之儀今日
御役所江御願申上候処御聞置ニ御座候旨申之扣差出役人堤常助受取置。
乍恐奉願上口上
一色村和谷権太夫奉願上候。私方為芸道修行、寛文中勸進能興行

仕、其後元禄年中茂御願奉申出、宝永七寅年八月ニも勸進能仕候。猶又享保年中、元文四未年、同五申年閏七月ニも勸進能とハ不奉申上候得共、興行能御願奉申上、其節に御聞濟被為成下難有奉存候。元來私家ニ而者是迄度々興行能仕候儀ニ御座候間、為芸道修行今般堤刑部差配所山田領亀山と申所ニおゐて当四月下旬日数五日之間勸進能興行仕度奉願上候。近來文政二卯年八月通村勝田記内御願奉申上興行仕候儀ニも御座候間、右願之趣御憐愍を以御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候。仍此段乍恐御願奉申上候。以上。
弘化三丙午年三月 一色村 和谷権太夫 印
御奉行所様
右之通

御役所江御願奉申上候。仍而此段奉申上候。以上。
弘化三丙午年三月廿三日 一色村 和谷権太夫 印
三方御会合御衆中
弘化三丙午年四月下旬
一、此度勸進能興行之儀者 外宮領堤家御差配所亀山と申所ニ而四月下旬の五月ニ至晴天五日之間勸進能相催有之候。右ハ京都乱舞方ニ山田表御師之大人ニ京都野村三次郎殿と芸道ニ付懇意之方并金主之仁物も在京之節、付合之手引、其外脇方囃子方共心安有之候而一世之了簡と相見へ候ニ付、下拙方名前にて右之催相企、左ニ記通ニ御座候。尤多分京都より参り申候。
一、元來訳合と申ハ拙者儀是迄度々山田表付合之御方人稽古能囃子等

度々有之候ニ付、御師職方初心安出入色々之嘶る斯之勸進能興行相
 催相付申候。扱勸進之儀者勝田氏当方両家ならてハ願人無之。依而
 拙者へ段々相談ニ而興行出来。則興行五日之間手前も三番相勤候迄
 ニ御座候。乍去表向ハ私願主之事ニ相成行候故、当村地下表五人之
 出勤 御役所御会合并檀那江も交々私同道、又ハ村役人斗も罷出候
 事も御座候。

一、此度之催ニ付勝田氏江も世話人ハ一応之挨拶致せと申事故、手前
 初其意故前広ニ参じ出勤之儀申入候得者、追而返事可申との儀ニ而
 夫切ニ相成行、出勤無之候。尤興行十日前能組出板之上、勝田氏并
 御入弟頭小林源右衛門殿方へ向参し能組式組持参致し勝田家へも宜
 と申頼置候迄ニ御座候。興行五日之内中之日道成寺之節、勝田氏親
 子同道ニて楽屋へ相見へ、私方初一統へ挨拶有之候迄、通村門人も
 自切之見物ニ而此方一向構ひ不申。重而通村勝田家催し有之候共、
 右之訳合当方社中も見物之儀者相心へ可申事ニ候。金主人有之故、
 依姑之見物者達而無用之由当方逆も勝手之見物者為致不申。役人中
 へ付候者又ハ後見人・楽屋働となぞらへ楽屋ハ見物為致申候。夫故
 当方親類付合之見物之ため棧敷一間、其外無抛札代出し申候。右ニ
 付礼金之内ニ而引去、大ニ困り入申候。先ハ有増如此ニ御座候。当
 方社中も別而無人之折柄、前日招寄、夫々江挨拶致し置申候。

一、金主方ハ内宮領久世戸増井彦左衛門殿
 楠部村 泉重右衛門殿兩人ニ御座候。并世話人方
 湯葉屋
 妙見町 永井政右衛門殿 同所 山本吉助殿
 目兼屋
 同所坂口五兵衛殿 同所 黒部源之助殿

弘化三年四月廿日
 外宮類龜山ニ勸進能
 興行勸進後一付控
 (和谷)

三月廿日
 右坂池様
 一河方御遠方ニ儀其儀不能ハ然ハ堀池御家内ノ御願
 一被申遣ハ其能後ニ送書ニ而出勤致度旨申参相濟ハ故
 一多ハ御酒料御新ニ書状又々差上候所致候様又不足
 一返書送ハ得共御願ニ儀致無是非京都槽谷傳次郎殿迄以
 三日申様ハ御願願ニ而左仁ハハ挨拶ニ而内々相濟申事
 二御座候御願願姓在索ニ而外々相濟ニ催勝手ニ相
 成不申也流打ハハ興行ニ様ニ御座候其故ハ三日申様長
 々在索其御願願姓ニ様ニ御座候ニて方野村家ハ内社合
 箱子方ニ送進引請ニ由依而野村父子川崎其外ハ蓋且ニ
 二九七
 長久保記有ハハ事方々ニ世話ハハ首尾仕ハ

弘化3年の勸進能記録 (右・表紙, 左・堀池招請の記事)

同所三好喜七郎殿 浦口町松島六郎右衛門殿

右之銘々増井氏隱宅にて依々相談致し、其上妙見町辺座敷裏亭等にて右之連中頼入、度々相談有之。此内へ三日市様内々毎度御家来一人ツ、御召連相談ニ御加り被下、私も出合申候。

一、右興行中、金八両之仕切之所、

御両宮御神馬御廐之御造営之石曳前にて町在共談志中之差支故敷、

右能格別不賑合ニ而金主方損毛有之候に付、興行後金子七兩拙者方

へ申請候。其上当方棧敷一間場所一枚右内ニ而引道ニ相成、彼是余

徳も薄式之仕合ニ御座候事。乍去無滯五日興行相済、目出度奉存候。

一、四月廿六日初日折節雨天ニ而御役所御勤番之御方々御帰りニ相成、

少々不行届ニ而翌廿七日休日、廿八日ニ初日。中ニも四月小之月故、

雨天も有之、五月四日ニ目出度相済申候。

一、此節之御下宿常明寺、料理茶屋永楽屋ニ而饗応仕候。村方役人兩

人ツ、毎々相詰御機嫌伺申上候事。

御役所并御会合御出張へ予も御出迎致し申上置、楽屋へ相詰申事。

御下宿饗応并弁当ハ世話人申上ル。金主方入用ニ御座候。

一、内宮会合衆江者棧敷煙草盆迄にて一切食用ハ不仕候。是ハ領分違

之事故也。

勿論両宮御神宮衆江も御棧敷多葉粉盆迄先格々如此ニ御座候。然共

折節、

京都女御様御不例ニ而御祈祷中、両御神宮尼御出張無之候得共、御

祝儀出申候。

外宮御会合江者領分之事故、饗応有之候。

一、司家様へハ一切申上無之候。如是。

一、右度、

堤刑部様、大泉忠大夫殿御召連にて御檀会旅行留主中ニ付御親類、

堤大学様へ三日市場様御熟懇合にて御内談御取繕場所之所何敷ニ

至迄御承知ニ御座候。尤、

御役所并御会合御神宮へ

帯刀様取繕ひ先々心易相済申候。

此節御出頭ニ御座候。

御役所江も帯刀様御出入中にて御上向都合好出来仕候事。

右ハ催金主方夫々被相頼、私願人ニ相成申候。

掘池氏江之駈合之一儀

一、京地堀池弥三郎殿江も三日切にて頼入書状相遣し候得共、御国詰

之折柄御家内る三日切ニ而返事参り申候。

当方初而之書状

——然者此度勢地山田表にて勸進能催し仕度候に付左ニ奉申上候。

一、右一誕縦令他国之仁る御上向へ願入候共、神地ニ而一切興行出来

不申候事。

尤当所ニ而者銘々共儀一代ニ一度之興行ハ仕来ニ御座候得共、金主

方取持人無之候而者難叶、時節不到来乍残念是迄見合罷過候處、此

節金主并其御表夫々御立方拍子方ニ至迄心易取持人有之、内々乍ら

追々掛合致し被呉候事ニ御座候。何分四五日之興行仕度、依而前以

尊前様へも何敷御出勤之儀も御願申上度候所、御出詰之御儀別而御

家柄と申、ヶ様之儀如何ニ与奉存、是迄差扣居申候。

夫ニ付下拙儀不行届者ニ而他力ならでハ難及、尊公様御帰京を相待居申候。扱今以御帰京無御座候哉、何卒御目ニ掛り御願申上度、依之三日切之飛札にて奉申上候。御聞取被成下候上、又々三日切伊勢弘ひニ而御答書乍恐奉希上候。其上ニ而一日も早く上京仕度儀ニ御座候。無御用繁ニ可被為入共、呉々も御急答奉願上度、是而已如此ニ御座候。老筆前後忘脚、先ハ有増迄委曲上京之節与奉申残候。以上。

三月八日

右堀池様へ

一、何分御遠方之事故、其儀不能候。然処堀池御家内ハ御国元へ被申遣候哉、能後ニ返書ニ而出勤致度旨申參。相濟候跡聊ながら御酒料御断之書状又々差上候所、残念殊更不足之返書參候得共、跡之儀故無是非京都糟谷伝次郎殿を以三日市様ハ御頼ニ而右仁ハ之挨拶ニ而内々相濟申事ニ御座候。縦令堀池姓在京ニ而私斗此度之催勝手ニも相成不申。他流打込之興行之積ニ御座候。其故ハ三日市様長々在京、其節野村氏と熟懇ニてして方野村家へ内駈合、囃子方ニ至迄引請之由、依而野村父子、川勝其外ハ番組ニ委ク書記有之候事。方々之世話にて先ハ首尾仕候。

御役所

太田志摩守様 御在勤之節也。

御用人
中席 鳥井藤兵衛様

全
上席 伊丹六兵衛様

全
箕原宗左衛門様
御給人
森下弥士馬様

山下平右衛門様

田中半左衛門様

御与町諸役人御譜代故略之ニ後ニ出ス。

四月十五日

一、御番所へ能組 五組上ル。但シ五枚也。

同日右ハ当村年寄上ル。

年寄
宮崎久大夫
役人郷使早速同日上ル。

山田御会合へ一枚。堤刑部様へ二枚。

右ハ能組上ニハ下拙ハ参り不申。

堤刑部様 御留主中ニ付、駈合之御家来左之御方也。

世々羅木町
小田七大夫殿

岡本町
吉田庄蔵殿

右

其節之小林表御役人

御與頭ヨリ

浜口庄左衛門様

内田武左衛門様

浜口半次郎様

吉野丹治様

御應居
岡村弥次右衛門様

御番頭

藤村彦八様

山口十郎治様

櫻坂軍平様

御番頭格
前田丈助様

柘植菊次様

志賀佐大夫様

御目附

三木儀平太様

先野住太様

下山弥右エ門様

中川芳十郎様

宮崎和太夫様

定詰御見習

前田貢様

此御方別段ナリ。御心安ニ付折々参上仕候事。
御社中へ番組九枚此日□向御使上ル。

御広間御番
宮崎貞六様

右十八軒様へ通札上ル。

御広間御番

是ヨリ左ニ記スハ何事モ不申上御名前斗。其時之御諸役人中故
記而已。通札なし。

御広間御番

竹本何右衛門様

柘植伝左衛門様

山沢和左衛門様

山口安兵衛様

中村清五郎様

御撰用

平川要人様

長山郊之助様

小川蔀様

金田伴蔵様

小久保鷲右衛門様

御見習

志賀年右衛門様

大畑権兵衛様

若賀平蔵様

通り札之儀

御頭衆江日割ゞ五枚ツ、差上候様、夫外様へハ少々減し上候得と
も、あとにて半分斗惣々様ヨリ御返被成候。御広間御番御撰用方へ
ハ通札差上不申候。

一、興行無滞相済後、通札差上候御人数様へ御礼として酒切手式枚ツ
、差上申候。老松也

右能相済翌日御役所御番所追当村年寄御礼申上ル。夫追ニ御座候。

手前用

一、此度之興行ニ付前日菊川栄蔵殿同道ニ而楠部村中村両所へ御出勤

一、鷹役へ向、通札五枚ツ、携参、興行之挨拶致置帰候得共、此度ハ

両村共一円見廻等之儀も無之存寄、前とハ大ニ相違仕候。勝田興行

之節ハ見廻も有之候。時節柄諦申候。

一、鳥羽表江ハ人相立番組式組相達候。且而金百疋両町御地下る見廻

として被下候。其外弟子中る少々斗御座候。

一、能組出板之上、御上江年寄役を以差上ル。

手前へ受取持参致し候分も御座候。

一、両御神宮へ能組一枚ツ、

内宮御会合へハ一枚。

一色村役人へ式枚。通村勝田氏へ壹枚。

勝田氏へ世話人之口上相添拙者る小林姓へ預ル。

同所小林源右衛門殿へハ手前る壹通り進上申候。

願出之初発

一、三月十一日 堤刑部様行

年寄
菊川和右衛門
郷使連

一、廿日 御会合へ

年寄役ニ而
菊川栄造
権大夫 三人
郷使

一、廿三日 御役所願出

御会合
菊川利右衛門

且那樣
宮崎久大夫

一、四月十五日 御役所能組上

御会合 且那樣

和谷招ル郷使

久大夫

郷使

十六日 間違にて御目附衆遣出ル。

同郷使

一、廿九日晦日 御役所 御召にて

御会合 且那樣

年寄

菊川甚大夫

菊川利右衛門

郷使

一、当日る五日之間 年寄兩人ツ、

相濟御役所へ御礼兩人

郷使

前後書込

一、三月廿四日 堤刑部様行

御聞届

菊川栄蔵

和谷権大夫

郷使

三月廿五日 外宮 御神宮様

御齋館にて御請。

但し内御玄関ヨリ上ル。

但し俵約中一刀ニ而
下拙者人
礼服にて上ル

同 廿六日 初而勝田氏へ参候。出勤之儀頼入ル。

同 四月十三日 又々御同人方へ参候処、先々断之由。

同 十七日 外宮御齋館へ能組一組。礼服にて手前一人上ル。

是る後ハ催中世話人差上ル。諸事御断申上置、帰り申候。

何れへニ而も礼服也。

四月十八日 内宮御長官井面様へ書附を以礼服にて手前老人上ル。其

帰、但し柳田氏を相頼下宿致ス。

同御会合へ申上ル。供不召連、一刀ニ而上ル。尤帶刀可致本意ナレ共儉約仕ル。

其後番組老組ツ、上ル。後日之御断申上置、名代礼服ニて相勤候。

外宮御会合所へ者堤刑部殿御差配所ト相認。

奉申上口上

今般堤刑部差配所山田領龜山ニおゐて来ル四月下旬五日之間勸進能興行仕度奉存候ニ付、去ル廿三日御役所江御願奉申上候處、御聞濟ニ相成難有仕合奉存候。依而此段奉申上候。以上。

三月廿八日

和谷権大夫

外宮御神職方江ノ儀者御齋館へ礼服にて、儉約中故手前老人にて申上ル。

内宮御神職江ハ長官様へ同様申上ル。

井面様例歳之通内玄関ニ而申上候。

同 御会合へも同文ニ御座候。

一、興行目出度相濟候上、御祝儀頂戴差上候次第左之通。

乍恐口上書ニ而奉申上候

一、此度勸進能興行晴天五日無滞相濟、為御祝儀与白銀沓枚被下置難有頂戴仕候。依而御請御礼奉申上候。宜御披露被成下候様、奉希上候。以上。

弘化三丙午年五月六日

和谷権大夫 印

外宮御齋官

内宮御長官様 同様申上ル

内 同 御役人中様

御披露

右文言同様申上ル。

御目錄金百疋被下申候。尤此節御棧敷者相掛申候得共、京都之御物忌中にて御出張無之。依御目錄も御減少之由ニ御座候。

内宮御会合、白銀沓枚御棧敷ニ而頂戴仕候。

兩御神宮ヨリハ御使者ニ而御目錄頂戴仕候。

御請御礼美濃紙へ相認ル。印形有。

乍恐奉申上口上

一色村奉申上候。和谷権大夫先達而御願奉申上候勸進能之儀御聞濟被成下難有仕合奉存候。依定日之儀明後廿六日ハ興行仕度、依之御届奉申上候。以上。

弘化三丙午四月廿四日

御奉行所様

御会合 堤様

斯之通年寄斗ニて定日御届。

奉差上候一札

此度和谷権大夫儀日数五日之間、勸進能興行御願奉申上候處、御聞濟被成下難有仕合ニ奉存候。依之昨廿六日ハ相始候段奉申上候ニ付、御檢使御役人衆御越被成下候處、雨天ニ相成見物人一切罷越不申、助成ニモ難相成候ニ付、無拋途中ニ而右御役人様方江日送興行之儀、御願

奉申上候處、差懸り候儀ニ付、此度者其御聞届被成下候得共、願書之趣意相違仕、其外万端不行届之儀有之候ニ付、今廿七日御退出之上、蒙御裁許一同奉恐入候。以後興行中不束之儀無之様、急度相心得可申候。仍而奉差上一札如件。

午四月廿七日

一色村

和谷権大夫 印

御奉行所様

右ハ晴雨之儀不奉申上、評定之所へ御乗込、万事不行届故御役人御帰後御差紙有之。大ニ困り入申候。仍而一日延引ニ相成申候。

乍恐奉願上口上

一色村和谷権大夫奉願上候。此度私儀日敷五日之間勸進能興行御願申上候處、御憐愍を以 御聞濟被成下難有仕合奉存候。然處雨天ニ而者見物人相越不申、助成ニ茂難相成候ニ付、重々奉恐入候得共、晴天五日之興行仕度奉存候。格別之御慈悲を以右願之通御聞届被成下、興行中御檢使御役人衆御差出被成下候ハ、難有仕合奉存候。尤興行有無之儀者日々奉申上様可仕候。依而此段奉願上候。以上。

弘化三丙午年四月廿七日

一色村

和谷権大夫 印

御奉行所様

能後堀池氏へ書状

一筆啓上仕候。向暑之節其御表ニ而御揃益御勇健可被遊御座恐悦至極奉存候。從而当方無異罷過候。乍慮外御放念可被成下候。誠ニ御国元

〆四月十日出之御報翰先達而到着、逐一拜見仕候。御深切之思召之段、奉承服候。然処興行後相届残心奉存候。併先般之催下拙方ハ名目迫出し候事ニテ金主方も折悪く大ニ損毛ニ御座候。夫故小子も心底ニ不任候得共、右者無是非次第と奉存候。乍去度々も無御座事故、他〆すゝめニ任せ乍老躰番組之通出勤仕候。依而乍薄式為御酒料与金百疋并万金丹一封奉差上候。御笑納可被下候。

一、江戸表師家様へハ先般之興行之儀如何仕候哉、尊公様次第ニ可任候間、重便ニ乍御面働御申越可被成下候。下拙も此節ハ色々取紛、先ハ要用之趣迄申上候事ニ御座候。書外芽出し度、後喜之節与奉申残候。恐惶謹言。

一、此度者江戸表江ハ内分。京都堀池氏之上追テ御同所住
樽谷伝次郎殿御取斗。和谷宜御座候。

世話入用覚

- 一、三匁五分 鳥羽行彦左衛門
- 一、五分 二軒茶屋行人
- 一、一匁 ぼゞ
- 一、三匁 船ちん
- 一、三匁 山田行彦左衛門
- 一、壹匁五分 同断十五郎
- 一、五匁 鍛冶屋六郎兵衛屋
- 夜分廻 小林行人足式人
- 一、三匁五分 御仲間送ル。
- 一、式匁ツ、同 村役人足代

一、老奴ツ、

郷使同断

一、八奴

ミの紙らうそく

一、老奴

二軒茶屋の行船ちん

一、ミの紙 式帖

大泉様へ

一、三奴

御会合御下宿へ

且那樣へ挨拶之儀、拙者存知不申。如何候哉、書附通請取扱ひ申候。諸事金主方取扱ニ御座候。外ニ酒切手三十八枚配。

一、興行中妙見町森田屋へ手前初当所役人并世話人其外止宿。金主方の支度仕出し、尤一鉢ニ飯事斗ニ御座候。酒肴御断ニ御座候。外ニ下宿支度并食用之儀成丈儉約致し申候。

一、八奴

小林村下宿

外ニめし酒代も少々有之。

一、上方乱舞方止宿之所者十文治屋五兵衛殿、永井政右衛門殿両家ニ而相治り申候。

一、龜山興行之後、堀池氏御立腹之由、同所糟谷氏を承り、又々糟谷氏を以三日市様を取扱を以書状之下書被下相認、金式百疋封込、内々事済ニ相成悦申候。江戸師家ハ内分ニ相成申候。以後ハ流儀ならてハ不宜。他流打込ニ而ハ先々無用。可然後々可得心得者也。

11 文政二年勝田大夫龜山勸進能記録 (『長官経陰家牒』抜萃)

(七月)

一、廿二日、通村猿樂大夫勝田紀内申出候者、私儀芸道為修行、此度能興行仕度奉存候。尤先年和谷権大夫神法楽之能興行仕候形合を以相勤申度奉存候。然處此度者御役所も極内々御沙汰御座候而勸進能ニ相願候様被仰出候ニ付、其段奉願上候処、御聞濟ニ御座候。依之右権大夫相勤申候儀を以、御長官様御棧敷も相掛申度奉存候間、為御届参上仕候。場所日限等も未相定不申候。多分来月下旬之積ニ御座候。猶相極候上可申上候。猶又右興行ニ付、私儀も追々多用ニ相成申候間重而名代を以可申上候間、此段も兼々御合被成置被下へしとの事也。菅田左源太出会、委細致承知候、当方之儀者元禄年中権大夫被相勤候儀通相心得可申候間、左様可被相心得候。猶日限等相極候ハ、前廉ニ可被申聞旨申遣候也。

(八月)

一、廿日、通村能大夫勝田紀内名代岡田善大夫申出候者、先達而申上置候通能興行之儀、諸事先年之振ニ相心得、御棧敷等も相設申候。天氣能御座候ハ、弥廿六日相始申度奉存候。場所之儀者古市町東北裏手ニ而龜山と申所ニ而御座候。則番組も差上之候。何卒御見物ニ御来駕可被成下候様、宜被仰上可申候。紀内義所々々役者等引請、大ニ繁多ニ居申候間、以名代此段御届申上候との事也。番組被行摺二通リ日ノ所。当方福永満六出会、届之趣委細被承置候。猶、当方も諸事ニ記之。先例之通相心得可申候間、無間違様為有度旨申聞。棧敷之方角内々

相尋候處、真正面者 御役所御用棧敷ニ而其東隣江内宮御神宮、其次外宮御神宮と用意仕候との事故、夫ニ而随分差障も有間敷候得共、当方も仲間事ニ候間、嚙致し候而、若存寄等も有之候ハ、一兩日之内可申入候。御沙汰不申候ハ、無子細筈ニ可被相心得旨申遣候也。

(八月二十四日)

一、同日、外宮長官家ノ檜垣舎人入来。井面左京出會候處、舎人申候者、此度通村勝田大夫於古市町東裏能興行致し候由、此間申出候。

定而御同様与存候。右ニ付御祝儀物ニ御取斗方御同様取斗申度候。

外神宮者大夫銀五枚、棧敷為料銀式枚差遣し可申存候。且興行小屋入口雜人出入之場所を正員方通行致シ候義如何ニ存候間、棧敷之後江内神宮ノ別段木戸為明可申哉与存候。且又右場所ニ而不淨等之儀有之候而者如何ニ御座候間棧敷之四方江高サ老尺斗ニ致し繩張致し可申存候。是等之儀御相談旁致參上候との事也。仍申遣し候者、御口上之趣致承知候。当方江も申出聞届遣し候。入口之儀御申聞、右入口者二ヶ所有之。一ヶ所者御役所方此方斗之由申出聞届遣し候。仍別段木戸為明候儀者御同様ニ難致候。且繩張之儀も御申聞候得共、ケ様ニ御改候而者、全躰正員之身分ニ而ケ様之場所江罷越候儀者差心得候方可然存候。彼是御改なく内々罷越可申方可然存候。且者明日ノ相始候義を、至今日彼是申遣し候儀不束之取斗ニ相聞江候。又当方江者大夫ノ諸事先例之通相心得可申旨申出聞届遣し候儀ニ御座候。祝儀物之儀御申聞、当方者先例之通金百疋、此度者別段金千疋遣し可申覚悟ニ御座候旨申入候處、立歸り可申聞との事也。

一、廿五日、古市町能舞台之場所為見糺福永満六差遣候。当方棧敷三

疊敷ニ而高サ五尺位、下之土間供廻り等之手当ニ致有之候。屋根者荒蕨張故至而見苦敷候間、天幕持參候積也。疊三疊者大夫方ノ差出候。其余之敷物屏風等此方ノ持參之覚悟也。大夫方之世話役玉木(金想)□左衛門挨拶申ニ付、相尋候者、大木戸口者役方之衆迄之出入ニ候哉、諸人も出入候事哉、相尋候處、諸見物人者小木戸ノ出入之事ニ御座候。大木戸之方者御役方斗之御出入ニ相定居申候との事故、然者夫ニ而宜候。外神宮ニ者雜人之出入口通行候而者不淨之ものも罷越候事故、禁忌之場合も有之候間、別段木戸を明させ被申度様子ニ風聞承候。夫故相尋候得共、大木戸者右之通役方中斗之出入ニ候ハ、内神宮之儀別ニ木戸明候ニも不及候旨申聞候處、承知仕候。外神宮之儀々大夫方江も御談合御座候得共、先達而御役所ノ御目附中御見分之上、夫々相定被置候得者、自由ニ切明候儀も難相成、夫故外宮方之儀未右之談合相片付不申候との事也。見届来候場所之図取如左。

(舞台図アリー78頁③に掲出)

一、同日廻文

明廿六日ノ三ヶ日之間於古市町東裏勝田大夫能致興行候ニ付先年之通御見物ニ御越可被下旨申出候。仍此段各為御承知如此御座候。以上。

八月廿五日

内 九神主

御神主中

尚々雨天ニ候ハ、翌日興行。朝五時ノ相始候由ニ御座候。以上。

一、廿六日勝田紀内能興行ニ付井面左京指遣候。長官并神主中之内ニ

も内々見物ニ被相越候。任先格大夫江金百疋為祝儀差遣候。別段心付を以金千疋差遣候處、紀内親類共之内老人早速棧敷江礼ニ罷出、唯今紀内義取込居申候間、猶追々御礼可申上候との事也。且又御役所より出役御用人関根卯大夫殿、組頭吉野庄八殿、目附中川芳左衛門殿、外ニ組方兩人被相越候ニ付外官方と申談、為挨拶当方より福永満六、外宮より川崎少膳差遣候。山城守殿之御息鉄之丞殿ニも御越ニ付、為見舞左京罷越候。進物菓子松風五十枚一折進上候也。目錄如左。

進上

御菓子 一折

内宮長官

一、廿七日、無用事。今日依雨天能興行延引。

一、廿八日、能興行ニ付井面左京指遣候。御役所出役御用人松田清兵衛殿、組頭伊藤吉次郎殿、目附志賀八郎左殿、外ニ組方兩人被相越候ニ付為挨拶福永満六差遣候。今日も鉄之丞殿御越之様子ニ候得共、外神宮と申談、御伺不申上候也。

一、廿九日、能興行ニ付井面左京差遣候。御役所御出役御用人今沢正左衛門殿、組頭前田又六殿、目附豊永九郎兵衛殿并組方兩人被相越候ニ付福永満六を以挨拶申入候。鉄之丞殿御越之様子ニ候得共、御窺者不申上候。今日限興行無滞相濟候。三ヶ日番組如左。

初日

翁 千歳 中村滝之助
三番叟 西村長六

勝田紀内 高砂 中川彦三郎 竹田庄吉 嶋崎專助
山口喜蔵 高橋弥三郎

勝田泰三郎 八島 長谷川喜太郎 谷元三郎 服部右助 井上宇兵衛

浜田長十郎 羽衣 東清左衛門 竹田庄八 速水猪左衛門 関口忠吾 杉弥兵衛

浜田弥三郎 是界 加藤常吉 春藤次郎兵衛 若林又蔵 多畑嘉蔵

白頭 船弁慶 東清左衛門 谷元四郎 中野真吉 丹羽宗右衛門 高橋弥三郎

久曹小三郎 祝言 荻野専次 林喜三郎 松木茂平 成田熊四郎 井上宇兵衛

岡大夫 玉木貞蔵

雁礫 中瀬甚右衛門

太刀奪 横田左右司

八嶋間那須 長命平八郎

船弁慶間 中村滝之助

二日目

和谷権大夫 加茂 竹中亀六郎 谷元四郎 森孫三郎 服部右助 多畑嘉蔵

浜田半之助 経政 荻野専次 松村権平 井上宇兵衛 成田熊四郎

勝田泰三郎 六浦 加藤常吉 谷元四郎 松田周三郎 山口喜蔵 井上宇兵衛

勝田紀内 道成寺 東清左衛門 竹田庄吉 若林又蔵 山口策平 杉弥兵衛

融 浜田惣三郎 中川彦三郎 春藤次郎兵衛 速水猪左衛門 関口忠吾 高橋弥三郎

よろひ

中野堅次

骨皮

松尾喜右衛門

八句連歌

岡田金左衛門

縄なひ

西村長六

道成寺間

長命平八郎

三日目

勝田紀内
荻野専次

——周蔵
丹羽宗右衛門 若林又蔵
高橋弥三郎

浜田惣三郎
松風 東清左衛門

竹田庄八
関口忠吾 杉弥兵衛

浜田長十郎
景清 東清左衛門

春藤次郎兵衛
丹羽宗右衛門 多畑嘉蔵

浜田弥三郎
安宅 中川彦三郎

竹田庄吉
山口策平 高橋弥三郎

浜田長十郎
猩々乱 竹中亀六郎

竹田庄八
関口忠吾 中野真吉
多畑嘉蔵

牛馬

神谷内蔵之助

仏師

太田牧太

花子

長命平八郎

素袍落し

中村滝之助

以上

12

元禄ノ宝永頃和谷権太夫勸進能番組

和谷
[権太夫カ]

初日

翁

千歳
三番叟

塚
武下金

[本利兵衛]
[左衛門]

和谷権太夫
高砂 佐藤弥次兵衛

大木山藤九郎
小尾崎次左衛門 太加納孫八
[平次]

あそう

武下金左衛門

同
八嶋

森田孫左衛門
小伊沢長十郎

大 中川庄右衛門
小 伊沢長十郎 笛 松村権平

栗田口

中川伝兵衛

熊野

加藤丹之進
大 榎橋十右衛門
小 福井四郎兵衛

大 榎橋十右衛門
小 福井四郎兵衛 笛 崎山彦右衛門

むねつき

金子弥三郎

本間主馬
花筐 東利太郎右衛門

大 榎橋十五郎
小 味岡源兵衛 笛 松村権平

ちきりき

森田庄左衛門

同
遊行柳

佐藤弥次兵衛
大 山本新兵衛
小 三上勘介

同 長七
同 崎山彦右衛門

権太夫
谷行

加藤丹之進

大 山本十之丞
小 尾崎次左衛門 太 かめ之丞
大 尾崎次左衛門 笛 崎山弥平次

二日

翁

千歳
三番三

中川伝兵衛
金子弥三郎

權太夫
白髭

加藤丹之進 大 山本新兵衛 太長七
小 味岡源兵衛 松村權平
わたしむこ 中川伝兵衛

同
真盛

森田孫左衛門 大 櫛橋十五郎 同 かめ之丞
小 清水半三郎 笛 崎山弥平次
入間川 森田庄左衛門

主馬
定家

東利太郎右衛門 大 櫛橋十右衛門 笛 崎山彦右衛門
小 福井四郎兵衛
宗論 塚本利兵衛

權太夫
黒塚

佐藤弥次兵衛 大 山本十之丞 太長七
小 伊沢長十郎 笛 崎山彦右衛門
子ぬす人 金子弥三郎

主馬
高野物狂

東利太郎右衛門 大 木山藤九郎 笛 崎山弥平次
小 尾崎次左衛門
權太夫 舍利 森田孫左衛門 大 中川庄右衛門 太長七
小 味岡源兵衛 笛 松村權平

翁

三日

千歳 樋口善四郎
三番三 武下金左衛門

權太夫
玉井

東利太郎右衛門 大 櫛橋十五郎 太 孫八
小 清水半三郎 笛 崎山彦右衛門
つくしのおく 金子弥三郎

主馬
道盛

森田孫左衛門 大 中川庄右衛門 太長七
小 三上勘介 笛 松村權平
うつほさる 武下金左衛門

松風

東利太郎右衛門 大 木山藤九郎 笛 權平
小 尾崎次左衛門
すおふ落 森田庄左衛門

主馬
三井寺

佐藤弥次兵衛 大 櫛橋十右衛門 笛 崎山彦右衛門
小 福井四郎兵衛
ほうしか母 利兵衛

權太夫
羅生門

加藤丹之(進) 大 山本十之丞 太長七
小 味岡源兵衛 笛 崎山弥平次
海士 主馬 佐藤弥次兵衛 大 山本新兵衛 太 孫八
小 清水半三郎 笛 弥平次

主馬
海士

四日

翁

千歳 塚本利兵衛
三番三 金子弥三郎

主馬
国栖

佐藤弥次兵衛 大 中川庄右衛門 太 かめ之丞
小 伊沢長十郎 笛 松村權平
文すまふ 利兵衛

權太夫
経政

森田孫左衛門 大 木山藤九郎 笛 崎山彦右衛門
小 尾崎次左衛門
節分 樋口善四郎

同
半部

東利太郎右衛門 大 山本新兵衛 笛 崎山弥平次
小 清水半三郎
竹の子 中川伝兵衛

主馬
葵上

加藤丹之(進) 大 櫛橋十五郎 同長七
小 三上勘介 笛 松村權平
くしさい人 武下金左衛門

權太夫
富士太鼓

東利太郎右衛門 大 櫛橋十右衛門 笛 崎山彦右衛門
小 福井四郎兵衛
同
大会 佐藤弥次兵衛 大 山本十之丞 同 孫八
小 伊沢長十郎 笛 崎山弥平次

五日

權大夫 大般若 東利太郎右衛門 大 山本十之丞 小 三上 勘介 同 かね之丞 同 崎山彦右衛門

称宜山伏 中川伝兵衛

同 小督 森田孫左衛門 大 中川庄右衛門 小 味岡孫兵衛 同 崎山弥平次

さつまの守 利兵衛

主馬 三輪 佐藤弥次兵衛 大 櫛橋十右衛門 小 福井四郎兵衛 同 長七 同 崎山彦右衛門

あさいな 森田庄左衛門

同 藤戸 東利太郎右衛門 大 山本新兵衛 小 清水半三郎 同 松村権平

なわなひ 武下金左衛門

權大夫 舟弁慶 加藤丹之進 大 櫛橋十五郎 小 伊沢長十郎 同 孫八 同 崎山弥平次

同 融 佐藤弥次兵衛 大 木山藤九郎 小 三上 勘介 同 長七 同 松村権平

六日

主馬 邯鄲 東利太郎右衛門 大 櫛橋十五郎 小 三上 勘介 同 孫八 同 崎山弥平次

千鳥 中川伝兵衛

權大夫 自然居士 佐藤弥次兵衛 大 櫛橋十右衛門 小 尾崎次左衛門 同 崎山彦右衛門

ぬけから 武下金左衛門

同 誓願寺 東利太郎右衛門 大 木山藤九郎 小 味岡源兵衛 同 長七 同 松村権平

八句連歌 金子弥三郎

主馬 鉄輪 加藤丹之進 大 山本新兵衛 小 福井四郎兵衛 同 孫八 同 崎山彦右衛門

じしやく 森田庄左衛門

權大夫 鐘引 佐藤弥次兵衛 大 中川庄右衛門 小 清水半三郎 同 長七 同 崎山弥平次

主馬 大仏供養 森田孫左衛門 大 山本十之丞 小 伊沢長十郎 同 権平

七日

權大夫 小鍛冶 佐藤弥次兵衛 大 木山藤九郎 小 三上 勘介 同 孫八 同 権平

かうやくねり 金子弥三郎

主馬 善知鳥 森田孫左衛門 大 櫛橋十右衛門 小 福井四郎兵衛 同 崎山彦右衛門

ふあく 塚本利兵衛

井筒 東利太郎右衛門 大 山本新兵衛 小 味岡源兵衛 同 崎山弥平次

あくほう 森田庄左衛門

主馬 常陸帯 加藤丹之進 大 櫛橋十五郎 小 尾崎次左衛門 同 長七 同 松村権平

水かけむこ 樋口善四郎

權大夫 女郎花 佐藤弥次兵衛 大 山本十之丞 小 清水半三郎 同 孫八 同 彦右衛門

同 猩々 東利太郎右衛門 大 中川庄右衛門 小 伊沢長十郎 同 かね之丞 同 崎山弥平次

此度之勸進能に奈良役者老人も加江不申候。

野村三次郎 芳沢万五郎 藤崎辰三郎 増井彦左之門
実盛 鈴木成太郎 山本光蔵

板倉与一郎 久田弥兵衛 藤崎辰三郎 山本光蔵
雲雀山 武田正之助

野村禎之助 春藤六郎助 沢文吾 増井彦左衛門
道成寺 糟谷伝次郎 橋本又八郎

野村三次郎 春藤六郎助 沢三作 松井友三郎
邯鄲 鈴木成太郎 橋本又八郎

小出良太郎 久田弥吉 山川勇五郎 高田和吉
祝言 呉服 小林専次郎 橋本次郎三郎

入間川 北川 孫平

栗 焼 山川正九郎

祢宜山伏 湯浅 政助

三人片輪 山川正九郎

道成寺間 安田太三郎

始り正卯半刻

四日目

秋田豊次郎 春藤六郎助 藤崎辰三郎 松井友三郎
大蛇 鈴木成太郎 山本光蔵

和谷権大夫 久田弥吉 沢三作 高山次郎兵衛
三輪 小林専次郎 橋本次郎三郎

野村三次郎 久田弥兵衛 沢文吾 橋本又八郎
松風 見留 武田正之助

野村三次郎 宮崎正三郎 沢文吾 増井彦左衛門
鉄輪 糟谷伝次郎 山本光蔵

野村禎之助 春藤六郎助 藤崎辰三郎 高山次郎兵衛
松山天狗 小林専次郎 橋本又八郎

川勝権六郎 春藤六郎助 山川勇五郎 増井彦左之門
土蜘蛛 鈴木成太郎 橋本次郎三郎

附祝言

船渡鞆 池上仙太郎

繩 綱 安田太三郎

粟田口 山川正九郎

膏藥煉 奥埜友太郎

素襖落 山川正九郎

始り正卯半刻

五日目

秋田豊次郎 春藤六郎助 沢三作 高山次郎兵衛
感陽宮 小林専次郎 橋本次郎三郎

板倉与一郎 芳沢万五郎 藤崎辰三郎 松井友三郎
通盛 鈴木成太郎 山本光蔵

野村三次郎 久田弥兵衛 糟谷伝次郎 橋本又八郎
角田川

野村三次郎 春藤六郎助 沢文吾 橋本次郎三郎
満仲 武田正之助

野村禎之助 宮崎正三郎 沢三作 高山次郎兵衛
葵上 小林専次郎 山本光蔵

板倉与一郎 久田弥兵衛 藤崎辰三郎 増井彦左衛門
乱 糟谷伝次郎 橋本又八郎

14 享保十年鳥羽神事能出勤規約

始り正卯半刻

空腕	安田太三郎
無布施經	内藤十次郎
千鳥	山川正九郎
磁石	二木五市郎
福の神	山川正九郎

一札之事

一、当地八王子天王兩社御神祭能之儀、当巳年より能禄金三兩ニ而御勤可被下旨、成程右之能禄金ニ而御勤可被下候。尤年ニより能休申儀も御座候得者御頼不申候ニ付其節ハ何之構無御座候。

一、能五番 此番組之儀何ニ而茂其元御勝手次第ニ可被成候。但し御手前御人数ニ而御勤之節ハ此五番目ハ祝言之切謠ニテ御仕廻可被成候。当地より手伝人御座候節ハ五番六番ニ而茂望次第御勤可被下候事。右此方手伝人江之指南之儀ハ各別ニ御座候間頼申候ハ、弟子中ハ御礼可申事。

一、狂言三番 何ニ而茂御勝手次第ニ可被成候。
 一、太刀折紙花名乗役人 此方ハ出し可申候。
 一、能役者衆并衣裳迎ひ送り之船人此方ハ出し可申候。若天氣悪敷船ニ而渡渉難成節ハ人足ニ而送り迎ひ可仕候。

一、能具役者衆道具之儀宿ニより楽屋江之持引人足此方ハ出し可申候。
 一、能役者衆仕出し之儀、一汁二菜ニ而相賄可申候。尤能御勤以後雨天ニ而逗留之節ハ猶以仕出し可申候。
 一、楽屋ニ而鼓炮し所人足此方より附置可申候。
 一、能番組ニより作り物入用品、其節相談ニ而相對可仕候。
 一、能御勤被成候内人足之儀ハ幾人ニ而茂出し可申候。
 右之通此度申合神祭能向後互ニ無違乱御勤可被成被下候。為後日一札仍如件。

享保十乙巳年五月朔日

鳥羽本町賄人

中野仁大夫
 吉田 伝吉
 大井八左衛門
 三瀬左左衛門
 同大工町賄人
 木場五右衛門
 岡田作左衛門
 森尾伊兵衛
 神田太兵衛

一色村 和谷権太夫殿

15 文政九年大湊御神祭申合

申合一札之事

大湊三郷中古盆中ニ能執行有之。八幡郷者貴家ヲ被成御務、西南之二郷者私方致世話勤来候処、町表ニ故障有之。三十年斗已前相止候。然處文化十戌年（一）永々八月十五日八幡宮祭礼能執行之義御願濟ニ付、町表（二）三郷一躰ニ拙家江被頼来。其旨受遣候得共、両家之儀者職分之間柄与申勿論、八幡一郷者元貴家之御務所ニ候故、去ル文化十二丙子年十二月御相對を以申合之通三ヶ年目每者貴所之為御名代与相務可申約諾ニ致し候。就中為御勤年之給与金貳百疋差贈り可申候。尤当子（三）卯午酉子と追年御名代相勤可申候。併十一ヶ年目毎二十二支操当證文相改引替可申候。此儀以後双方不可有違変事ニ候。為後證仍而如件。

文政九丙戌年十一月日

一色村

和谷寛治 ㊦

通村

勝田記内殿

16 文化十二年通村年中行事（拔萃）

一、廿三日、山田大路家江当廿五日、氏神神祭之案内ニ下年寄老人羽織袴ニ而出勤、名前附持参。且又廿五日之能組勝田大夫ニ而為認写し老杖持参之事。認様別帳ニしるす。

一、同日夜、一老者勿論下年寄兩人、横座老人、月行事三人地下江出

合、其上ニ而大当の方江年寄老人羽織袴、月行事老人差添。小当の方江も同断。垢離錢致持参候事。勝田大夫江横座老人、月行事老人差添、祿持参。外ニ地下（一）祝儀として羽書老奴遣候事。

一、廿四日朝、年寄中江明日神事出会之旨、市平使ニ廻す。

但、二老者明日羽織袴ニ而地下江出勤、三老以下者素袍烏帽子ニ而三老之宅江被寄合候様申入候事。

一、同日早朝、神事用買物月行事兩人河崎江遣し、一老者勿論地下ニ詰合セ買物帰り次第、月行事不残出会、明日之拵致し候事。

一、廿五日、横座始若イ衆能舞台（二）敷敷等仕組之事。

早朝（一）一老月行事不残地下江出合、二老者羽織袴ニ而山田大路家（三）御使者之取扱、且亦御酒膳部共相伴致す也。給仕者当家之月（四）若イ衆兩人地下ニ而古麻上下着用、三老以下者四時頃（五）三老之宅江寄合被居候事。其節地下（六）酒老升為持遣し大夫江も酒老升染屋見舞として為持遣し候事。御使者膳部（七）濟次第、但し御使者遅参之節者入来次第大夫方江時分使遣す。勝田大夫打掛袴ニ而地下江被罷出、使者与盃合相濟。但し御使者遅参之節者大夫与之盃合仕廻、膳部之内ニ大夫染屋入。夫（八）社頭ニ而翁始り前ニ御使者見所江二老案内、三老以下者素袍烏帽子ニ而見所江出勤烟草盆野風呂提重等棧敷江遣し、能濟次第地下ニ而御使者江夕飯出す。帰之節御使者江老具、供之者江五（九）祝儀包遣す。

差樽 老荷 海老拾

串柿 老把 昆布 式杖

右之四品、山田大路家（一）為神事祝儀御使者被致持参候儀古格也。

其節ハ供之者江尾引拾式文遣す事。

但、右之品御台所御省略之年限中者御断ニ而目錄斗被下。

(以下、使者への献立の記事などあり—省略)

- 一、暮方ニ能いまだおへらず候得者、纏挑灯等舞台先江為出、可然事。
- 一、能舞台棧敷等取仕廻次第、横座一老江届あり。其節明日日待之儀願ニ候得者、聞届遣し候事。

17 和谷家系統

和谷家系統

寿一郎

和谷

和屋家祖藤原氏ニテ小山伝次郎ト申者ニテ元来和屋村ニ住居仕候者ニ有之候御事。於和屋村ニ神田ノ御田ヲ作り皇大神宮へ奉候御事。神龜年中ノ比ヨリ神面ヲ作、風流ノ音曲ヲ学ビ神祭ヲナス。是則神樂ト申候。後ニ人呼テ申樂ト申候御事。然所北畠家伊勢国師職ニテ多氣ニ城廊有之。則近習ノ侍ニ被仰付候ノ上三座ノ儀御取立ニテ曆応一巳卯年家名相改被為仰付候而

称 和屋加右衛門尉藤原頼元

伊勢国両太神宮御神事能大夫

和屋勝田青尾此三座能大夫ノ起

- 一、伊勢神領ノ国師多氣ノ御所ノ御代曆応三癸辰天国師御取立被遊候義、皇太神御神託ニテ三座神事大夫御存立被遊候處、翁面有合不申

候ニ神変寄特有テ和屋村ノ東ニ榎ノ大木有此。南方へ指タル一ノ枝ニ翁面紐付テ懸リ有之。其西北ノ方ニ鳥甲松ノ枝ニ懸リテ有。夫ヨリ北ニ当テ黒色ノ三番叟ノ面杉ノ枝ニ懸テ有。同其近所ニ千千ノ尉ノ面木ノ枝ニ懸リテ有。同延命冠者ノ面モ木ノ枝ニ懸リテ有。則十一月八日ノ事也。此面共誰置タル人モナケレバ不思儀ニ思ヒ天降り座ス面鳥甲ト云伝ル。尔今其跡和屋村ニ面陵トテ往古榎ノ産生有。鳥甲ノ有タル所ハ鳥甲陵トテ今ニ陵アリ。其外ノ面ノ有タル所ハ丸垣外なと云テ今ニアリ。此面今モ和屋家ニ所持シテ居ル。鳥甲ハ古ビ損シ段々修復掛リ今ハ殊之外損メ納テ有。

和屋先祖ハ小山伝次郎トテ国師ノ侍ニテ候處、和国ノ和ノ字ヲ取テ名字ヲ和屋ト付。夫ヨリ面陵有ル所ノ里出来ノ時、則和屋村ト号有。和谷ハ屋ノ字ヲ谷ニ替書也。其比ハ三座共ニ多氣ニ居、神事ノ節山田領ニ居テ御所ノ以後ハ山田領一色村居住スル。

- 一、両宮能卯月ノ御衣祭ノ後日晴天ニ勤ル。
- 一、多氣ノ御所王中嶋ニ御在居、長屋村モ家中也。此王ノ字子細口伝。
- 一、正月三日四日両宮翁右両宮ニテ勤タルト也。
- 一、面祭り毎年十一月、正月八日ニ祭ル。
- 一、国師ハ切米百廿俵三貫目。能祿ハ両宮中ハ五十俵ツ、両宮合百俵うけ申候。能ハ六番ニ切能入テ七番也。
- 一、後ニ小山ノ小ノ字ヲ取、和谷ノ小三郎ト云タル時代モヨリ。

曆応ノ比

頼元

称 和屋加右衛門尉

九十七代
光明院御宇

文和ノ比

頼秀

称 和屋加右衛門尉

九十九代
後光厳院御宇

応安ノ比

秀道

称 和屋加右衛門尉

明德ノ比

秀元

称 和屋加右衛門尉

後小三郎ト呼。

百一代
後小松院御宇

応永ノ比

頼久

称 和屋加右衛門尉

宝徳ノ比

信秀

称 和屋加右衛門尉

百三代
後花園院御宇

文明ノ比

久道

称 和屋加右衛門尉

百四代
御土御門院御宇

延徳ノ比

頼行

称 和屋加右衛門尉

天文十四己巳年九月吉日、古キ書物アリ。
永禄元戌午六月吉日、古キ真筆ノ書アリ。
天文永禄比

頼村

称 和屋加右衛門尉

百六代後奈良院
百七代正親町院 御宇

男子

同 伝次郎

男子

同 久次郎

天正ノ比

景頼

称 和屋加右衛門尉

男子

慶長五年極月廿一日、居住ノ屋敷買證文アリ。
慶長ノ比

景村

称 和屋左久大夫

百八代後陽成院御宇

後賀大夫ト改。

男子

同 久次郎

寛永比
景宣
男子
男子
男子
称 和屋加右衛門
同 宗三郎
同 伝次郎

実村
男子
同久治郎
称 和屋加右衛門
寛文二壬寅年八月廿日終。
法諱
贈太嶺徳祐信士
妻
寛文七丁未年十一月十七日終。
法諱
贈如室守闇信女

吉光
称 和屋賀右衛門
正徳二壬辰年十一月七日終。
法諱
贈栄山繁操信士
妻
享保十乙巳年六月一日終。
法諱
贈涼雲清意禪尼

広光
吉光之長子 和谷権太夫
神社村権兵衛娘ヲ娶、生
五男二女。
元文四己未年四月三日終。
法諱

贈直応浄心信士
妻
寛保元辛酉年十二月十一日終。
法諱
贈光雲貞輝信女

女子
宝永七庚寅年十一月二日終。
法諱
贈霜英童女
享保四己亥年十二月廿日終。
法諱
贈霜応童子
当村中西久右衛門延重妻
宝曆六丙子年九月廿二日終。
法諱
贈恩室慧徳信女

広典
広光ノ長子 和谷権之進
同村奥野徳兵衛娘娶、生二女。
元文五庚申年四月十八日終。
法諱
贈一峯宗心信士
妻
元文五庚申年四月廿三日終。
法諱
贈縁岩貞林信女
同村彦左衛門名跡と相成、
広典死後致後見ヲ、
当家ニテ相果ル。
延享四丁亥年四月十一日終。
贈機外文心信士

定七
久次郎
称 寺田久次郎 寺田弥五右衛門

18 勝田略由緒書

勝田略由緒書

人王十五代神功皇后三漢御出陣ノ御時、旗本御役供奉ト申伝ふ。

竹内宿祢血縁ト申伝ふ。

元祖勝田鶴世。

右帝三漢御出陣に至り九州四王子峰に於て一七日御神拝御祭礼式有之。竹内宿祢大臣天ノ岩戸之嘉例を移し榊葉の神歌を唱え歌舞之曲ヲ奏ス。元祖鶴世諸共に歌舞之曲を立舞給ふ。帝叡歎甚敷、御出陣を祝ひ給ふ御事也。

帰朝後三漢御出陣御時、九州四王寺峰に於て竹内舞曲奏し給ふ。

依て翁御神楽式と帝称し給ふ。伊勢宮御祭礼式に翁御神楽式を奏へしと勅命に依て先祖鶴世伊勢宮翁御神楽式を奏し奉仕事年久し。

其後、元応年中、後醍醐帝先祖八十一代目鶴茂勅命蒙、吉野之被召寄

称 和谷亀太郎

明治十一年九月十七日当家ニ生ル。達丁齡徵募騎兵第三聯隊第二中隊。在隊二歳以故徵兵令第十五条命帰休而帰郷里。尋三十七八年役起也。召集維三月六日也。赴清国盛京省各地転戦十数回征途従事、殆二星霜矣。其期間冒酷熱浴雨雪、雖嘗辛酸不中敵彈、不羅疫疾、遂行重任。以生得凱歌奏也。三十九年二月五日着故里。論功行賞叙勲八等賜白色桐葉章并金貳百円併授与従軍記章。

せ軍中勝利之御祈禱被仰付、翁御神楽式奏し御祈念奉る。北畠親房殿官軍之心中をやすめんが為、鶴茂ニ軍中於テ能楽を相勤む由被任付、数日能楽相勤む。帝叡慮大歎、官軍大悦之余り是より軍中勝利を得る。後醍醐帝の御代となれり。夫より帝を初め北畠殿深く思召合是有り。依て勅命名字勝田下し給ふ。叙従五位上勝田肥後守藤原姓度会郡勝田村千五百余、下有給ふ。夫より年久し。北畠殿に相仕御所恩蒙事尤厚し。私家元之名字神田、元之村名は狩田村申候。是より勝田村と称し申伝ふ由。夫より北畠殿年久敷相仕へ候へ共、多氣国司十三代目織田家之為落城す。天正年中、織田信長に地領御所揚被成、旧好を以て度会郡通村引移り往古より無滞伊勢宮翁御神楽式奏す。明治四年迄相勤め来り候。伊勢国洞津内宮一御厨御神御神事之儀者、承和元年より毎年二月朔日六十四代目鶴富初めて相勤む。夫より打ち続き数代、明治四年迄無滞相勤め来り候。凡一千余年に及べり。年久敷事故御城主も時々相かはり候得共、種々御城主御助け有り。且又藤堂高虎殿より翁神楽式能楽御祭礼出勤料として玄米拾二石を下し給ふ。其外種々御助有之候へ共、明治五年より御祭礼翁御神楽式能楽廃止に相成り、藤堂殿御父子供に東京被罷越、御暇下し被置、歎かしき次第に有之候處、右旧記に相知レ候分御尋に付、此段上申仕候也。

伊勢国度会郡通村十八番地

川端彦八同居

明治廿一年四月 日

百七代目

勝田治八

右内務所より御尋に付差出し候扣也。

19 勝田略系図

勝田略系図

竹内宿祢
血脈下伝

鶴野	鶴春	鶴星	鶴君	鶴居	鶴沖
鶴鈴	鶴楠	鶴尾	鶴若	鶴伝	鶴曜
鶴池	鶴沼	鶴菅	鶴雨		
鶴茂	鶴藤	鶴政	鶴吉	鶴泰	鶴周
鶴濟	鶴玉	鶴芦	鶴重		
鶴足	鶴虎	鶴昌	鶴満	鶴兼	鶴増
鶴家	鶴徳	鶴村	鶴卷		
鶴氏	鶴照	鶴湖	鶴富	鶴奥	鶴谷
鶴元	鶴直	鶴勝	鶴賢		
鶴次	鶴琴	鶴経	鶴住	鶴栄	鶴学
鶴道	鶴治	鶴美	鶴雪		
鶴盛	鶴測	鶴門	鶴龍	鶴親	鶴宗
鶴奏	鶴高	鶴寛	鶴説		
鶴崎	鶴光	鶴種	鶴義	鶴朝	鶴成
鶴秀	鶴清	鶴文	鶴重		
鶴岡	鶴弘	鶴是	鶴房	鶴明	鶴連
鶴寿	鶴瀧	鶴実	鶴幸		
鶴国	鶴味	鶴長	鶴沢	鶴信	鶴静
鶴能	鶴平	鶴只	鶴頭		
鶴世	鶴友	鶴生	鶴洲	鶴勢	鶴深
鶴久	鶴岸	鶴洲	鶴広		

百七代目

勝田鶴貞

20 天保九年《翁》伝授状

依執心此度

翁令相伝之

者也仍如件

十二代目

喜多六平太
能静(花押)

天保九戌年四月廿八日

菊川栄蔵殿

21 嘉永七年《猩々乱》伝授状

依執心此度

猩々乱

右令相伝之

者也仍如件

武家式楽大夫 十二代目

喜多六平太
能静(花押)

嘉永七寅年十一月八日

和谷権之進殿

22 文久元年和田熊次郎起請文

起請文前書之事

- 一、武家式楽能謡執心次第御相伝可被下旨忝次第奉存候。御相伝之習事者不及申仕舞謡猥ニ仕間鋪候事。
- 一、都而習事一子ニ而茂他言仕間敷候事。
- 一、他之流稽古仕間鋪候。并弟子取候共身元吟味仕師弟之契約可仕候事。

一、惣而家元勘当之弟子与相手ニ成申間敷候事。

一、表裏無別心对御家ニ毛頭疎遠ニ仕間鋪候。縦遠国隔罷在候共御末孫込茂聊御如在仕間鋪候事。

右之条々於相背者

梵天帝釈四大天王総日本国中六十余州大小神祇殊伊豆箱根兩所権現三島大明神八幡大菩薩天満自在天神部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也。仍起請文如件。

文久元年辛酉年六月十三日

喜多六平太殿

和田熊次郎
常泰

23 喜多能静能弘書状

為年始御祝儀御状令披見候

弥御平安御越年目出度存候

当方無異儀致嘉年候間御休意被成候 入御念早速預御祝詞忝存候 右御答迄如斯候 恐々謹言

言

喜多六平太
能静(花押)

六月十九日

同 佐輔
能弘(花押)

菊川栄蔵様

同岩次郎様

堀口清次郎様

川西柳之助様

南 万吉様

24 和谷大夫帶刀許可願

乍恐奉願上口上

一色村神楽人和谷大夫奉申上候。先年当地御奉行所渡辺下総守様御代迄御年頭奉申上候節、私家仕来之帶刀ニ而相勤申候。則 下総守様亂舞御好被為遊、私祖々父御在勤中度々御召出有之。其時ニも帶刀仕御役所江御出入仕候得共甚困窮ニ罷成、既絶家をも可仕程之難渋到来

仕段、御代替り右御年頭も得相勤不申候。夫中絶仕候処、去ル春御年頭之儀御願奉申上候処、早速願之通被仰付冥加ニ相叶難有、即当月

御奉行所様江首尾能御年頭奉申上候。尤仕来之通帯刀ニ而相勤申候。

此以後仕来之通御年頭之節、帯刀御高免被為成下候ハ、難有仕合可奉存候。尤神楽由来之儀者安永七戊年

御奉行様并御会合江差上置候紙面ニ相違無御座候。

右之趣被為聞召分古格之通被為仰付被為下候ハ、難有可奉存候。以上。

年号月日

神楽人一色村

和谷 大夫

三方御会合御衆中様

25 天明六年和谷津之進帯刀御免証文

端書

源内殿指図ニ而無是非書候。

吉野丹治殿御情ニ事相濟

候

午十二月廿六日ニ相濟 帯刀御免之證文

奉差上一礼

下書

例歳神祭之節御屋敷江年頭御礼申上候砌、帯刀仕度旨御願奉申上候処、願之通御聞濟被成下難有奉願候。然上者右兩様之節斗帯刀仕平生私用

之節者一切帯刀仕間敷候。依而奉差上證文如件。

天明六丙午年十二月

和谷津之進

三方御会合御衆中様

26 天保十四年和谷権太夫口上

乍恐奉申上口上

一色村和谷大夫奉申上候。熨斗目帯刀仕来候儀此度御尋ニ付奉申上候。

私家往古多氣国司ニ相仕 兩皇太神宮翁神楽相勤罷在多氣国司没落後

当地江引越候處、右翁神楽も相勤候ニ付、以前之通熨斗目着用帯刀仕

来罷在候処、天明六丙午年十二月帯刀御改御座候節、御差留等無御座

候。依而礼服之節者今以熨斗目着用帯刀仕候。且又古実書別紙一通奉

差上候。仍而此段乍恐奉申上候。以上。

天保十四癸卯年六月

和谷権大夫

御奉行所様

落合能登守様御代
御改

27 慶応四年勝田大夫口上

通村勝田大夫

奉恐申上候

通村勝田大夫奉申上候。私家從往古

兩宮大神宮翁神楽奉奏相仕候。弘仁三壬辰年より一千余年及候得共、式

年無怠事相勤候。從往古熨斗目帶刀仕來候。此度御尋ニ付、此段乍恐
奉申上候。以上。

慶応四戊辰年

八月 日

勝田大夫
季傳(花押)

28 和谷家能衣裳目錄

能衣裳目錄

- 萌黄地金箔妻菱 新調 卷
- 一、法被 卷
- 白地中格子 新調 卷
- 一、厚板 卷
- 大格子織分ヶ模様 新調 卷
- 一、厚板唐織 卷
- 扇四氣模様 卷
- 一、唐織 卷
- 赤地幸菱 卷
- 一、同 卷
- 業平菱銀摺 卷
- 一、箔 卷
- 鱗形銀摺 卷
- 一、同 卷
- 黒孺子紋尺縫 卷

- 一、腰卷 卷
- 紺無地 卷

- 一、熨斗目 卷
- 白地菊の浮模様 新調 卷

- 一、袷狩衣 卷
- 精好後段織 卷

- 一、白大口 卷
- 一、萌黄大口 卷

- 太織の中 卷
- 一、緋大口 卷

- 花色鶴龜の紋 卷
- 一、直垂 卷

- 赤地金入り 但腰替り 卷
- 一、ソバツキ 新調 卷

- 一、白ヨリ水衣 卷
- 一、黄ヨリ水衣 卷

- 一、同 小 卷
- 一、萌黄ヨリ水衣 卷

- 一、黒頭 新調 卷

- 一、尉髪 新調 卷

- 一、尉髪 卷

資 料 篇

一、かつら	新調	卷	一、木之葉簔	卷
一、黒垂	新調	卷	一、鍵	卷
綿卷大			イラ高	新調
一、頭巾		卷	一、数珠	卷
黒			菊縫模様	新調
一、頭巾		卷	一、腰帶	卷
小			赤地白鱗形縫	〃
一、龍立		卷	一、同	卷
一、白鷄立		卷	黒地白千階波縫	〃
大			一、同	卷
一、龍立		卷	黒地紋尺縫	〃
一、木の葉団扇 ^{ウチハ}		卷本	一、同	卷
一、唐団扇		卷本	白地中格子	〃
一、なし打		二	一、同	卷
一、鉄杖		卷	茶地浮織	〃
萌黄地錦	新調		一、同	卷
一、ス、掛		卷	赤地菊の縫 ^{但尉用}	卷
白地錦	新調		一、かづら帯	卷
一、同		卷	白地金入	卷
模様品々			一、同	卷
一、同		五ツ	白地鱗形銀摺り	卷
			一、同	卷
			カバ色無地	卷
			一、同	卷

一、白鉢卷	八ツ
一、面紐	五筋
内	
紫二掛	
浅黄一掛	
紺一掛	
白一掛	
金地波ニ日出画	新調
一、黒骨扇	一本
金地川岸柳の画	新調
一、同	一本
白地七賢人の墨画	〃
一、白骨の扇	一本
松竹梅画	〃
一、同	一本
一、金風折	〃
生成	卷
一、面	卷
平太	卷
一、同	卷
姥	卷
一、面	卷
女ツレ	卷
一、面	卷
緞子	卷

一、引廻	卷
模様品々	
一、腰帶	三筋

29 喜多流能楽次第

一、後見ハ舞台ニ出テ常式事ヲ致故、功者ならてハ成難事也。故に初心之者ハ立居行歩之躰能く稽古せされハ必スおかしき物也。又、古来後見ト言者ハ当時之後見トハ違ふ也。古来ハ能毎に後見老人、外ニ舞台働と云者二人、能ニ依て数人モ出たり。古来之書ニ後見ハ大夫之跡ヲ付て出、太鼓之次ニ座シ、一番之首尾を見繕ヒ装束等ヲ直しからざるところハ舞台働ニ申付ケ直させ、又ハ初心之大夫ニハ附声等ヲ致ハ後見之役也。中入之時橋懸りより入、後大夫ニ付キテ出、大夫ニ付キテ入ト有り。惣而古来之後見ハ大夫ノ師匠か親か何分至而功者成者勤ル事ニ而弟子等之勤むる事ニハなし。又、舞台働ハ切戸ヲ出、後見ノ後ロニ座シ、後見ノ指図ヲ請、装束等ヲ直シ、捨たる道具等取入レ、作物ノ出シ入等皆舞台働之役也。今ノ世ノ後見ト云者ハ古来ノ後見ト舞台働トヲ兼たる者也。故ニ出入其外之儀混雜して一様ならず。未た是を正す者なし。依而新ニ是を改記して其区々ならざらん事ヲ示すなり。

一、後見之立居行歩ハ諸礼躰方ノことク両手ハ垂て両膝之上ニ付ケ摺足して行歩し座ス時ハ片膝突テ後両膝突ク。立ツ時茂如斯。何分委敷ハ諸礼躰方ニ尋て可習。悪敷心得たるハ目ニ立テ悪しトいへとも

礼容正敷目ニ立ツハ不苦。不行義ニ目ニ立ハ貴人之前ニテ恐入たる事なり。此心得ニテ成たけ目立タぬ程に行義よくすへし。

一、出ル時ハしてノ跡ヲ出して柱ノ際ニテ礼ヲして座ニ着。入時ハ居座之儘礼ヲして上座之者ヲ順々ニ橋掛ル可入。中入之出入モ同様也。舞台ニテ取入レたる道具ハ能々内見合、切戸の外へ出し可置。入用之道具切戸ヲ廻し置ト同様之事なり。勿論入時ハ連・子方・脇等不殘入テ囃子方ノ入ルト之間ニ入也。能濟、作り物持テ入ル時モ居座ニテ礼ヲシテ出、作り物取テ可入。初作り物持テ出ル時ハ礼なしニ切戸ヲ入、してニ付テ出たる時礼ヲすへし。

一、作り物ハ何ニ而茂両手ニ而持出、置時ハ足ヲ踏揃、片足ヲ引テ片膝ヲ突、置也。尤、何ニ而も置所ヲ卷尺程手前ニ引、仮置ヲシテ別ニ両手ニ而向へ押出し、手ヲ突テ居ながら少シ跡へ引、見合立へし。取入ル時茂右心得ニテ両手ニ而卷尺程引、持直シテ立テ可入。木葉・水桶ノ類何程少キ物ニ而茂両手ニ而可持。但シ少成ル物ハ取入時ハ仮置ニ不及。

一、式人ニ而持出ル物ハ先ニ立者ハ後しさりニ出ル故ニ行先不知、振リテ見るハ見苦し。跡ヲ出ル者持たる物ニ而揖を取り、柱等ニ不当様ニ心ヲ可附。入時茂同様なり。

一、台ハ可置所ニ而二人共足ヲ揃、同所ニ正面ノ方之膝ヲ突、台ヲ置。其後兩膝ヲツキ一同ニ台懸ヲシキ込ミテ向合ながら両手ヲ突、見合、一同ニ可入。取入時茂右ノ心得ニテ兩人耆同ニ台ノ際ニ而兩膝ヲ突、台ニ両手ヲ懸ケ一同ニ片膝立、見合、一同ニ立、可入。宮山ノ類ハ引廻シテ能キ程ニ引揚テ持也。但シ台輪之見ゆるハ悪し。卷尺程引

程ニすへし。出ル時ハ台ノことク跡ヲ出ル者揖を取り能所ニ居エ、台ノ如クニ兩膝突テ一同ニ引廻シ之下ヲ挾ミ手ヲ突、見合、一同ニ入。取入ル時茂、右心得ニ而兩人一同ニ兩膝ヲ突、作り物へ手掛、其後立テ可入。引廻シ取たる作り物モ同様なり。台へ乗スル時ハ台ノ前ニ仮置して二人共兩膝ヲ突テ台輪ヲ持テ台へ上ルナリ。取入ル時茂右同様也。

一、引廻シ下シたる時ハ左右一人宛出、台輪ノ上らぬ様ニして引廻ヲ抜取り、地謡ノ方ノ者持テ入ル。脇正面ノ方ノ者、しての装束正面ノ方を能見繕ひて不宜所あれば直シ、左右ノ袖ヲモ見合、後々大小之間ニ入り、扣居して立出ル時、腰痛ヲ取り大小之間ヲ入、後見座ニ行座シ、惣而作り物之引廻シ取ル時之出入ハ大小之間ヲ致也。但黒塚之類、引廻シ速ニ下り兼るハ兩人ニ而下ス也。下ゲ様口伝有り。

一、惣而台山之類、囃子方之前、又ハ正面先等ニ横ニ置たる時ハ一人笛ノ上老人ハ後見座ヲ切戸へ入也。脇座之方へ豎ニ置タル時ハ二人共笛ノ上ヲ入り、脇上面之方へ豎ニ置たる時ハ二人共後見座ヲ入。一、して作り物之内ニ而装束する時ハ後見大小之間ニ座シ装束小道具等順々ニ広蓋ヲ取テ物着ニ渡ス。脱たる装束等広蓋ニ納メ置へし。面ハ老人ノ後見楽屋ニ持行、後ノ面ト取替持出へし。

一、大家台建疊之事ハ口伝ヲ受、数遍稽古すべし。
一、船ハ中ニ入、棹を持添て出、棹ヲ取テ後見座ニ着、して乗たる時サホヲ渡ス。取入ル時ハ棹ハ先へ取入ル故、不持添。但シして船ノ下ルト直ニ取り入ル時ハ初ノことク持添て可入。船ハ取入ル時茂舳

ノ方々入ルカ吉シ。然共、竹生嶋・江口之類ハ振廻ス時不自由故、
 艫カ入レテ吉シ。船ハ艫江茂棹さす物故也。舟持時ハ少シ前ヲ下ケ
 テ持カ吉シ。国栖の舟ハ兩人ニ而持事勿論也。

一、車ハ轆を内に入テ持出、車ヲ置、両膝突テ轆ヲ向へ出シ、後ノ方
 々引也。取入ル時茂同事也。車持出ル時、持たる手ヲ後ロノ方江よ
 せるか吉シ。台輪ニ而踵ヲ打物也。車僧ハ前々下り外々轆ヲ出スな
 り。船車共仮置なし。又船車共置時、素袍長袴ノ類、裾ヲ台輪ニ敷
 込む物也。可心得。野宮之作物ニ茂此心得有べし。尤舟之類初メニ
 持出たる時ハ直ニ座ニ着、居座ニて礼すべし。

一、腰桶ハ上テ当るハ悪し。踵へ押付テ可当。して腰掛ル時装束ノ裾
 腰桶ノ足ニ敷込ミタラバ引拔、直ニ袖ヲ直シ面其外正面之方見繕ひ
 て可入。取入ル時ハ立たる後ニて可出。立さる前ニ出テ居ルハ悪し。
 此義祖父亡父度々後見ノ者ヲ呵られ候事なり。尤腰桶之足ヲしてノ
 両足ノ間ニ一ツ有様ニすへし。

一、装束ヲ直ス事。

序前舞ノ跡、地次第等してクツロク時ハ兩人出テ袖ヲ直シ、正面向
 たる時、後ロヲ直スへし。直シ終テモして正面向さる時ハ少シ後へ
 引キ中座して見合して正面向テ座ニ帰ルへし。惣而何ニよらず見合
 へき事あらハ何方ニても中座して見合へし。後見立留り居候事ハ必
 致さざる事也。して座ス時ハ出、両袖ヲ直シ面并正面通り裾迫見合
 せ、夫々立テ後ロノ方面ノ緒、其外見合其後可引。して立ちたる時
 ハ出テ裾ヲ直シ、面并正面通り両袖後ロノ間迫見繕ひ可入。

一、惣而して立テ居る時、袖ヲ直スニハ後見ハ膝ヲ突テ可直ス。何ニ

よらず手ノ屈程ノ所ハ下ニ居テ可直。三番目序・さし・曲舞ノかゝ
 り猶更なり。

一、脇能序ウデノ前ニハ兩人出、老人ハ箒ヲ取入ル、老人ハ肩をとぎ両手ニ
 て一同ニ袖ヲ下ス。此時初ノ後見も又出、兩人ニて左右ノ袖ヲして
 ニ持たせ直ス也。

一、箒・棹其外ノ長キ物ハ切戸江入迫立に致さざる物也。目ニ立故也。
 一、袖・裾其外出て可置所ニて茂して自身直ス時ハ出べからず。是ハ
 してノ心ニ後見出てハ邪魔也ト思ふ故、自身直スト可知。惣じて功
 者成してニハ余り出ぬがよし。老番之内後見不出済たるハして茂手
 柄、後見茂手柄也。

一、してノ謡ノ内ハ装束直さざる物也。初心ノ大夫ハ心転動シテ謡忘
 るゝ事有者也。又して謡忘るゝ時ハ装束ヲ直ス様ニシテ謡ヲ付ケべ
 し。か様ノ事有故、謡ノ内ハ出さるか吉し。

一、當時ニて茂後見大勢出ル時ハ其内二人後見ニて其外ハ舞台ノ働心
 得也。故ニ二人之外ハ出入礼無シ。但シ後見并地謡ノ上等へ出たる
 時ハ座ニ着テ礼すべし。入ル時茂同事也。

一、脇ヨリ請取たる道具ハ地謡取入へし。腰桶ノ出シ入レモ地謡ノ役
 也。連・子方ニて茂脇座ニ居ル時ハ右同事也。別義有能ハ後見地謡
 ノ上ニ出ル也。

一、脇井間ノ者等道具捨置たるハ序あらバ後見取入へし。序なきハ作
 り物者取ニ可出ス。輿ヲ切戸ノ際ニ置たる時も同し事也。右之外後
 見ノ心得数多有へし。難ニ書尽。然共手近き心掛ハして始其外共謡
 ヲ忘れたる時付る事、後見第一ノ役也。後見ニ出るならハ其能ノ謡

ヲ数遍謡テ可出。謡不慥能ハ後見致べからず。是古来ノ戒也。能々可守。

一、後見ノ座ハ太鼓ノ次間之上後ロノ羽目板ニ添テ座ス也。但シ羽目板ノ間も見合、少し明テ座スベシ。

一、笛ノ上江出ルハ笛ト柱ノ間ニ柱ト并テ座スなり。柱ノ前ニ出ルハ悪シ。

一、地謡ノ上へ出ルハ高欄ニ添テ座ス也。尤高欄ノ間茂少シ明テ座スベシ。

翁

一、楽屋ニて面箱飾ル事大方後見ノ役也。口伝。

一、幕揚ルト太鼓ノ次ニ出ル。但シ太鼓迄ハ本幕ニて出、後見・地謡

ハ幕ノ脇ヲ出ル也。然共、囃子方中座迄ハ幕下シ難シ。長キ橋掛ノ節ハ後見・地謡モ本幕ニて出べし。囃子方と後見ノ間ヲ明ルハ悪シ。

目ニ立ざる様ニ後ロノ高欄ノ方へ寄り、幕ヲ下スベシ。扱太鼓ノ次ニ礼ヲし囃子之後ロヲ通り笛ノ上よりしてノ後ロへ出テ座ス。

一、面ノ緒ヲ結。

一、して立出ルト面箱ヲ元ノ如ク直シ置ク。此直シ様口伝有。振廻スなり。

一、翁済して入ルト面箱ノ蓋ヲ正面ノ方へ少シ寄せ三番叟ノ面ヲ出シ、次ノ後見ニ渡シ、翁ノ面ヲ箱ニ入レ、面当テ懸ケ緒ハ不結。鈴ヲ蓋ノ上江出シ、蓋ヲ初ノ如クニ直シ置クなり。次ノ後見ハ三番叟ノ面ヲ持テ笛ノ上ヲ入、後見座ニ行、狂言ノ後見江面ヲ渡シ切戸ヲ入。

残りたる後見茂三ノ段ノ間ニ鈴ヲ袖ノ下ニ隠シ持テ千歳ノ際江行、鈴ヲ渡シ座ス。帰り居、三番叟入ルト、又面箱ノ蓋ヲ正面ノ方江寄せ、面・鈴ヲ箱江入、蓋ヲ紐ヲ結ビ持テ切戸ヲ入ル。

地謡ノ心得

一、翁ノ地謡ハ後見之跡ニ附出、仕手柱之際ニて礼をし囃子方之後ロニ座ス。但シ笛ノ方へ寄テ座スへし。三番叟済、後見入テ常之座ニ出座ス。脇能済テ切戸ヲ入ル。

一、二番目ヲハ切戸ヲ出、切戸ヲ入ル。

一、御前之御能ニハ狂言の内ニ切戸ヲ入ル。

一、次の地謡幕ヲ出ル。是ハ大勢故、入替リニ混雜せざる為也。

一、狂言なき時ハ囃子方入替りの間ニ切戸ヲ入替也

一、留之能の地謡ハ囃子方の次地謡上座ヨリ立、仕手柱ノ際ニて礼ヲシテ入ル。

一、翁なき時或ハ長上下着の時ハ脇能ニても切戸ヲ出、次々も切戸ヲ入替ル也。

一、御前之御能ニハ座ニ着扇子ヲぬき脇ニ置、平伏シ能始ル時頭ヲ上テ扇子ヲ前ニ置ク。能済して入ル時、幕揚ルト扇ヲさし脇其外入テ下伏シ見合セ下座ヲ入ル。大勢ノ時ハ入時ニ前側ノ末座ノ者入、次ニ中側ノ末座ノ者入、其次ニ後ロノ末座ノ者ヲ順々ニ末座ヲ可入。

一、諸侯ノ前ニハ平伏ニ不及、膝の脇ニ輕ク手ヲ突へし。能始りてハ御前ニて茂手ハ膝の上ニ置へし。

一、能之内、次第・一セイ・舞之類・かけり之類・物着之内・問対、

其外間タ之有所ハ扇下ニ置くべし。さし・上ケハ・論議之類間タ無キ所ハ扇子持續べし。

一、脇・子方・つれ、其外脇座ニ腰掛ル時ハ腰桶出シ入、地謡後口側之上座之者之役なり。道具ノ出し入レ茂同様也。

一、惣而舞台ニ落有ル物ハ後見之取事なれ共、地謡之手ノ届ク所ニ有ラハ地謡取入ヘシ。尤是ハ臨時之事也。定式之物ハ定リ有り。後見之書ニ委ク記ス。

一、惣而地謡中入の間、目ニ立故、弥行儀ヲ能クすべし。

一、位・調子等ニ心ヲ附てしてト違ハさる様ニすべし。

一、囃子方位ヲ心得違たる時ハ直すへし。然共間拍子等違へて直すハ悪し。崩ざる様ニして直すへし。夫ニて直らぬ時ハ是非ニ不及と心得へし。此所甚六ヶ敷事也。打切ノ有リ無シ其外間拍子之間違ハ囃子方ニ不附、してノ好ミの通ニすへし。

一、静成能ハ調子ゆるまぬ様ニすべし。

一、早き能ハ調子上らぬ様ニすべし。切ノ留ニ調子上ル事ハ古人甚いましめたる事なり。慎むべし。

一、式拾人之時ハ三側ニて前側六人、中側七人、後側七人。拾五人ハ二側、前側七人、後側八人。拾人ハ前後共五人。七人ハ前三人、後口四人。其外ハ見合セ座すへし。

一、能之時ハ草之扇子、囃子・仕舞・一調、又楽屋ニて申合等之節皆行之扇子ニ持也。尤扇子取置、片手ニてすへからず。

一、囃子之地謡ハしてノ後ロニ角かけて地謡座ス。但シ舞台ニて有時ハして斗リ角カケテ地謡ハ能之通ニ座スへし。出ルト扇子ヲぬき脇

ニ置、囃子方出ルト前へ置。但シ始ニ小謡有囃子ハ詠子出ル時、扇子前ニ置、囃子濟ト扇子脇ニ置、立テ入時、扇子指。地謡ハ大勢故囃子濟ト扇子直ニさすもよし。尤下座ヲ入ル。別座の囃子ハ他流の勤ル間ハ扇子脇ニ置也。

一、仕舞之地謡右ニ同し。但シ仕舞ハ数番有物故、他流の人ノ舞フ間モ扇子前ニ置へし。

一、舞台ニて仕舞有時も常ノ如ク地謡座ニ座シテヨシ。囃子座ニ座スハ地謡座ニ余ル時ノ事なり。

一、一調之地謡ハしてノ後ロニ左右江寄て座ス。尤してノ跡ニ付て出、其次ニ鼓出ル。入ル時も鼓入ト地謡下座ヲ入ル。

一、一調ハ曲を謡ハさしノ留二句程謡、曲を一句謡、二句目ヲ助音すへし。謡之内してノ所并脇ノ所もして老人ニて謡也。其外ハ右ニ準シ助音すへし。

一、一てう・一くわん井一てう・一セイ、助音ト云事なし。

一、曲謡ニ助音する事有り。是ハ習事なれハ先づハなき事なり。

一、小謡之地謡ハ座敷江盃台出ル時、してついで出、角かけて座シ扇子ヲ拔、脇ニ置。詠子出ル時扇子ヲ前へ出し小謡二句目ヲ付ル。但シ高砂・養老之類ハ初句短キ故、三句目ヲ付ル也。納ノ小謡濟テ扇子脇へ引ク。盃台入ル時、下座ヲ入ル。但シ地謡ハ小謡濟ト扇子さすもよし。小謡他流ニても互ニ附合謡事古法也。又盃台不出、吸物膳ニ土器附て出ル時ハ膳出ル時出、膳引ク時入ル也。

一、惣而重キ儀式之囃子・小謡之時、料理膳出ルト着服改、初献ノ時次ノ席迫詰テ居、嶋台出ル時出ル事也。

- 一、小謡ノ時脇師附て出ル時ハ小謡之内一番ハ謡ハせてよし。してト格番ニ謡ハする事ハ悪し。一調・仕舞も同様也。
- 一、小謡之時狂言師附て出ル事有。何も謡ハセざる事也。
- 一、表儀式盃事之間之囃子ハして短刀指ながら立て舞也。半上下ニて茂脇指さして舞べし。

楽屋心得

- 一、惣而楽屋之次第ハ能当日、して其外楽屋ニ参着之上、脇・囃子方・地謡迫もしてノ楽屋へ来テ一礼有。其後しては弟子を以て脇・囃子方へ申合之案内有。囃子方・地謡してノ楽屋へ来り申合スべし。脇も同事也。狂言も問對之有物ハ来りて申合致事也。連・子方茂列座シテ申合すへし。物着等ハ参着之上先づ長持ヲ開、装束道具等見分すへし。是ハ取落したる品なき為也。
- 一、して装束ニ掛ル時ハ足袋履キ手洗口漱シテ装束着ス。其間ニ後見之者面ヲ箱ヲ出シ小広蓋ニ載持居ル。但シ扇子其外持出ル物も取添てよし。
- 一、仕手装束着済、鏡を見ル。鏡ハ物着ノ役也。其後面掛ケ又鏡ヲ見也。面ノてりくもりも其外見分ハ後見ノ役也。尤直ス事ハ物着役也。能濟テモ同事也。別而面ヲ取納メ後見心得肝要也。
- 一、舞台ニて作り物江中入したる能ハ能濟テ入テ鏡ヲ見ル也。左無キ能ニモ時ニ臨テ入テ鏡ヲ見る事可有。古法ハ何ニても入テ鏡ヲ見たる事也。
- 一、面懸テ後冠装束等ゆるみたる時、して断りなく直スへからず。

- 一、して装束ニ掛ル時、側之者ハ何れ茂座して居へし。物着之外ハ立テ有へからず。
- 一、幕ニ掛ル時ハ物着装束其外直して後見見分シして後、してノ後ニ引テ座スへし。
- 一、幕揚ル事ハしてノ指図ニよるへし。
- 一、入時ハ物着幕ノ内江出向イ指図シテ幕揚へし。
- 一、楽屋働之者ハ後見・物着ニ付テ働べし。
- 一、連・子方等出ル時茂右ニ準シテ心得へし。
- 一、作り物ハ後見指図シテ作物師幕ノ内ニ廻シ置也。入りたる時も同事也。
- 一、能濟テ脇・囃子方してノ楽屋江来り挨拶有。其時してハ装束取なからも挨拶請へし。但シ形容不行儀ニ不成様心付べし。
- 一、装束ニ掛ル前并装束取テ後、上下不着久敷居べからず。惣して楽屋之躰してハ上座ニ着、其外ハ下座ニ居ならび居て随分行儀正敷様ニすへし。尤楽屋ニて高声高笑ひ等慎むべし。
- 一、囃子之時ハ座敷ニ参着シテ一席ニ座ス也。連・地謡ハ次之席ニ集り人数揃ひたる上一同ニして江挨拶すべし。
- 一、番組出、食事等済たる上、着替之儀働之者江申合へし。此時働之者挨拶ヲ着座之席江持来り又ハ服沙包（さつぱく）ニて持来り指図請へし。又次之席江立テ着替ル事も有へし。
- 一、座舖之様子聞合、着服改メ待へし。此着替之時上下取りて休足する事悪し。老人又病後等之者ハ格別也。平人ハ致スへからず。済たる時も同じ事也。

一、楽屋ニおゐて高声・高笑ひ・酒盛等決而致スべからず。亭主方ハ馳走ニ出ストモ程能ク見合スヘシ。

一、婚礼・移徒、其外謡文句、其外仕舞等遠慮之事有ベシ。上客之姓名等も尋て心付ベシ。

一、仕舞・一調・小謡等茂右ニ準ズベシ。

右一冊初学者為ニ記置者也。

喜多七太夫

30 猿楽由来等雜伝書

抑舞ハ舞踏舞樂の名にして、女ハ小蝶の舞の類を法とし男ハ能仕舞などをする也。女舞ハ鳥羽院の御宇嶋の千歳若の前舞はしめ、鼓ハ樂器の羯鼓太鼓小鼓大鼓も皆こもれり。中にも小鼓ハ元暦のいにしえ壹岐の判官知康、鼓判官と異名を取り、此已来もてはやす也。又猿楽といふ事、翰林葫蘆集ニ云、秦川勝ニ初ル。推古帝の朝甕戸の皇子天神地祇を祭祀し安国の政事をしく。よつて六十六番の曲を作り川勝ニ命し紫宸殿の前にて大優のわさをなさしむ。大方この神樂の神の字をわけて申樂と名づく。説文に申も又神ン也といへり。大歳神申の方に有時ハ猿を以て是に配す。よつて猿樂と云。神樂を和らけ面白う戲をなすを俳優ワザフキといふなり。宇治拾遺ニ云、内侍所御神樂の夜、職事家綱を召して今宵めつらしからん申樂つかうまつれと有り。源氏乙女の巻にもさるかくかましくとあり。能狂言となせる事、尊氏將軍、八代義政公東山殿と申せり、此時より諷と同じうはしまる。能ハ神樂を和らけた

るものなれば、すゝしめの為神事の砌執行ひ、是を神事能と云ふ。わきて狂言の事ハ神代卷岩戸の段鈿女ノ命の俳優ワザフキといふ、今の狂言の濫觴也。ウケフネを踏とよろかしとあり。ウケフネハ譬ハ盟の様成ルものをうつむけて其上にて舞給ふと也。今の舞台此謂也。されハ狂言ハ高官高家下へ遠く卑賤の事しろしめさす。よつて俳優にことよせ下の有様をしろしめんかため、あられぬ事を作り言葉くるハして、狂人の言葉のことくなればとて今狂言とハ名づけたりしと也。

翁之伝

申樂翁大事

総而神樂の作法也。又ハ日神岩戸に引籠り玉ふ時、諸神岩戸の前にての作法翁ニあらハすものなり。是に依て諸神の祭に申樂を用る事ハ翁をすへきもの也。天上の神岩戸にとちこもり玉ふ時、神樂を奏し二度岩戸を開玉ふ。況下界の神納受なかるへきをや。

岩戸の前にて神語日本記ニあり。但いつれの神語とハなし。

ウケフネ踏とよろかしカンカ、リす。

カンカ、リとハ神明の頭心也。ひやうし。

第一翁と云ハ太玉の神 千歳振也。

第二兎屋根命 神道之翁也。

第三天鈿女命 猿田姫 三番申樂也。

天鈿女命鈴をふり神樂を舞玉ふ。此神岩戸をおし開玉ふ其時、諸神

アワレアナヲモシロヤナタノシ

アナサヤケ ヲケヲケ

是ハ神楽の根本宗源神道^(頂)上の極秘也。可秘云々。鈴を振事鈴にてあるへからず。其時ハ神竹の葉を持玉ふ也。大職冠御作十卷有り。

神功皇后三韓退治の御時九州筑前国博多郡に諸軍勢を集めて大酒^キを玉ふ時烏帽子狩衣を着したる白髪^ハの翁出来りて神功皇后ニ申様、難所の瀬戸を御渡り給ふ間、供奉申へしと申、大酒を給ふ時、武持神舞給ふ。是を後に武内神と云。武内宿禰也。宿禰ハ氏也。此後件の翁舞玉ふ。今申楽に用る翁此の表也。然ハ三韓随玉ふ後、武持の舞則千載振の根元也。

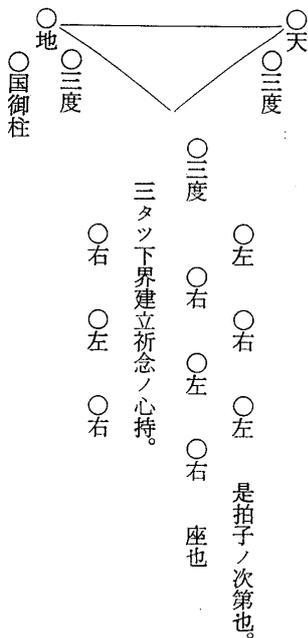
天照太神住吉神同一体、三番申楽ハ興玉神也。

アケマキヤトフト ヒロカリヤトフト

サカリテイタレト マロヒヤイタリトフト

是ハ催馬楽也。サカリテト云ヲ座して居たれと謡ふ也。

○天御柱



天御柱国御柱を建立、ミタツト云心持の祈念下仕衆生所也。興カル事カナ、興アリ面白し、悦の舞なれば一舞舞ふと云て扇を眉の間に持時祈念、心持肝要也。神秘極上云々。左右左と云事、左天神、右

地神、左人神。三番申楽ヲサヘノフフト云。長^{オク}、於宇^{オケ}、此分なり。長々トハ舞ノ最長ト云心也。三番申楽にて岩戸を開き玉ひし故に長々ハハシメト申心也。於宇トハ歡喜のこころ也。塩土老翁海中沖より出間をなもと名付也。

○三番叟のめしにて千歳も濟也。

○三番叟面鈴此方より出候へは楽屋ニ而シテ方へ挨拶してシテ方へ渡置、舞台ニ而後見方ヨリ此方へ受取也。

○面箱 延命官者 咲顔官者也。天鈿女命猿田彦に向ふ時、咲て立給ふ顔也。

父の尉 猿田彦大神天孫を導玉ふ。父の子をめくむ如くし玉ふに依て云。

翁 老翁、塩土ノ翁也。毎度出て導玉ふ。此面を継事、此翁大神宮と同徳故、岩戸の小疵を表する秘也。

黒しき 土公神にて此も興玉神也。土ヨリ出玉ふ故黒し。

○鈴を持って舞ハ鈿女命の容なり。何も猿田彦と鈿女との事也。

○惣して表を静、裏にて心持強。

此間面箱ノ寸法、翁謡ノ文句アレドモ略ス。

○能ハ神楽を和らげたるものなればすゝめのため神事の御執行ひ是を神事能といふ。神事を奉ルにより大社に属ス。

皇太神宮にハ 和屋 勝田 主同 三座伊勢ニ有り。日吉にハ 山詣^{ヤマヨミ} 下坂^{ノド} 比叡 三座近江ニ有り。

加茂住吉にハ 本座丹後 新座河内 法成寺撰津 三座。
春日にハ 外山宝生 結崎觀世 坂戸金剛 円満井今春

此春日の四座ハ就中名譽を得たり。依而東山殿へも度々めされしと也。今春ハ秦氏安二十九世也。山州竹田ニ住居す。因て竹田共云。

宝生ハ伊賀の国服部の産也。故ニ服部ト称ス。

喜多ハ撰陽郡談ニ云、喜多長能字ハ七太夫、泉州堺の産、父ハ医師、願慶ト云。家ニ武勇のほまれあり。当津勘太夫に習ひて踏舞の妙を得たり。長能ハ喜多の始祖なり。堺の桜町ニ長能の旧屋有り。

此間往古舞台ノ図御座候へ共略ス。

抑誦ハ東山慈照院殿ニ始りて江口・山姥ハ一休ノ作ト云。卒都婆小町ハ高野山宝性院宥快の作なりと云り。山本春帳の所持諷の作者付の書にハ諷の四座の大夫作りて当座ノニ能ニしたる也。

觀世太夫世阿弥作

五十一番
又六十一番

觀世小次郎作

三十二番

觀世弥次郎作

式十五番

金春善竹作

拾八番

金善善鳳作

五番

協師宮増作

拾番

三条西殿御作

四番

右之外誰彼作又作者不知モ有リ。都合三百五拾二番各名目を表ス。其奥書ニ、右能本作者之事、依ニ安東典厩御所望ニ調進之、觀世弥次郎長俊連ノ直談ノ時、物語申趣所註置如斯。此上猶可被聞合者也。

干時大永四年甲申孟夏上齋

吉田藏人兼將 判

此末色々有レ共略ス。四座拍子方狂言方悉系図書有之候へ共略。

但し喜多流斗記置。

喜多

權現様御取立
古七太夫

栄林

乗本

十大夫

— 寿現初左京ト云

— 喜多権左衛門

— 七大夫

— 中條嘉兵衛

— 網吉公御旗本ニ被為仰付中條河内守ト云

目啓

十大夫

後ニ七大夫ト云

— 十大夫 実父権左衛門

— 中條市右衛門

七大夫

実父権左衛門

— 網吉公御代ニ御旗本ニ被為仰付候

○森田元トハ大森氏也。毛利元就ノ臣宍戸伯耆守也。笛ニ妙ヲ得て醫師何某ト伝フ。天正ノ頃大森庄兵エタルトキ七才ヨリ彼ノ医ニ笛ヲ習ヒ妙ヲ得テ世ニ鳴ル。いか成事にや、後森田と云。是森田の始祖也。又此家ヲ小笛ト称。寛永の比森田宗全九才にして御能ヲ勤む。小笛ニハ能吹たりト上意有りしより家ノ規模として世俗ニ小笛ト称ス。

○幸元ト山城宇治ニ住ス。永祿ノ比幸四郎次郎忠能ト云妙手アリ。天正七卯年卒ス。是幸ノ始祖也。其子宇治幸大夫五郎次郎正能、幸小

左衛門一字統て妙手たり。

31 論考「申楽ト伊勢三座」

申楽ト伊勢三座

本年は干支が戊申に当りますが故に、申といふ事に縁り申楽の事を一言申述べます。彼の有名なる伊勢三座と申しまするハ何かと云ふに能楽師の事でそれは度会郡浜郷村一色に和屋、同通村に勝田、神社町竹ヶ鼻に青王、此の三家即三座の事で有る。此の中和屋・勝田の両家は現存して居りますが、青王は早く絶家し、僅に青王の松とて古松をのミ残しましたが、是も朽損して終に遺跡を失ひましたハ、遺憾の次第である。さて右の三座は、毎年正月に、和屋ハ三日外宮四日内宮、勝田ハ四日外宮五日内宮、青王は六日外宮七日内宮といふ日割で、翁舞を奏行したのである。内宮一林宜氏経卿の神事記文明十八年正月の条ニ四日咒師参和屋、五日刈田、七日今咒師、と見えて居りますが、最古い事である。又外宮年中行事今式正月の條、三日例楽散楽大夫和屋者、来ニ於御橋館之前、奏ニ翁舞、四日例楽散楽大夫勝田云々、と云ふてもありますが、猶其の以前、嘉吉三年四月、守房長官の三位の拜賀の条に、刈田大夫自道御供仕、と云ふ事が見えます。併し是ハ舞曲の事では無いけれども、嘉吉の四百余年以前に、神宮に關係した事ハ判明である。此三家ハ、目今の如き能楽専門ではなく、前に申した如く、咒師、或ハ今咒師と云ふ名義を以て、神宮に關係したのであるから、正月の式にも翁舞の前に鳥甲を著し撥と鈴とを持ち、舞台の

四隅にて方固の式を行ひました。是が即彼等咒師の本業でありましよう。さて此の咒師とハ何であるかと云ふに、今の職員令宮内省典楽寮に、咒禁師、又咒禁博士、咒禁生と云ふ名が見えて居ります。是ハ專咒咀禁厭の法を行ひ医薬の道を助けたので有るから、典楽寮の職員として掲げて有るのである。咒禁師も、咒師も同義なる事ハ、積日本紀に見えて居ります。咒禁の今日の祈禱行為をなすニハ、先神の御心を慰め奉り、而して祈禱を修すると云ふが順序であるにより、咒禁に伴ふ処の、一種の神樂的行為が附随した事である。是が進化か変化か知らぬが、兎に角轉變して具体的に能楽の前身になつたのである。今日の樂的能樂の興行ハ別として、旧來は神事能とか、又は法樂とか唱ふるものハ皆右の祈禱的の意味を含で興行しましたが、故に正式の興行にハ必翁舞を奏し、その舞曲を神歌と稱し天下泰平国土安穩今日の御祈禱なりと謡ふて居る。彼の咒禁師として、典樂寮に属せし所の祈禱と云ふ事とハ殆別種の様になりまして、其の祈禱に就て行ふ所の余技其者が樂的的感情により發達し、本業の祈禱は翻て余技の如くなりまして、今日の能樂の形式に移りましたが、さすがに正式の場合に必ず翁舞を奏すると云ふ事ハ、昔を忘れぬ難有みである。其処で右の祈禱の形式が如何に進み、咒禁師が如何にして神社に近づいたかと云ふに、咒禁なる事ハ宮内省中ばかりてハなく、養成せられたる所の咒禁生が年を追ひて全国ニ瀰満し、祈禱に事を托して、氏神の社にハ牛頭天王、又ハ八王子を祀らしめ、盛に咒咀禁厭の法を行ふて居りましたのである。これか為彼等の理想の神なる牛頭天王、又ハ八王子を正祀と仰ぎ、由緒正しき神社の所伝を失はしめた例も諸國にハ数多ある。

古今著聞集や古昔物語等の諸書に、陰陽師の奇術を顯はしし事実の見ゆるハ乃此の咒禁師の余流である。古来民心の淳朴なる、彼等が祈祷の靈驗奇術に驚き、我祖先より尊崇なし来りし神靈を奪はるゝを知らず、帰依信向せしかば此業遂に一種の生活法となり、俗と云ず僧と云はず、苟咒禁の法を知るものハ、好季乗すべきとなし、祈祷と云ふ事より、神社に近づき信仰心の上に基礎を固めたのである。是ハ単に三座のみに就きて云ふのでハない。広く指したのである。故に申樂なる伎樂が神社に因縁を保つ事になりましたは、不思議のなき事と思ひます。

申樂といふ事ハ何であるかと云ふに、散樂と云ふことで、有位無官の人を散位某と云ふと同じ事で格調の嚴正なる雅樂に対して、散樂の字を用ゐたのが、サンの音便サルなるを以て、サル樂と唱へた事であります。年中行事今式の散樂大夫とか、江次第の散更とかハ、即是である。昔田樂が通俗に盛なりしが故に、其転化なるを以て、田の字を上下に伸ばし、申樂と唱へたとも云ひますが、適当とハ申されません。翰林胡盧集に、猿樂ハもと申樂で、推古天皇の時、秦川勝、神樂によりて作たから、神の字を分けて、申樂としたのであると云ふてありますが、是は只猿樂家の伝で、必竟猿と云ふ鄙き名を忌で、神樂と云ふ神聖なる事柄に附会したのである。此翰林胡盧集ハ明応の比の書でありますから既に正伝を失して、僅に牽強の説をのミ伝へて居た事と思ひます。然し、猿と云ふ事を押しなへて忌みませんが、猿の古名をオケ猿と唱へて、神代にも岩屋戸の前にて、天鈿女命、歌舞を奏せられた御姿の嬋妍なるを称美して、八百万の諸神オケオケと称賛された事が古

語拾遺に見えて居る。即歌舞の感能を意味する詞で、此場合決して鄙むべき言でない。

又猿樂の興行の事が物に見えまするハ、太平記に大森彦七が祝捷会を開き、猿樂を催し、楠公の靈に困られた事がある。当時ハ舞台といひ、衣装といひ、余程華美を極めたる完全のもので且つ其組織の大袈裟なりしハ、今日の能樂に近い事と考へます。

其処で現今行ハるゝ所の、能樂の發達ハ如何と云ふに、文安三年田樂能記に、法然上人・小野小町の能と云ふ事が見え、又一休和尚が江口・山姥を作り芳野詣・高野詣等が朝鮮陣の時に出来し、羽衣・角田川が家康公の比に出来たと云ふ伝説もあれば、其他沢山有りし事と思ひますれど、応永の比既に觀世を名乗る人も見えますれば、今日の態を具へて番数の増加せしハ蓋足利の末世よりの事と見て差支ありません。然るに西宮記に、相撲了能優一番と云ふ事が見えて居ますれども、治承の比でハ今日の能樂と其趣を異にしたに相違ありません。尤、金剛家にハ、弘安比の作の面を秘藏せられて有りますが、是も今日の如き能樂に使用したと云ふ事ハ疑問である。太平記の文を併せ考へますれば、田樂と曲舞とを本として、一種の猿樂なる者を編成したので、其状態ハ鎌倉時代より南北朝にかけて体を具し来り、足利の末世に至るまで二百余年を費し完全なる今日の能樂となりました事ハ疑を入るゝ余地なき事と考へます。

要するに、令に見ゆる所の咒禁師と云ふ官設の者より一転して、三代実録に見ゆる如く、雑技・咒鄭など云ふ事になり、江次第に至り、散更と云ふ事になり、又転して猿樂と云ふ事に転化しました。故に其

名称の変更するに随ひ、自然様式も転変しました。必竟舞曲の体度の推移ニ随ひ、咒咀禁厭の法も技楽に変し、散楽又ハ猿楽と云ふ厳正にあらざる意味の名称を帯ふるに至たのである。

堂々たる神宮ハ諸社の如く他より祈禱的の行為をなし、又他の信仰心を基礎として、業を起す事も出来ざれば如何にして近づき来たかハ大に研究の必要がある事と思ひます。抑、此の三座の中、和屋氏は飯野郡和屋村に住して、村名を姓として居りました。それで和屋村にハ翁の面及七箇の面の天より降りし所と云ふて、面塚を存して居りますのみならず、其面は今に和屋氏に伝へて家宝として居る。神都名勝誌に出で居るのハ夫れで有る。年年旧十一月廿八日に面祭と唱へ同村に於て能楽を興行して居ましたが、近年中絶して今ハ行はれて居りません。又、勝田氏は度会郡勝田村に住し、青王氏ハ青尾、又青苧と唱へて、飯野郡波麻村に住せし為、此兩村とも和屋村と同様に面塚等の所伝を存して居ります。是ハ共に其由来を神聖ならしめん為の伝説でハあるが、三座とも同一の由来を伝へて居るのハ奇と思はれます。然し、是が反て三座共に去就を同うした証である。

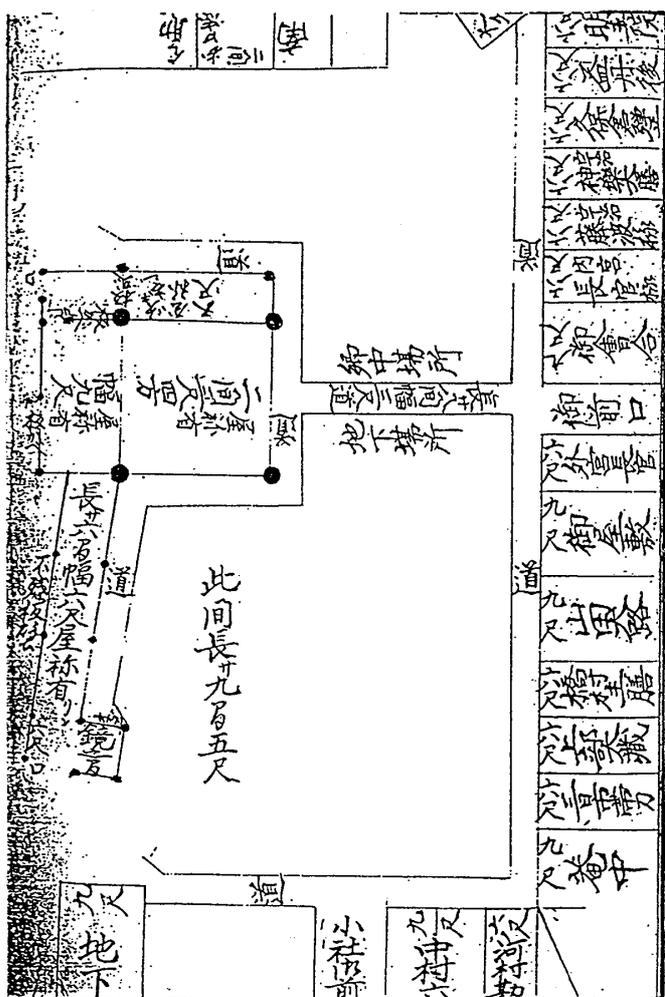
然して、此三座ハ何時に神宮に附属の如くなりしか、何時に現今の地に移住したかである。陰に考へますに、前申た如く能楽の形態を完成しかけて参つた時代と同じであらうと思ふ。其ハ何ゼかと云ふに譬最初奈良に観世・金春の兩座が創立せられ、夫より保生ハ観世より、金剛ハ金春より分立し、合せて四座となり、共に春日神社に附属し、又住吉にハ本座・新座・法勝寺と云ふ三座が有るが如く、三座も近き所に住し居れば、神宮に附属したいといふ事ハ夙に彼等の希望で有つ

たのであらうが、容易に神宮に近く事ハ出来ぬ。故に、自分の居村が幸に北畠氏の領内なるが故に、先北畠氏に附属し、以て時期の至るを待て、漸く神宮に所縁を求め、翁舞の式を奉納し来たは氏経卿の神事記、及年中行事今式に見ゆるが如くである。又、当地にハ何の事もなく翻て前任の村に由来を残したと云ふ事ハ、つまり発禪の地を尊重し、自己の系図をして神聖ならしめんとするの計画で有つて、就中面塚の談は滑稽である。然して移住の年月はと云ふに、北畠具教卿、天正四年十一月廿五日に織田信長公に滅されましてから、主君を失ひましたが故に、所縁を求めて三家共に当地に移住した事と思はれます。和谷式に霜月二十八日に面降りたるを以て面祭とする、と云ふて居りますが、此の面祭といふは今日云ふ記念日で、是日が即移住の日なのである。それハ北畠滅亡の日、霜月廿五日より中二日を隔て、廿八日でありますから、正しく天正四年十一月廿八日ハ其日なる事と想像致します。夫より専神宮の能楽師の如き態度を執りましたが、最早北畠氏に附属して居た時の如く、独立を云ふ事ハ出来ませぬ故に、自家に伝へ来りし流義ハ之を改め、他に入門するの不得止に至りましたが、さすがに上懸の観世・保生（カミガ、リ）が神懸に通ずるを以て神地に憚あり、又、金春・金剛と雖、共に春日神社の能楽師たるを以て入門も成し難く、困難を極めました。幸に金剛新六氏正（此人ハ鼻金剛といふて名人であつて天正四年に死亡）あり。此人より分派して家康公に仕へ軍功ありし故に召出されて独立一流を組織するを許されたる所の喜多家の門に入り、喜多流を以て門戸を張りましたが、之を見ましても、天正四年後当地に移り、而して流義を喜多流に改めた事が確め

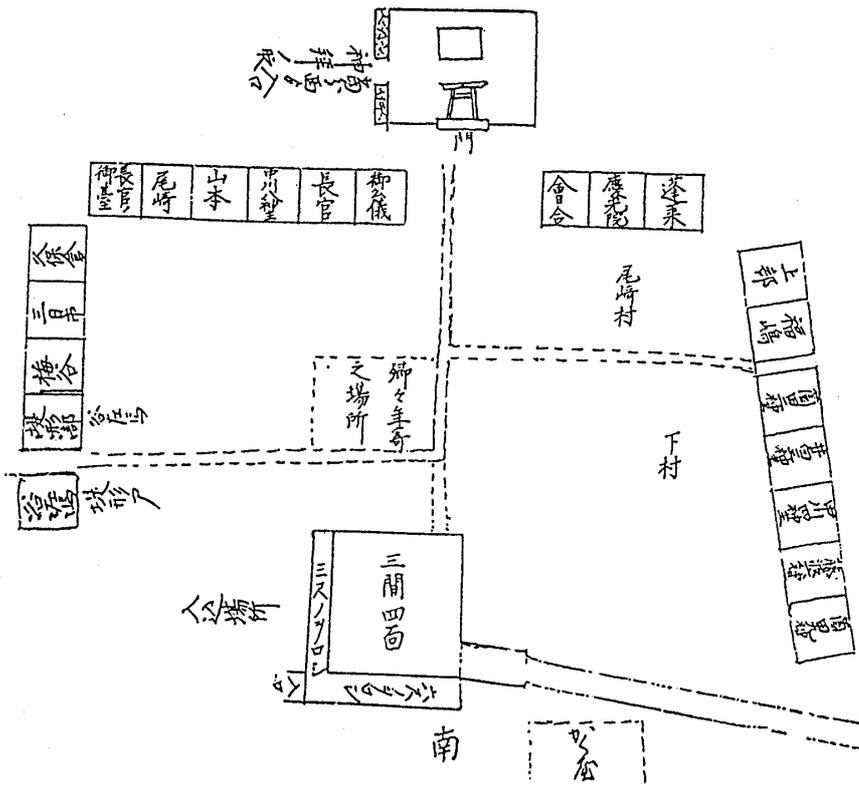
られます。其後、当地方の能楽は之れか基礎となりて漸々盛大に趣き、勸進能と云ふ事始まり、大宮司、祢宜を始め、地方歴々の方の棧敷を打ち、儀式の厳格なりしハ昔物語等に見ゆる如くであります。然るに、享保十七年越坂中寺町に於て興行に際し、両宮長官の政所より、権任中へ能役者に混合して能を行ふハ不都合であると云ふ禁止状を出されました。此ハ必竟余り盛大になり過ぎ、華美に流るゝとか、又一面にハ仏語・経文が謡曲の文中に多々あるとか云ふ点より起た事であらう。何が故に年々例楽として宮中に於て行ひ来つた者を禁ずるかと云ふが一疑問である。此が乃散楽なる者の神宮固有のものではなく、全く他

社に倣ひて北畠氏滅亡後輸入したのであります。さは云へ、三百有余年來、神都に於て養成した申樂の景況ハ盛大なる者にして、維新前にハ宅内に舞台を構へ、一家族を以て能樂の興行をなしたる大家もありました。神宮御改正の結果ハ家職の停止と共に、一時全滅に近き非運に陥りましたが、近來有志諸氏の奮励により、逐々斯道の再興なり、繁盛の芽あらはれ起るハ慶賀の至りであります。固より明治以前の盛を見る事ハ不可能であるとするも、責て当地に於て一座の組織を全くならしめん事を斯道のため切に希望いたします。

【舞台図補遺】

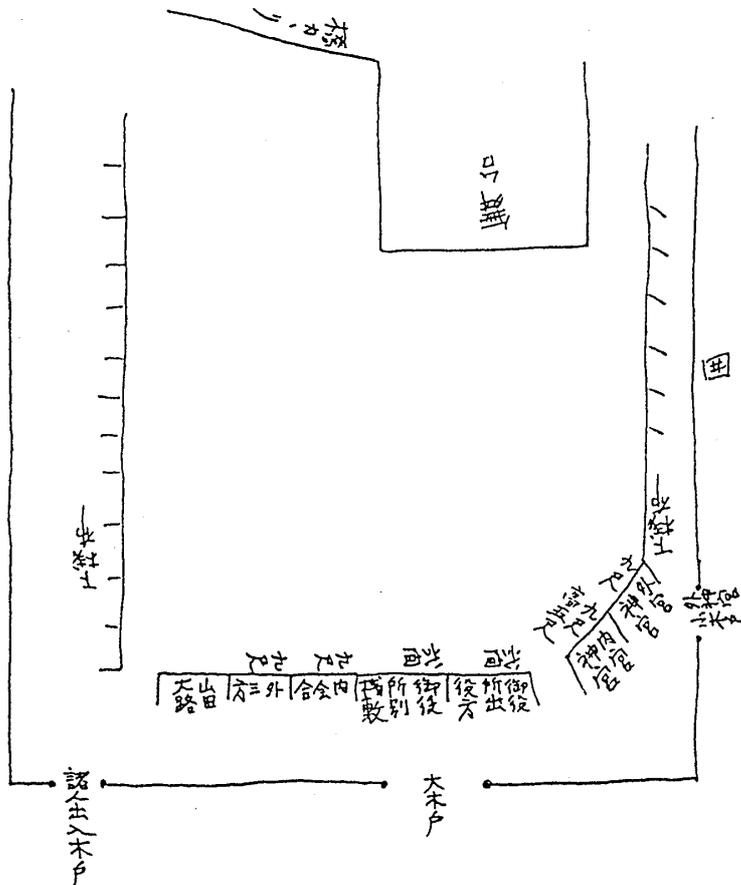


①宝暦8年通勝田大夫方堅能舞台図
〔宝暦八年宮建方固之記録〕



一
 常盤屋系振舞之舞臺也
 横文指方、後、左、元

②元文4年楠部和谷方堅能舞台図〔生社造宮記〕*伊勢市楠部町・西井惇氏提供



③文政2年勝田太夫勸進能舞台図〔長官經陰家牒〕*模写

論
考
篇

近世の伊勢猿楽

はじめに

伊勢猿楽は早く暦応頃に三座（和谷・勝田・青芋）の存在が確認され、『風姿花伝』神儀の諸国の猿楽座中にも言及されるなど、大和猿楽にも比肩する古い由緒を有しているが、その後も天正四年（一五七六）の庇護者たる北畠氏の没落にともなう居住地の移転、近世初期のことらしい青芋座の断絶、元禄頃の喜多流への所属など、さまざまな変遷を経て明治維新を迎えている。維新後も、明治の末年頃に勝田家は断絶したものの、弟子筋の人々によってなお演能が続けられているし、和谷家は引き続き喜多流に所属して健在であり、現在は和谷家当主を中心とした一色町能楽保存会によって意欲的な演能活動を展開している。

このように、南北朝以来の猿楽座で近世を生きぬき、現代においてもなお演能活動を継続している例は、他に大和猿楽の流れを汲む現在の能楽五流があるだけである。元禄頃の喜多流所属にしても旧来の組織を維持したままでの所属と考えられ、中世末期頃に丹波や近江の座

が大和猿楽四座に吸収され、解体されたのとはまったく趣を異にしている。それは伊勢という地の地理的・信仰的条件に負うところが大きかったためと考えられるが、中世以来の古い猿楽座で、近世半ばまで独自の活動をし、喜多流所属後も旧来の座としての活動を継続して今日にいたる伊勢猿楽は、猿楽の座の歴史においてきわめて貴重な存在だと言える。

しかしながら、伊勢猿楽については、『宇治山田市史』（昭和4年）、伊藤令雄氏「伊勢猿楽三座考」（『国語国文』昭和8年3月）、荒木田楠千代氏「伊勢三座考」（『皇学』昭和8年12月、昭和9年3月）、能勢朝次氏『能楽源流考』（昭和13年）など戦前の研究によって、中世における三座の動向の概略と、近世における二座の神宮奉仕の状況が検討されている程度で、さほど広範な検討はなされていない。中世の伊勢猿楽資料はもとも僅少であったが、近世の伊勢猿楽資料も和谷家と勝田家に伝わっていたものが勝田の絶家や戦災によって散佚したことが、戦後の研究を阻害した要因であろう。両家のうち、勝田家ほどの程度の資料が伝来していたかは不明であるが、和谷家については昭和九年の『神宮御神楽資料展覧会目録』によってほぼその概要が把

握できる。同目録には、和谷亀太郎氏出品として三十六点におよぶ「和谷家文書一函」が掲載されており、これが当時の和谷家に伝存していた文書の全体に近いようである（ほとんどが近世後期以降の文書らしい）。荒木田桶千代氏の「伊勢三座考」はそれら和谷家の資料を活用したもので、同稿には和谷家資料による近郷諸社における二座の活動についての論考が予告されている。しかし、和谷家文書は昭和二十年の伊勢空襲で焼失してしまい、荒木田氏が予告していた論考も陽の目をみることがなかった。ここに、近世の伊勢猿楽資料は『能楽源流考』や『日本庶民文化史料集成』第二巻に翻刻された五点程度となってしまったのである。

しかるに、このたび和谷家や勝田家に伝来していた文書で、『度会郡誌』編纂資料として明治末年〜大正初年頃に転写されたものが伊勢市役所浜郷支所に保管されていることが判明した。郡誌は現在にいたるも未刊行であるが、伊勢猿楽関係文書の内訳は和谷家文書が十七点（うち、未紹介の資料は15点）、勝田家文書が四点、その他が一点である。勝田家文書はもとより、和谷家文書も『神宮御神楽資料展覧会目録』所見の三十六点の半数で、決して十分なものではないが、これら転写本の出現によって近世の伊勢猿楽の動向がある程度把握できるようになったのである。以下ではこれら新出の資料などをとくに、荒木田氏の論考が解明している二座の神宮奉仕は除き、それ以外の近世における和谷・勝田二座（二家）の諸活動を整理しておくことにする。伊勢猿楽が中世以来の猿楽座としての長い固有の歴史を有するだけに、それは猿楽座研究としても必要なことであろう。

一 式年遷宮の方堅をめぐる

近世の伊勢猿楽は「ホウガタメ」という特殊伎を二種伝えていた。一つは「師子六舞」とも呼ばれるもので、両神宮への正月の《翁》奉納の折、《翁》に先立って演じられた舞であり、もう一つは諸社の式年遷宮の折、深夜に行われた辟邪・地鎮の行法で、いずれも平安・鎌倉期の呪師芸の名残と考えられるものだが、「師子六舞」（「師子」は「呪師」の訛伝）については格別新資料もないので本稿では検討の対象とはせず、以下の検討は後者の方堅をめぐるものである。なお、方堅という語は呪法そのものを指す場合と、遷宮行事全体を指す場合とがあるが、以下ではなるべく前者は「方堅」、後者は「方堅神事」と呼ぶことにする。

辟邪・地鎮の行法たる方堅については『宇治山田市史』や伊藤令雄氏「伊勢猿楽三座考」の指摘が早い。これを能楽史研究の立場から最初に論じたのは能勢朝次氏の『能楽源流考』である。同書では小西甚一氏（伊勢市出身）の書写になる和谷の方堅資料『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』の全文を紹介して、これを修正会・修二会で鎮魔除魔の呪法を行った法呪師ほすしの呪法の継承と評価している。その後、方堅に関する資料としては南山城の方堅資料などが紹介され、方堅という呪法が伊勢猿楽だけでなく猿楽一般にかかわるものであることが明らかになっているが、伊勢猿楽の方堅資料としては『日本庶民文化史料集成』第二巻に紹介された和谷家の『方堅神事』が新たに加わった

けで、伊勢猿楽における方堅執行の実態はあまりよくわからない状況にあった。

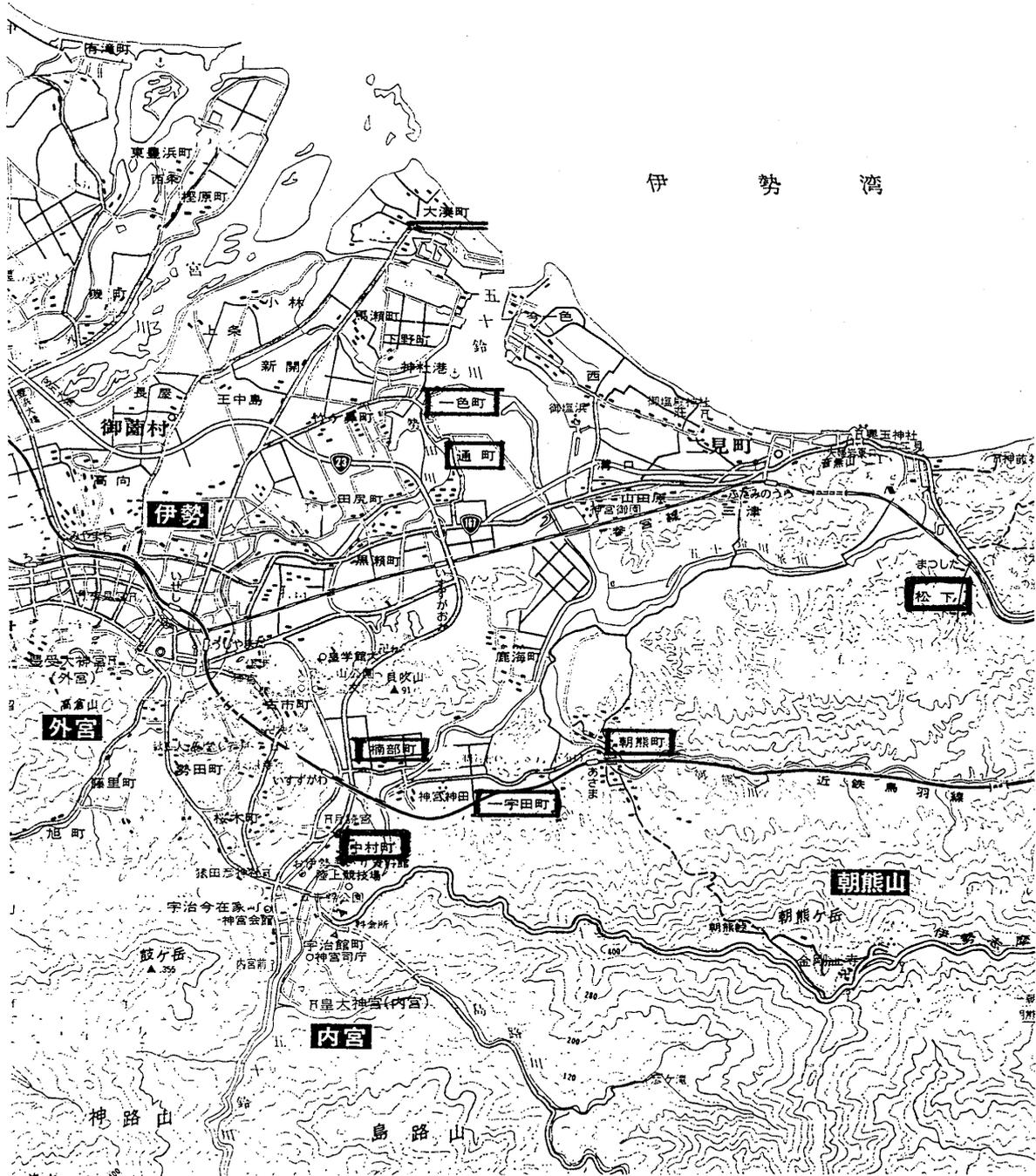
しかるに、このたび、浜郷支所の和谷家文書の転写本、伊勢市通町公民館所蔵の近世の村方記録、神宮文庫所蔵の長官日記などのなかに和谷や勝田の方堅資料が少なからず含まれていることが判明して、伊勢猿楽の方堅資料はかなり豊富になり、方堅や方堅神事の実態もいっそう具体的に知られるようになったのである。

すでに紹介されている『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』や『方堅神事』はいずれも方堅の次第を詳細に記したものであり、方堅の内容についてはこの二点によって十分把握ができる。しかし、これが実際に行われていたものか、行われていたとすればそれはいつ頃のことか、あるいは上記二点はいずれも和谷の方堅資料であるが、勝田も方堅を行っていたのか、等々が不明であった。この点については、結論から言えば、方堅神事は近世を通じて諸所でおこなわれ、和谷だけでなく勝田もほぼ同様の次第の方堅を行っていた、ということになる。まず、神宮文庫蔵の『内宮撰社神遷年月記』や『氏神方堅之能記録』などの諸資料を総合して、和谷と勝田がいつ、どこで方堅を行っていたかを整理してみよう（日付は方堅能の場合もあるが区別していない）。

元禄13年（一七〇〇） 11月11日〔和谷・楠部〕
 宝永2年（一七〇五） 3月17日〔勝田・松下〕
 宝永4年（一七〇七） 9月25日〔和谷・中村〕
 宝永4年（一七〇七） 11月16日〔勝田・朝熊〕
 享保4年（一七一九） 11月20日〔和谷・楠部〕

享保10年（一七二五） 9月11日〔勝田・松下〕
 享保11年（一七二六） 9月22日〔和谷・中村〕
 享保11年（一七二六） 11月25日〔勝田・朝熊〕
 元文4年（一七三九） 11月16日〔和谷・楠部〕
 元文5年（一七四〇） 9月11日〔勝田・通〕
 元文5年（一七四〇） 11月5日〔勝田・朝熊〕
 寛保2年（一七四二） 9月21日〔和谷・一色〕
 寛保2年（一七四二） 11月21日〔?・一字田〕
 延享2年（一七四五） 9月21日〔勝田・松下〕
 寛延1年（一七四八） 9月5日〔和谷・中村〕
 寛延1年（一七四八） 11月10日〔勝田・朝熊〕
 宝暦8年（一七五八） 9月24日〔勝田・通〕
 宝暦8年（一七五八） 11月24日〔和谷・楠部〕
 宝暦12年（一七六二） 3月11日〔和谷・一色〕
 宝暦12年（一七六二） 11月21日〔?・一字田〕
 明和2年（一七六五） 9月25日〔勝田・松下〕
 明和4年（一七六七） 9月22日〔和谷・中村〕
 明和5年（一七六八） 9月24日〔勝田・朝熊〕
 安永7年（一七七八） 9月25日〔勝田・通〕
 安永8年（一七七九） 11月10日〔和谷・楠部〕
 寛政10年（一七九八） 9月24日〔勝田・通〕
 寛政11年（一七九九） 11月10日〔和谷・楠部〕
 文化4年（一八〇七） 9月24日〔和谷・中村〕

伊勢湾



□…方堅神事執行場所 —…その他の参勤場所

文政1年(一八一八) 9月24日〔勝田・通〕

天保9年(一八三八) 9月29日〔勝田・通〕

精査した結果ではないが、これで近世後期の伊勢における方堅の執行状況はほぼ把握できるかと思う。方堅の行われた社は和谷・勝田の本抛地たる一色・通をはじめ、神宮近辺の中村・楠部・朝熊・松下・一宇田の諸社である。このうち、松下(度会郡松下。松下神社がある)はもと青苧座が勤めていたが、同座が絶えたあとを勝田が担当したものらしい。一宇田に出勤していた座は不明である。不規則なケースもあるが、神宮の式年遷宮と同様に二十年ごとに行われる定めだったようである。また、ここには両神宮の遷宮における方堅が一例もないが、管見に入った少なからぬ和谷・勝田の方堅資料にも両神宮の方堅についての言及はないのであって、神宮の遷宮では方堅は行われていなかったと考えてよいのではなからうか。ともあれ、これによって伊勢猿楽は近世を通じて方堅という本来は呪師のもと認められる呪法をかなり厳格に保持していたことがわかる。元禄以前の執行例には接していない(これは元禄以前の二座の衰微ともかわらう)が、状態のよく似た南山城の高神社の方堅が大永三年(一五二三)には確認できるし、天正四年の移住以前は上記の諸社とはかわりがなかった可能性も高いが、方堅そのものは伊勢猿楽が暦応以前から保持してきた呪法であることは疑う余地はあるまい。むしろ、ここではこのように能楽とは懸隔はなほだしい方堅のような呪法を、近世末期まで伊勢猿楽二座が厳格に保持していたことを、伊勢猿楽と呪師との根源的な関係(伊勢三座は呪師の座からの転化・発展という関係)を示す現

象として重視すべきであろう。

さて、その方堅の執行前後の様子などはこれまでは不明であったが、そのあたりの様子を通村における勝田の方堅記録に見てみよう。九月二十日に神入が終了したあとの記事である。

廿四日、勝田嘉大夫辺排之事

暮六ツ時、嘉大夫素袍烏帽子、外ニ役者老人、供老人附添被来候。神前之備へ相渡ス。相濟候而酒出ス。座敷ニ而勝手也。酒相濟候而宮参詣。年寄六人一对ニ而参詣也。辺排初ル時、年寄ハ宮中ノ西側ニまくり敷、拝見也。辺排過て拜殿ニ而大夫方々餅五ツ宛被渡候。夫々過ニ翁初ル也。年寄地下場へへり取敷、拝見致ス。

翁 千歳 令之助
三番叟 安次郎

祝言
金札切 虎吉

(寛政十年宮建方堅目録)

簡略な記事ではあるが、執行前後の状況を知るには有益な記事であろう。方堅が辺排(反閉)と呼ばれていることや、夕刻から夜にかけての行事であることなど、ここには種々の興味深い事柄が記されているが、とりわけ方堅終了後に大夫が見物の年寄衆に餅を五つずつ渡すことや、方堅のあとに《翁》が演じられていることが注意される。大夫が餅を渡すことは修正会や修二会で法呪師による追儺の後に参詣者に牛玉札が配られたことを想起させるし、方堅のすぐあとに同じ大夫によって《翁》が演じられていること(それを示唆する記事は『方堅神事』などにもみえている)は、方堅と《翁》との同質性の証左であり、方堅のような呪術芸を基盤にして《翁》という祝禱芸が生まれて

くすることを思わせる構成である。中村における明和四年や文化四年の和谷の方堅神事記録では、入用覚の項に和谷大夫への禄米六石と翁銭六百文が記載されており（これは南山城の方堅記録にもみえる）、《翁》が方堅に不可欠の存在だったことがわかる。

方堅の翌日には必ず能・狂言が演じられている。能は《翁》付きで五〜六番（大夫所演は二〜三番程度。祝言付き）、狂言は四〜五番程度である。舞台はその都度建てられたようである。中村や楠部の方堅神事では大夫が舞台上で神宮の長官から太刀と折紙を渡される慣習だったのが、中村では文化四年から地下で受け取るように変わっている。また、大夫へは方堅勤仕に対する禄米とは別に祝儀が渡されているが、これは方堅後の能楽上演に対する報酬であろう。祝儀は両神宮の長官はじめ有力神官・三日市大夫など有力御師などからのもので、場所によつては祝儀の額に差があったようだが、文化四年の和谷による中村の方堅では合計金六両余りとなっている。

なお、大和猿楽では神事の《翁》は座の長老が担当する慣習であったが、文化四年の和谷による中村の方堅は大夫の津之進の伴牧太（25歳）が勤めている（ただし《翁》は大夫津之進の所演）。『方堅神事』には「亦略ノ行ヒ様有之。幼少ノ者勤ルトキハ此略可然也」ともあり、近世の伊勢猿楽では方堅は必ずしも大夫とか長老の役ではなく、幼少・若年の役者が勤めることも珍しくなかったようである。

また、和谷家文書の転写本のなかには、方堅に先き立って唱えられる秘文が含まれている。方堅に際して秘文が読みあげられることは『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』や『方堅神事』に記されているが、

その内容は不明であった。新出の『方堅神祭秘文之巻』によると、それはいわゆる「五郎の王子」の物語で、「ケンライ国」の五人の王子の相続争いを千門の君なる博士が調停して領地を四方と中央とに分けて解決すると、王子たちは博士への報恩として仏法守護のために地神方堅の折禱を行うことを約束する、という内容で、分量は約二千文字ほどのものである。『秘文』では、「扱其時布施物ニ入ベキ物ハ」として「鹿ノ皮千枚、猪ノ皮千枚、新草千束、馬草千束、糸千両、綿千統、香ノ布千端、胄千領、甲千劔、弓千張、矢千筋、太刀千振、刀千越、馬牛桶柄杓に至ル迄千万之物」をあげているが、ここに列挙されたものはほぼ室町後期〜近世初期の南山城の方堅や近世伊勢の方堅で実際に用いられている物と合致している。『秘文』にみえる布施物のうち鹿や猪の皮は伊勢や南山城の方堅資料にはみえないが、これらも古い時代には用いられていたのかも知れない。

『秘文』の骨格をなしている「五郎の王子」の物語は同趣向のものが中国地方の神楽や三信国境地方の土公神祭文、あるいは「八帖花伝書」（巻二）などにもみえている（萩原龍夫氏「五郎の王子」『神々と村落』）。そのうち、文献的に最も古いのは延徳二年（一四九〇）の奥書がある広島県の『五形さいもん』のよしであり、この物語の成立は少なくとも室町前期には遡るものと考えられる。『秘文』も優にその頃までには遡るであろう。『諸社造宮方堅夜神事執行之次第』によると、この『秘文』は腰掛俵に掛けて声を立てずに口の内で読むという。そして、『秘文』では「謹請…」という形で青帝青龍王・赤帝赤龍王・白帝白龍王・黒帝黒龍王・黄帝黄龍王の五方の守護神が請じら

れている。これら守護神は方堅の中でも唱えられている(『方堅神事』)が、これと同じ文句は興福寺や薬師寺の修二会の法呪師の作法にもみえている(両寺の呪師作法書による)。和谷の方堅が修正会修二会の法呪師の行法に酷似していることは前述のように『能楽源流考』に指摘されているところであるが、この点も方堅の源流が法呪師の行法であることの有力な一証になるであろう。

なお、明治四十一年の執筆と認められる浜郷支所蔵の「申楽ト伊勢三座」と題する一文(転写本)は、伊勢の学識者の執筆になると推定されるものだが、そこでは古代に呪師が簇出した理由として、牛頭天王信仰の高揚により全国の氏神に牛頭天王や八王子が祀られたことを指摘している。これは和谷の本拠地たる一色の氏神社と勝田の本拠地たる通の氏神社をはじめ、三座が関わりをもった近郷諸社が、牛頭天王や八王子を祀っていることを踏まえた論であるが、実は伊勢と酷似した方堅が執行されていた南山城の高神社や水度神社の祭神もやはり牛頭天王なのである。管見では、このように呪師と牛頭天王信仰との関係を明快に指摘した例を知らないが、この視点は今後の呪師研究および猿楽座研究において十分留意すべきことに思われる。

二 勸進能をめぐる

近世の伊勢における勸進能の興行状況については、『宇治山田市史』の記述が基本的な資料である。同市史にはまず次のような『昔物語』(喜草清在著)の勸進能についての記事が引かれている。

山田ニ式法ノ能芝居ト云フ故実アリ。何レノ時ニ此式ヲ誰ノ定メタルヤハ知ラズ。靈巖寺ノ後ノ小橋ト云フ所ニテ、堀切町ノ鍛冶屋ニ狂言師ノ足兵衛ト云フ者ノ興行シタル勸進能ノ時ニ古法本式アリト云フ。能大夫ハ日吉権大夫ナリキ。其正面ニ相並ンデ宮司・長官ノ棧敷ヲ構エ、宮司ノ棧敷ニハ小サキ鳥居ヲ造リ、長官ニハ大包ノ御祓大麻ヲ置キ、次ノ左ニ久志本式部ノ棧敷ヲ設ケ、其次ヨリ三方二十四人ノ棧敷、左右ニ分チ列ネテ其時ノ年老ヲ以テ次キトシ、各其棧敷ニ姓名ヲ書キテ額ノ如クニ打ツナリ。：其後元禄ノ初頃ニ、魚座ノ太郎左衛門ト云フ者ノ興行ニテ、八日市領八幡山ニテ神原次郎大夫・寺井将監ト云フ能大夫ニテ芝居アリタルハ本式ニ非ザレドモ、猶少シ故実ノ式ハアリケリ。其ヨリ久シク能芝居ノ興行絶エタリシニ、享保十七年ノ五月ニ中寺町ニテ能芝居ヲ建テ、年寄役ノ者モ其芸ニ長ゼル者ハ出ヅベキノ催シナリケル時ニ、神宮ヨリ之ヲ止メントテ町々権任ニ廻状ス。

ここには靈巖寺小橋での日吉権大夫勸進能、元禄頃の八幡山での榊原・寺井等の勸進能、享保の中寺町での勸進能と、三度の勸進能の興行が記されているが、このうち、前二者は確実に和谷や勝田の勸進能ではない。ともに主催者は伊勢の住人だが、主演の能大夫は他からの来演のようである。神原次郎大夫や寺井将監は素姓が不明だが、日吉権大夫は貞享四年刊『能之訓蒙図彙』の京都能大夫の項にみえる日吉権大夫(伏見住)と思われる。従って、靈巖寺小橋での勸進能の時期もある程度限定できるのだが、これら元禄前後の勸進能が伊勢二座の催しではないことは、後述するこの時期における伊勢二座の衰運とい

う事情ともかわるのであろう。そして、これに続けて『宇治山田市史』はさらに次のように記している（執筆は鈴木暢幸氏）。

延宝・元禄の頃にも勸進能あり、まづ兩宮に法楽を奉り、後に久世戸坂に於て興行した由を〔外宮子良館日録〕に記して居る。けれども此等は皆伊勢二座系統外の者だけであつたのに、元禄の頃より芸風を喜多流に従属せしめた和谷・勝田等は、その技漸く進むに連れて、己等も正月恒例の法楽の外に、臨時に勸進能を興行する事を始めた。文政二年^{二四}八月、楠部領久世戸の亀山と云ふに於て興行仕度旨、奉行所に願出でた写が〔楠部区会所文書〕に残つて居る。弘化三年^{〇六}にもこの事があつた。尚この外にも催された事であらう。

以上が近世の伊勢における勸進能についてのこれまでの知見である。これを要するに、近世の伊勢においては、勸進能は元禄以前にはもっぱら伊勢二座以外の役者の主催であり和谷や勝田による勸進能は兩家の喜多流所屬後のことで、その記録としては文政二年（一八一九）や弘化三年（一八四六）の催しがある、ということになる。しかし、浜郷支所所蔵の和谷家文書の転写本たる『弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録』などによると、元禄以前の伊勢の勸進能は伊勢二座以外の主催という点についてはかなり事情が異なり、二座による催しの回数も『宇治山田市史』の伝えるところよりはるかに多かつたことがわかる。この勸進能記録は『宇治山田市史』にもいう弘化三年の勸進能の詳細な記録で、和谷権太夫自身が記録したものと認められるが、その中の山田奉行所に差し出した和谷権太夫の興行許可願いを掲出してみ

る。そこには過去に和谷が催した勸進能について次のように記されているのである。

乍恐奉願上口上

一色村和谷権太夫奉願上口上。私方為芸道修行、寛文中勸進能興行仕、其後元禄年中茂御願奉申出、宝永七寅年年八月ニも勸進能仕候。猶又、享保年中、元文四未年、同五申年閏七月ニも勸進能とハ不奉申上候得共、興行能御願奉申上、其節に御聞濟被為成下難有奉存候。元来私家ニ仕而者是適度々興行能仕候儀ニ御座候間、為芸道修行今般堤刑部差配所山田領亀山と申所ニおゐて当四月下旬日数五日之間勸進能興行仕度奉願上口上。近來文政二卯年八月通村勝田記内御願申上興行仕候儀ニも御座候間、右願之趣御憐愍を以御聞濟被為成下ハ、難有仕合奉存候。仍此段乍恐御願奉申上候。以上。

弘化三丙午年三月

御奉行所様

一色村
和谷権太夫〔印〕

これによると、弘化三年以前に和谷が催した勸進能もしくは勸進能類似の催しは、寛文中・元禄年中・宝永七年八月・享保年中・元文四年・同五年閏七月の計六回となる。奉行所への口上書の記載事項でもあり、信頼できる記事であろう（寛文の催しについては『宮川夜話草』にも言及がある）。『宇治山田市史』にいう文政二年八月の楠部領久世戸亀山での勸進能が勝田大夫記内の主催であることも、この口上書によって判明する（この催しは後述）。和谷の享保頃の催しは『昔物語』にいう享保十七年（一七三二）の催し（やはり勸進能とは称さ

なかったと『昔物語』はいう)のことである可能性も高いように思う。勝田の勸進能は文政二年以外には資料がないが、明和七年(一七七〇)に勝田大夫章句たることを明記した謡本を刊行する(後述)など近世後期の勝田はかなりの活動をしていたようだから、和谷と同程度には勸進能を催していたと考えることは許されるであろう。和谷と同様に勝田も近世の前期頃から勸進能を催していた可能性が考えられるのである。

さて、類似の催しも含めて都合八度におよぶ和谷・勝田の勸進能のうち、演目など興行の具体相が判明する催しが三つある。以下ではそれらを紹介して、伊勢二座による勸進能の性格を考えてみることにしよう。

まず、和谷による元禄・宝永・享保のどの催しか特定できないものの、このうちのいずれかの催しの番組と認められるものが法政大学能楽研究所の鴻山文庫に収められている。該番組は整版刷り一通で、表題には「和谷(権太夫カ)」とある七日間の能組である。時と場所についての記事はないが、番組を入れた封筒に江島伊兵衛氏(旧鴻山文庫主人)による「元禄享保」のメモがある。一日六番、合計四十二番の能が演じられている(狂言は28番)が、シテは和谷権太夫と本間主馬の二人である。表題から和谷権太夫の主催と考えられる。共演の本間主馬は、江島氏が封筒に「主馬ハ大津ノ能大夫、元禄七年後の芭蕉ト親交アリシ人」とメモされている通り、「丹野」の俳号を持つ大津の能役者で、元禄四年と同七年の芭蕉との交流が支考の『笈日記』(元禄8年刊)、路通編『芭蕉翁行状記』(同)、里圃編『翁草』(元禄9年刊)、

『続猿蓑』(元禄11年刊)にみえている。一例として、そのうちの『続猿蓑』の記事を掲げてみる。

本間主馬が宅に、骸骨どもの笛鼓をかまへて能する處を畫て舞台の壁にかけたり。まことに生前のたはぶれ、なごかこのあそびに殊らんや。かの鬮腰を枕として終に夢うつゝをわかたざるも、只この生前をしめさるゝものなり。

稲づまやかほのところが薄の穂 ばせを

これは元禄七年(一六九四)七月中旬のことで、江島氏はこれをもって「元禄七年後の芭蕉ト親交アリシ人」とされたものであろう。主馬の生没年は不明だが、元禄七年が判明する活動時期の下限である。

一方の和谷権太夫は没年が元文四年(一七三九)である(『和谷家系統』)から、この能は江島氏の推定通り、『弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録』にいう元禄・宝永・享保のいずれかの催しということになる。ただし、この番組の末尾には後述のように「勸進能」の語がみえる。『弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録』によれば、享保の催しは勸進能を標榜しなかったというから、これは元禄か宝永の勸進能のどちらかに限定できるのではなからうか。場所はもちろん伊勢であろう。能役者本間主馬が芭蕉と交流のあった俳人であったことは、あらためて近世における能と俳諧の関係(俳諧師による謡曲の注釈など)を考えさせる事実であるが、そうした俳人役者と和谷権太夫の交流も注意されるところであり、この時期の伊勢で七日間という日数の能が催されたことも近世の勸進能の歴史には有益な事例であろう。五日目の

脇能に権大夫が稀曲《大般若》を演じているのも注目される。そして、この番組の末尾に「此度之勸進能に奈良役者耆人も加江不申候」とあるのは江島氏も注意しておられたが、注目すべき注記である。この「奈良役者」は大和四座の役者の謂と考えられなくもないが、これは当時六十九人という大所帯を誇っていた(『奈良晒』。実は百人近くいたらしい)奈良春日社の禰宜猿楽(南都禰宜衆)の可能性が高いと思う。神地伊勢において、神宮奉仕の和谷と春日社の禰宜が入込み(共演)で能をすることが神宮によって問題視されていたのであろう。それは春日興福寺所属の大和猿楽四座の役者(この時期の奈良住は金春流が主体)でも同様だったろうが、春日社に直属する禰宜猿楽の方が、より神宮の禁忌にふれる存在だったはずである。「奈良役者」という呼び方も「奈良禰宜」とは(『わらんべ草』巻三)という呼び方と類似している。そうした穿鑿はともかく、勸進能の番組の末にことさらこのような弁解がましい付記をしたのは、もちろん以前に「奈良役者」との共演があったからであろう。この付記は伊勢猿楽と他国の役者との交流や、いかにも伊勢らしい制約を窺わせる興味ふかい資料である。元禄く宝永頃の和谷の勸進能については、鴻山文庫の番組からおおよそ以上のようなことが言えるかと思う。

次にその実際が知られるのは、文政二年八月の勝田大夫記内の勸進能である。この勸進能については内宮の長官日記たる『長官経陰家牒』(神宮文庫蔵)に興行実現までの経緯と番組が記録されている。場所は亀山で、三日間の催しであった。亀山は現在地名として残っていないが、近世有数の歓楽地として知られる古市の一角で、『長官経陰

家牒』の記録には「古市町東北裏手」とある。古市には芝居小屋もあったから興行場所としては好立地であり、後述の和谷の勸進能もこの亀山で催されている。『長官経陰家牒』によると、この催しは元禄に和谷が催した勸進能(前掲の和谷の口上に言及あり)と同じような条件で興行が許可されたようである。三日という興行日数もそれにならったものである。内宮長官からは先例にならって金百疋の祝儀が出されているが、それとは別段の心付として金千疋が遣されている。同記には勝田大夫との交渉や、棧敷のこと、あるいは小屋の入口のこと(一般の観客と神官とが同じ入口でよいかで論議あり)などが記されている。能は十五番(含祝言能)、狂言は十一番が演じられているが、このうち勝田大夫の所演は三番で、他は和谷権大夫・勝田泰三郎・久曹小三郎が各一番、浜田長十郎・同惣三郎・同惣三郎・同半之助など浜田姓の役者が九番を勤めている。浜田長十郎・浜田弥三郎・浜田半之助は宝暦十年刊『改正能訓蒙図彙』や文化三年刊『乱舞人物録』に阿波藩の喜多流能大夫としてみえる役者である(居住地は大坂か)。この兩人以外にも大鼓の谷元三郎・同元四郎は大坂の葛野流の役者であり、笛の杉弥兵衛は加賀藩お抱えで京都住の森田流の役者であり、笛の多畑嘉蔵は南都の森田流の役者らしい。『長官経陰家牒』に「紀内義所々る役者等引請、大ニ繁多ニ居申候」と記されるように、勝田はこの勸進能では相当多くの役者の来演を仰いだようである。この出演者を前年の文政元年の通村の方堅神事能の出演者とくらべてみると、勝田大夫以外はほとんど重なる者がいない。つまり、同じ勝田大夫の能でも、恒例の神事などでの演能と勸進能の演能とは、出演者が大幅

に異なっているわけである。多くの観客を有料で集めるのが勧進能であり、それだけ有力な役者を揃える必要があったためと考えられる。元禄〜宝永頃の和谷の勧進能も本間主馬の来演を仰いでいたし、次に述べる弘化三年の和谷の勧進能も同様である。ともあれ、各地から多くの役者が来演したことは、伊勢の役者と他国の役者の交流の一例として興味ふかいが、浜田弥三郎・同半次郎などの来演はもちろん勝田が喜多流に所属していたことによるのであろう。

三つ目は和谷の弘化三年の勧進能である。この勧進能についてはすでに再三言及している『弘化三年和谷権太夫亀山勧進能記録』に詳細な記録があり、さらに、同記録には欠けている番組がやはり鴻山文庫に収められていて、和谷による弘化三年の勧進能は近世の勧進能のなかでも屈指と言える豊富な資料に恵まれている。

この勧進能は弘化三年四月二十六日から五日間の予定であったが、初日の二十六日は雨で流れ、実際には二十八日が初日で、終了したのは五月四日であった。場所は文政二年の勝田記内の勧進能と同様内宮近くの外宮領亀山である。主催者は和谷権太夫（寛治）であるが、それについてはいささか複雑な事情があった。『弘化三年和谷権太夫亀山勧進能記録』にはそのあたりの経緯が次のように記されている。

一、此度勧進能興行之儀者、外宮領堤家御差配所亀山と申所ニ而四月下旬々五月ニ至晴天五日之間勧進能相催有之候。右ハ京都乱舞方ニ山田表御師之大人ニ京都野村三次郎殿と芸道ニ付懇意之方并金主之仁物も在京之節、付合之手引、其外脇方囃子方共心安有之候而一世之了簡と相見へ候ニ付、下拙方名前ニて右之

催相企、左ニ記通ニ御座候。尤多分京都より参り申候。

一、元来訳合と申ハ拙者儀是迫度々山田表付合之御方人稽古能囃子等度々有之候ニ付、御師職方初心安出入色々之囃々斯之勧進能興行相催相付申候。扱勧進之儀者勝田氏当方両家ならてハ願人無之。依而拙者へ段々相談ニ而興行出来。則興行五日之間手前も三番相勤候迫ニ御座候。乍去表向ハ私願主之事ニ相成行候故、当村地下表五人之出勤 御役所御会合并檀那江も交々私同道、又ハ村役人斗も罷出候事も御座候。

すなわち、この勧進能は和谷の発意ではなく、御師の大人（外宮の三日市大夫）が「一世之了簡」として思い立ったもので、たまたま三日市大夫が京都の能大夫野村三次郎と熟懇で（このあたりやや文意不明瞭だが、他の記事と併せこう解せる）、京都で金主も加わって話がまとまり、その結果、三日市大夫とも親しく、願主の資格がある和谷が形式的な主催者となって実現した、ということである。

形式上のことにせよ、和谷は主催者であるから、山田奉行所や三方会合衆への口上など、勧進能にかかわる手続きはすべて管掌している。『弘化三年勧進能記録』には和谷権太夫が提出した文書類がていねいに記録されている。しかし、文政二年の勝田の場合と同様に、ここでも主催者たる和谷の演能数はそう多くはない。鴻山文庫所蔵のこの時の番組によると、五日間で能は三十番演じられた（《翁》は除外）が、そのうち和谷権太夫が勤めた能は、初日の《高砂》（翁付）、二日目の《融》、四日目の《三輪》の三番だけである。初日の翁付脇能でかろうじて主催者としての体面を保っている感じであるが、残る二十三番

はだいたい野村三次郎・禎之助父子を中心とする京都の金剛流の役者の所演と認められる。そのうち十番を野村三次郎が勤め、五番を野村禎之助が勤めている。狂言は素姓がわからない役者も少なくないが、やはりほとんどが京都の役者のものである。「其外脇方囃子方共心安有之候而」とあるように、演者については三日市大夫懇意の野村がほとんど取り仕切ったと考えてよいであろう。もっとも、最初からこのような野村色（金剛色）の濃い形を予定していたのではなく、当初、和谷権太夫としては、勝田大夫や和谷の師家筋である京都住の堀池弥三郎にも出演してもらおう予定であった。しかし、勝田大夫は理由は不明だが出勤しなかったし、堀池は本人は出演を強く希望していたが、たまたま阿波に下っていた関係で（堀池は阿波藩お抱え）、出勤は実現しなかったのである。それにしても、「其外脇方囃子方共心安有之候而」という文言には異流の役者が大挙して来演することに対するこだわりなどはまったく感じられず、むしろ来演を喜んでる印象である。勧進能を催すために有力な役者を集めることがいかに難しいことであつたかを示唆するものであろう。

勧進能は初日が雨で流れたものの、それ以外は滞りなく終わったようである。しかし、興行としては成功とは言えなかった。ちょうど両宮の神馬御厩の造営中で、その「石曳」の前にあたっていて、それが入りが悪かったらしい。『弘化三年勧進能記録』には「右能格別不賑合ニ而金主方損毛有之候」とある。金主は内宮領久世戸の増井彦左衛門と楠部村の泉重右衛門の二人である。和谷はこの勧進能の願主を金八両で請け負ったが、不入りだったため、それが七両になり、その上、

その七両からさらに和谷家分の棧敷料金が差し引かれ、「彼是余徳も薄式之仕合ニ御座候事」と嘆いている。期間中の舞台の様子などについては『弘化三年勧進能記録』にはほとんど言及がないが、『昔物語』が伝えるように、棧敷には両宮の長官や三方会合衆などが居並んだはずである。出演を断った勝田大夫は、三日目の《道成寺》の際に、楽屋に和谷権太夫を訪れ、挨拶している。

ところで、さきに掲げた『弘化三年勧進能記録』には、伊勢で勧進能の願主になれるのは和谷と勝田だけであるとの一条があつた。このことは、同記録中の和谷権太夫が堀池弥三郎に宛てた書状にも、次のように述べられている。

一、右一誕縦令他国之仁る御上向へ願入候共、神地ニ而一切興行出来不申候事。

尤当所ニ而者銘々共儀一代ニ一度之興行ハ仕来ニ御座候得共、金主方取持人無之候而者難叶、時節不到来乍残念是迫見合罷過候處、此節金主并其御表夫々御立方拍子方ニ至迄心易取持人有之、内々乍ら追々掛合致し被具候事ニ御座候。（下略）

先の記事と併せると、伊勢において勧進能の願主（主催者）になれるのは和谷と勝田で、それはそれぞれ一代に一度とされていたことになる。前掲の『昔物語』によれば、元禄前後には二座以外の者が願主になつているから、願主の資格については元禄頃と近世末期とは変化のあつたことが窺える。一代に一度というのは、いわゆる「一世一代」と同義であろう。さらに、堀池宛の書状によれば、勧進能の興行には金主と取持人が不可欠であり、そうした条件がこれまでは整わず、

興行に至らなかつた、という。弘化三年の勸進能は金主がさきの二人、取持人が三日市大夫ということで実現の運びとなつたのだが、和谷権太夫としても一世一代の催しだったわけである。それが和谷自身は三番の出演に終わっているのは、高齢だったこともあるが、自身の能より有力役者を集めて興行を打つという、主催者としての立場のほうの比重が高くなっていることを思わせる。来演を仰いだ役者の力量とも関係するであろうが、元禄く宝永頃の和谷大夫勸進能の出演回数はこちらよりはるかに多かつたのであり、時代とともに勸進能に対する大夫の意識が変化してきたことが窺える。

三 通常の演能活動

これまで検討してきた方堅神事は二十年ごとの催しであり、勸進能は一世一代を原則とする不定期の催しであるが、伊勢二座は通常はかかる活動をしていたのであろうか。ここでは二座の本拠地たる一色・通をはじめとする両神宮の近郷諸社への参勤をめぐって検討するが、それに先立ち、両神宮への奉仕の状況を、荒木田楠千代氏「伊勢三座考」や能勢朝次氏『能楽源流考』など先学の研究によって、その要点を整理しておくことにする。

伊勢猿楽の両神宮への奉仕は室町時代には正月と四月の二度の機会があった。正月は師子六舞と《翁》および能が演じられ、四月には《翁》と能が、いずれも三座によって奉仕された。このうち四月の能は天正四年の北畠氏の滅亡あたりを境に途絶え、近世には正月の奉仕

だけとなった。その正月の奉仕も、時期は明確にしがたいが、近世中期以前に能が演じられなくなり、さらに和谷では近世後期には師子六舞も演じられなくなっている（『豊受皇太神宮年中行事今式』）。近世後期において師子六舞が勝田の専有になっていたことは『宮川夜話草』（安永2年）にもみえ、同書の記事は京観世の浅野栄足の『翁舞神歌考』にも引用されている。ともあれ、正月の両宮への奉仕の内容は、近世後期においては、和谷は《翁》のみ、勝田は師子六舞と《翁》という形になっていた。奉仕の時日は、外宮へは三日和谷、四日勝田、五日（六日のことも）青苧であり、内宮へは四日和谷、五日勝田、六日（七日のことも）青苧であった。近世初期頃に滅んだ青苧の奉仕は勝田が代行したようだが、勝田の代行がどの程度厳格に行われたかはよくわからない。場所は外宮が御館橋前、内宮は明王院の庭であったが、青苧のみ内宮は明王院ではなく、大山神社の前であった。

ところで、大阪市立博物館編『社寺参詣曼荼羅』（昭和62年、平凡社）には四点の伊勢参詣曼荼羅が紹介されているが、そのうちの三井文庫所蔵本とアメリカのJ・パワーズ氏所蔵本には演能の場面が描かれている。三井文庫本には二ヶ所（演目は《高砂》と不明曲）、パワーズ本には一ヶ所（演目は《高砂》）であるが、前者は正月の外宮と内宮への猿楽奉仕の場面、後者は正月の内宮への奉仕の場面と推定される。室町期に奉仕されていた四月の能の可能性も考慮すべきかも知れないが、演能の場所は正月の猿楽奉仕の場所に合致しているし、早くに廃絶した四月の能と考える必要はあるまい。先述のように、正月の猿楽奉仕の能は近世前期頃には途絶えているから、当然これらの演

能図は少なくとも近世前期以前の様子を描いたものと考えられる。それを裏づけるのが、後座は描かれるが、地謡座は描かれていないことと、大小の鼓役者が床机ではなく葛桶に腰掛けてのことである。地謡座の出現は近世初期のことであり（資料上の初見は寛永18年）、鼓打ちが葛桶を腰掛けに用いていたのは室町後期頃までのことらしい（『四座役者目録』与五郎能久の項などの記事）が、こうした能舞台や演奏形態の変遷に照らしてみると、これら伊勢参詣曼荼羅の演能図は室町後期〜江戸初期の形態を反映していると考えられるのである。三井文庫本には土佐光信（大永5年没）筆の箱書があるよしたが、その所伝は信じがたいとしても、ここに描かれた景観は比較的古いものと推定され、文献資料が乏しい近世前期以前の伊勢猿楽の両宮奉仕の演能の様子を伝える貴重な資料であろう。なお、これらの舞台は三図とも敷舞台で、橋掛りも屋根もない簡略な形に描かれているが、これは荒木田楠千代氏の「伊勢三座考」に散佚した和谷家文書に拠って記述された正月奉仕の舞台の様子と一致している。

さて、二座による近郷諸社への参勤であるが、その概要を示す資料が次の『能楽源流考』所引の『両宮領内申楽三座大夫翁相務順』（もとは一色村文書の由）である。

正月四日 明王院庭。十七日 中村。廿一日 一色村。廿二日 楠部。已上和谷。

正月五日 同所勝田。六日 大山神社西王。七日 鹿海。八日 朝熊。九日 長谷。十一日 今一色。十八日 西村。廿五日 通村。

二月朔日 安濃津観音松下 竹鼻 檜原。

此三ヶ村ハ宮建立方堅翁斗務。

右村ニ翁ハ勝田・西王両家大夫、当時勝田一人務レ之。

「已上和谷」までが和谷が勤めた神事能であり、それ以下が勝田が勤めた神事能で、勝田の分には滅んだ青苧の参勤分が含まれているようである。正月の外宮での例楽が含まれていないのが不審だが、青苧の分も含まれているから、これが近世の伊勢三座が奉仕していた恒例神事のほぼ全貌と認めてよいであろう。このうち中村・一色・楠部・朝熊・通では前述のように和谷あるいは勝田による式年遷宮の方堅執行が確認される。しかし、ここに列記された例年の神事への参勤については関連資料が意外に少なく、管見に入ったものは、わずかに正月二十五日の通村の氏神社への勝田の参勤を伝える『文化十二年通村年中行事』（通町公民館所蔵）くらいである。同文書には、能組や舞台設置のことが記され、『翁』と能が昼過ぎ頃から夕方まで演じられたらしいことがわかるが、演目や番数などは不明である。このように例年の氏神社の神事奉仕についての資料が少ないのは、二十年ごとの方堅などとは違って記録の必要性がさほど役者側にも氏子側にもなかったからであろうが、伊勢二座の活動のうち最も把握しにくいのがこうした日常的な活動なのである。

しかし、二座の日常的活動は上記の神事にとどまるものではなかった。以下、それらを紹介してゆこう。

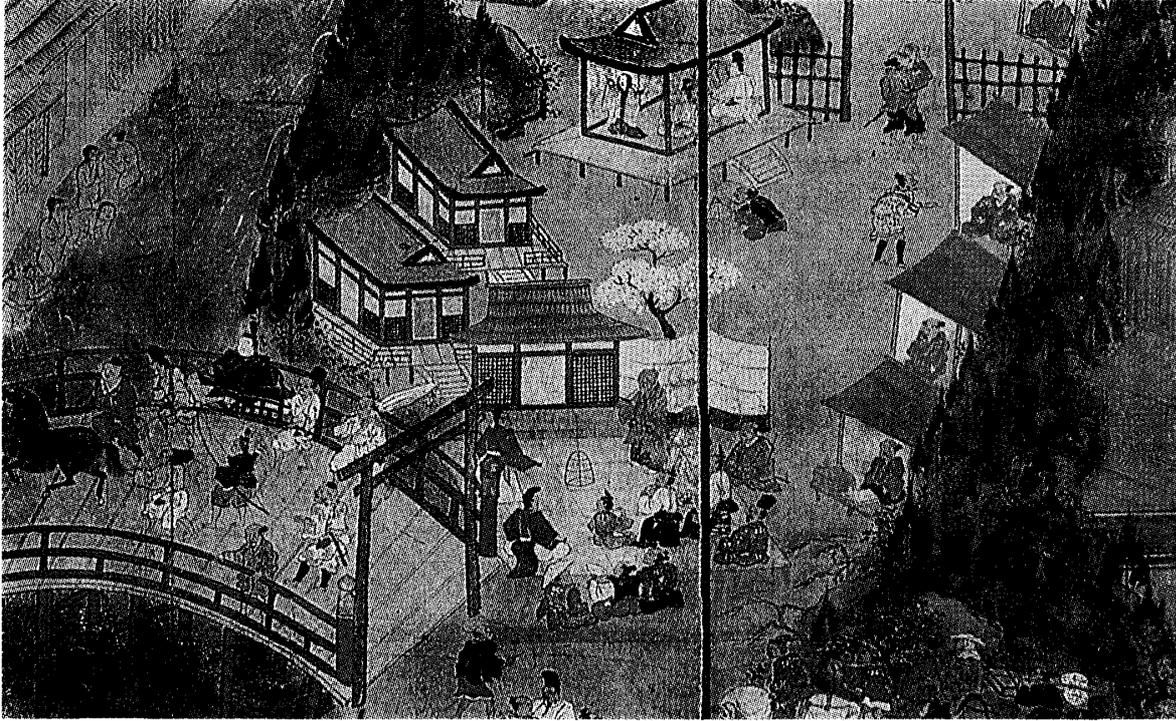
まず、和谷が出勤していた神事として鳥羽の八王子天王社（現賀多神社）がある。『鳥羽市能面及能衣裳』（昭和33年12月）などによると、同社の神事は六月十四日（現在は四月十一日）で、和谷はこれ



三井文庫蔵『伊勢参詣曼荼羅』の演能場面（内宮）



三井文庫蔵『伊勢参詣曼荼羅』の演能場面（外宮）



J. パワーズ氏蔵『伊勢参詣曼荼羅』の演能場面（内宮）（三点とも平凡社刊『社寺参詣曼荼羅』より転載）

に宝永四年（一七〇七）以来招かれ、昭和四十四年まで《翁》と能を演じてきたとのことで（現在は地元の人々の所演）、宝永四年の出勤は和谷権大夫で、演目は《翁》《高砂》《頼政》《半葎》《邯鄲》《舍利》《粟田口》《あかがり》《附子》と伝えられる。同社には番組の類が伝存しているらしく、『鳥羽市能面及能衣裳』の記述はそうした資料に拠っているものと思われるが、それらについてはいまだ調査の機会を得ていない。この鳥羽神事能の一端を伝えるのが浜郷支所所蔵の『享保十年鳥羽神事能出勤規約』である。これは享保十年（一七二五）に鳥羽本町の賄人たちが決めた神事能興行についての細則で、和谷権大夫宛のものである。内容は、能禄金は当年より三両とすること、能は五番、狂言は三番とし、演目は和谷大夫に一任とすること、役者の送迎、能衣装・能道具の運搬の件、役者への仕出しは一汁三菜とすること、などである。能の番数の取り決めはなかで、「当地より手伝人御座候節ハ五番六番ニ而茂望次第御勤可被下候事。右此方手伝人江之指南之儀ハ各別ニ御座候間、頼申候ハ、弟子中ハ御礼可申事」とあるのは、鳥羽の郷民がこの能に出演することもあり、和谷大夫たちが彼らに稽古をしていたことを物語っている。素人への稽古といえば、通村の方堅神事の折に勝田大夫が村の若い衆に謡を教えていることが通町公民館所蔵の方堅記録にみえていたが、これも方堅のあとの能の地謡などに出演するための稽古かと思われる。

次は大湊三郷（伊勢市大湊町）の神事能への出勤がある。これについては浜郷支所所蔵の『文政九年大湊御神祭申合』が唯一の資料である。これは文政九年（一八二六）十二月付、和谷寛治から勝田記内宛

の文書で、次のような内容のものである。

申合一札之事

大湊三郷中古盆中ニ能執行有之。八幡郷者貴家ヲ被成御務、西南之二郷者私方致世話動來候処、町表ニ故障有之。三十年斗已前相止候。然處文化十戊年（一八七〇）永々八月十五日八幡宮祭礼能執行之義御願濟ニ付、町表（一八七〇）ニ拙家江被頼來。其旨受遣候得共、兩家之儀者職分之間柄与申勿論、八幡一郷者元貴家之御務所ニ候故、去ル文化十三丙子年十二月御相對を以申合之通三ヶ年目毎者實所之為御名代与相務可申約諾ニ致し候。就中為御勤年之給与金貳百疋差贈り可申候。尤当子（一八七〇）卯午酉子と追年御名代相勤可申候。併十一ヶ年目毎ニ十二支繰當證文相改引替可申候。此儀以後双方不可有違變事ニ候。為後證仍而如件。

すなわち、大湊三郷の盆中における神事能のうち、八幡郷は勝田の担当で、残る二郷は和谷の担当であった。それが町表の事情で三十年前（寛政頃になる）から中絶していたが、文化十年（一八一三）から和谷が三所すべてを請け負う形で復興された。しかし、八幡郷は勝田が楽頭であるから、三年に一度は和谷が勝田の名代として同所の神事を勤め、その年には和谷から勝田に二百疋の給与金を差し出すことが文化十三年に取り決められ、これはその確認のための申し合せである。三年に一度というのは、八幡郷の神事能が三年に一度行われたというのではなく、毎年行われる神事能のうち、もともと楽頭職を保持していた勝田の権利を尊重して、その楽頭権料を三年に一度支払うということであろう。大湊の神事能の始期や神事能の具体的な様子などは一

切不明であるが、二座の活動の範囲や二座のかかわりを示す貴重な事例であろう。

次に勝田が鈴鹿に演能に出掛けていたことが文化三年刊の『諸国年中行事大成』にみえているので、紹介しておこう。同書二月の条に、次のようにある。勝田の近世後期における恒常的な活動ということになる。

鬼押の神事 伊勢国鈴鹿郡津恵日山観音寺に於てこれを行ふ。

（中略）伊勢三座の内、勝田大夫来りて能三番あり。是を伊勢神楽と云。能畢りて鬼押の神事あり。

また、和谷と勝田は津の藤堂家ともかかわりがあったらしい。すなわち、和谷の居住地にある一色神社にはかつて本殿前に本格的な能舞台があった。それは昭和四十七年に解体されて、いまは鏡板が一色町公民館の舞台に残るのみであるが、この本格的な能舞台は明治五年に津の藤堂家から金八十両で払い下げを受けたものと伝えられ、鏡板には「安政丁己春正撫筆／加藤吉峰（花押）」と安政四年（一八五七）の年記がある。伊勢は製塩が盛んだったようで、名古屋に塩を運んだその帰りの船に解体した舞台を載せてきたと伝えられている。和谷と津藤堂家とのかかわりの詳細は今のところ三重県立図書館などの藤堂家資料にも関連資料がないが、この舞台はなによりも両者の緊密な関係を物語っている。一方、勝田も藤堂家の庇護を受けていたことが『勝田略由緒書』から窺える。同由緒書によれば神宮への出動料として玄米十二石が下されたことをはじめ「其外種々御助有之候」とある。藤堂家は江戸時代を通じて南都の薪猿楽と若宮祭に扶持米を支給して

いたが、膝元の伊勢猿楽にも庇護を加えていたわけである。

最後に、演能活動ではないが、勝田大夫の正本と銘打った謡本が明和七年（一七七〇）に伊勢で刊行されていることを言い添えておきたい。これは通町で勝田流の能や謡の指導をしておられる八田英巳氏からご所蔵本（版本の写しらしい）のコピーを提供されて知ったものである。《洞猩猩々》なる曲で、《猩猩々》の舞台を伊勢の安濃（洞）の津に置き換えた能であるが、明和頃の勝田家の勢力を窺わせる資料であろう。刊行謡本としても珍しいので、その表紙と奥付を掲げておく。

(表 紙)		(奥 付)	
此うたひ	洞津 宮氏延精	此詠以勝田大夫章句	正本令板行者也
四 声	山田 斎田清泉	明和七庚寅年十一月日	
洞 猩 々々		勢陽書林	
吟味に	洞津 大森氏	山田 藤原長兵衛	
ちかし	山田 藤原氏	洞津 大森伝左衛門	

四 二座の衰運と喜多流所屬

二座が喜多流に属したのは、両座の困窮によるもので、その時期は元禄頃とされている。その根拠となっている資料は、荒木田楠千代氏の「伊勢三座考」に一部引用されている次の『和谷家由緒書』（戦災で焼失）である。

和屋流伝来の通り諸方神楽又両宮中ニテ翫候へとも、世上乱舞繁昌ニ付伝来之流儀ニテは難相濟、元禄之比より無是非四座之外喜多流ニ属仕候事ニ御座候。

この他、二座の困窮を伝えるものとして管見に入ったのは、次のような資料である。

○和屋村・勝田村、此両村に太神宮の楽人一座宛あり。近来大夫といふは勝田斗と云々。いつの頃より事衰たるなり、定かたし。
 （明曆二年刊『勢陽雜記』）

○古者、先奏師子六舞、次奏翁舞及三番叟、別又舞猿楽三番。而今渠家落魄故、頃年唯奏翁舞。（『豊受皇太神宮年中行事今式』卷三、細注。「渠家」は和谷のこと）

○自己為散染者、和屋・勝田・青王、此謂伊勢三座。猶平城有四座。昔其隆猶四座也。今也頗衰也。青王者亡而合之勝田家云。

（同）

○私儀祖々父権大夫迄御奉行様江年頭御礼相務来候処、其後甚困窮仕、既絶家可仕候之難渋ニ付、年頭御礼相勤候儀も暫中絶仕

候、(『天明六年和谷津之進帯刀御免証文』)

ほとんどが和谷の困窮を伝えるもので、勝田についてはわずかに『豊受皇太神宮年中行事今式』の「今也頗衰也」がその困窮を窺わせる程度であるが、これは勝田関係の資料が僅少なためであろう。『豊受皇太神宮年中行事今式』は享保十五年の編で、そこに「今」というのはその頃のことになる。これらを総合すると、二座の困窮は和谷の方がやや早いらしい(『勢陽雜記』)ものの、それは元禄以前からのことで、享保頃にも依然として同様の状況にあったらしいと推測される。また、『天明六年和谷津之進帯刀御免証文』には祖々父権太夫以後の困窮を言い、当時絶家寸前の状態だったよしを言うが、これは権太夫が元文四年に没したあと、家督を相続した権之進(広典)が翌五年に没しており(『和谷家系統』)、しばらく幼少の大夫を戴かなければならなかったことを指しているであろう。

こうした困窮の結果、二座は喜多流に所属する。しかし、喜多流との関係を伝える資料もほとんどが和谷のもので、勝田関係の資料は皆無に近い。明和七年に勝田大夫正本と銘打った謡本が刊行されていることや、現在の通町能楽保存会の能が勝田流を名乗り、喜多流と関係を持っていないことなどを勘合すると、勝田は喜多流には所属しなかったのではないかとも疑われたが、前述のように文政二年の勸進能には喜多流の浜田弥三郎一統の来演を仰いでいること、および次項に述べるように、勝田大夫は文化元年(一八〇四)以降、喜多流であった三河新城の能を指導しており、勝田も喜多に所属していたことは確かであろう。なお、現在の和谷と勝田の狂言は和泉流である。これは当

然近世にまで遡るはずであるが、和泉流になったのが喜多流への所属と同時だったのかどうかは、資料がなく不明である。

さて、二座の喜多流所属ということの実態はいかなることであったのか。その点については必ずしも資料は豊富ではないが、まず、和谷と喜多家との関係を直接示す資料が伝存しているので、それからみてゆこう。その関係の資料は次の四点である。

- 1、天保九年《翁》伝授状(一色町能楽保存会所蔵)
- 2、嘉永七年《猖々乱》伝授状(伊勢市役所浜郷支所蔵)
- 3、文久元年和田熊次郎起請文(同)
- 4、喜多能静能弘書状(一色町能楽保存会所蔵)

発行者あるいは宛所はいずれも喜多六平太能静である。1の《翁》の伝授状は和谷のシテ役者菊川栄蔵宛、2の《猖々乱》伝授状は和谷権之進宛。3の和田熊次郎は和谷の弟子であろう。4は菊川栄蔵以下五名宛(能静と連名の能弘は離籍した養子祐輔か)。これらの資料によって、和谷は喜多家から習事の伝授を受け、書状等のやりとりのあったこともわかる。3の内容は相伝を受けた習事はみだりに演じたり他言したりせぬことや、喜多家に対して忠誠を尽くすことなどであるが、これと同文のものが『新城町能楽乃朶』(昭和9年)に掲載されており、喜多流であった三河新城にも同様の起請文が伝存していることが知られる。このように、習事の伝授を中心に喜多家への忠誠をつくすことなどが、喜多家による統制の実態と言えるが、これらはまた、近世後期に整備されつつあった五座の流儀統制の一事例としての意義をも持つであろう。

また、和谷家には喜多古能の能伝書と認められる『喜多流能楽次第』が伝存していた。浜郷支所の和谷家文書の転写本には、末尾に「右一冊初学者為ニ記置者也／喜多七太夫」とある。内容は「後見の心得」「地謡の心得」「楽屋の心得」からなるが、このうち「後見の心得」の部分は鴻山文庫所蔵の『喜多流後見心得』の前半部と同じであり、「地謡の心得」の部分は喜多古能の伝書として『新城町能楽乃楽』に掲載されている伝書と同じである。現在のところ「楽屋の心得」の部分は『喜多流能楽次第』のほかにはみえないが、これも喜多流所属ということの一面を物語る事象である。

さて、さきに述べた弘化三年の勸進能には、喜多流としての和谷の立場が具体的に現れているので、それを紹介しておこう。前述のように、和谷権太夫はこの催しに京都の堀池弥三郎に出演を依頼している（実現せず）が、もちろんこれは堀池が師家筋にあたるためである。

『弘化三年和谷権太夫亀山勸進能記録』には二通の堀池宛書状が収められているが、その語調はすこぶる丁重で、師家筋の堀池に対する敬意がよく表われている。実は、この勸進能興行は江戸の喜多家には内緒だった。興行後に和谷権太夫が堀池に出した書状の末尾に「江戸表師家様へハ先般之興行之儀如何仕候哉、尊公様次第ニ可任候間、重便ニ乍御面働御申越可被成下候」と書いているが、結局、喜多家には知らされなかった。それは『弘化三年勸進能記録』の最後にみえる記事によって知られるが、これは喜多流の統制という点においても有益な資料なので、以下に引いてみる。

一、亀山興行後、堀池氏御立腹之由、同所糟谷氏承り、又々糟

谷氏を以三日市様取扱を以書状之下書被下相認、金貳百疋封込、内々事済ニ相成悦申候。江戸師家ハ内分ニ相成申候。以後ハ流儀ならてハ不宜。他流打込ニ而ハ先々無用。可然後々可得心得者也。

ここで堀池が立腹しているのは、堀池には出演の希望が強くあったのに出演できなかったことともさることながら、なによりもこの催しが「他流打込」（金剛流との共演）だったからであろう。和谷はそれに対して三日市大夫の指示による一筆とともに金二百疋を送って謝っているが、こうして謝罪しなければ、他流共演の興行の件を江戸に知らせるといふ状況だったように読み取れる記事である。この出来事は江戸の喜多家に代わって近くの堀池が師家筋として和谷・勝田の監督にあたることもあったことを示しているよう。

最後に伊勢二座の演目の面から喜多流とのかかわりをみてみよう。以下に、五番立分類に従って、諸記録から二座が演じた曲目を列挙してみた。ただし、和谷と勝田の区別はせず、祝言能や一調なども区別していない（○印は廃曲）。

〔初番目物〕 14曲

高砂、老松、難波、白鬚、賀茂、玉井、志賀、金札、氷室、呉服、白楽天、竹生嶋、三帰、○不断桜

〔二番目物〕 9曲

田村、八嶋、実盛、頼政、忠度、清経、経政、簾、俊成忠度

〔三番目物〕 12曲

野宮、井筒、采女、江口、芭蕉、半蔀、楊貴妃、誓願寺、羽衣、

三輪、松風、六浦

〔四番目物〕 24曲

桜川、柏崎、百万、玉葛、富士太鼓、籠太鼓、女郎花、善知鳥、

松虫、葵上、芦刈、小督、自然居士、藤永、邯鄲、大仏供養、

唐船、春栄、安宅、龍田、巻絹、橋弁慶、鉢木、○行家

〔五番目物〕 24曲

鵜飼、野守、車僧、大会、舍利、殺生石、小鍛冶、谷行、国栖、

春日龍神、羅生門、土蜘蛛、黒塚、道成寺、枕土童、是界、紅

葉狩、船弁慶、融、海士、猩々、○鐘引、○大般若、○犀

合計八十三曲、これに《翁》が加わる。限られた資料から拾いあげただけであるから、二座の所演曲目は優に百番程度には達するのではないだろうか。享保六年（一七二一）に能楽諸家から幕府に提出された書上によれば、当時の金春流の所演曲は百十三番、金剛流の所演曲は百三十番であるから、伊勢二座の所演曲数は近世の五座なみと言ってもさしつかえないように思う。さて、これらと近世の喜多流の所演曲とのかかわりであるが、ここには特に喜多流色は認められない。

《三帰》（寢覚）などは近世には上掛りの所演曲であるし、《不断桜》《行家》《鐘引》《犀》《大般若》などは五座の演目には入っていない（前四曲は綱吉家宣時代に上演例がある）、ここにはむしろ伊勢色が認められそうである。このうち《不断桜》は勝田大夫が宝永二年の松下の方堅神事で演じているものだが（神宮文庫蔵『氏神方堅之能記録』）、これは勢州鈴鹿の観音寺を舞台にした脇能である。前述のように鈴鹿の観音寺は勝田大夫が出向していた所であるから、そうした関係から

勝田が演じるようになったものであろうか。そうだとすれば、《不断桜》は伊勢では勝田だけの所演曲であった可能性もあるが、ともあれ、これなどは実に伊勢の座らしい演目であろう。ちなみに、《行家》《鐘引》《大般若》《犀》は和谷の所演である。

また、二座による狂言の上演演目は五十番ほどある（勸進能で演じられた狂言も多くあるが、これには二座の所演かどうか認定が困難）。その中には《花さた》のような他に所見のない曲や《竹子盗人》のような稀曲（《竹の子》のことであれば稀曲にあらず）も含まれている。

なお、神宮文庫所蔵の『和谷式』には、《翁》は両部ではなく唯一宗元（源）で、とくに伊勢神道の翁式三番だとし、「鳴るは滝の水」というのは内宮にある鳴が滝をさしており、さらに、他家とは異なり「きやうがる松かな五百枝の松」と歌うのは、内宮にある五百枝千枝の松を歌っているのだ、としている。《翁》を唯一宗元だとするのは、明らかに唯一神道の吉田家から『翁の大事』を伝授されていた喜多家の翁説の投影であろう。しかし、「鳴るは滝の水」の解釈や、「五百枝の松」という和谷特有の文句は、伊勢の座としての独自性を示すものである。伊勢二座は喜多流に属し、喜多流の統制を受ける一方で、わずかながらこうした独自性をも保持していたのである。

五 三河新城と伊勢猿楽

最後に伊勢以外の地における伊勢猿楽の役者の活動について述べておきたい。中世には応永二十三年（一四一六）に丹波の矢田座に雇わ

れて、伊勢猿楽（座名不明）が伏見山田宮の神事能を勤めた記録があり（『看聞御記』同年9月17日条）、そうした例は他にもあったと思われるが、中世く近世を通じて、右の例以外に伊勢の座が他国で演能活動をした例はほとんど知られていない。しかし、座としての活動ではないが、近世には伊勢猿楽の役者が単独で他国に赴いて活動している事例がある。近世後期から明治二十年代にかけて、およそ百三十年にわたって、三河新城（愛知県新城市）に勝田大夫などが能の師匠として招かれ、能をも演じているのがそれである。

新城は天正四年の奥平九八郎信昌の築城に始まり、慶安元年（一六四八）に菅沼定実が丹波亀山から移封されて以後、菅沼氏の治下に幕末におよぶが、代々の領主が能楽好きだったこともあって、元文以降、城下の町民による能・狂言が天王社の祭祀に奉納され、それは実に現在にまでおよんでいる。能の流儀は喜多流（いつからかはよく分からない）、狂言は和泉流である。この新城の能楽については平田彰氏『新城町能楽乃朶』をもとに書かれた野々村戒三氏の「新城能の隆替」『能楽史話』所収）によって一般に知られており（『新城町能楽乃朶』は大正13年刊の鈴木宇良安氏著『新城の今昔』に依拠のよし）、勝田大夫など伊勢の役者の来訪もそこで指摘されている。その基礎資料となっているのは狂言方に伝わった元文以来の能番組（新城狂言同好会所蔵。『日本庶民文化史料集成』第6巻に『御能番組古代歴史記』としてごく一部が紹介されているが、全体は未紹介）であるが、以下ではこの番組に拠りつつ、新城における伊勢の役者の活動を報告しておく。

新城には伊勢のほか、名古屋・岡崎・吉田などから能・狂言の諸役の役者が、八月中旬の天王社（現富永神社）の祭礼能の少し前に来訪し、町民の指導にあたっていた。彼らは町の人々から「師匠」あるいは「先生」と呼ばれていたが、シテ方はもっぱら伊勢から招かれている。さほど近くでもない伊勢の役者が招かれるようになった経緯はよくわからないが、新城能が催される神社が伊勢と同様に天王社だったことも理由の一つにあげることができるであろう。また、伊勢市八日市場町の等観寺（曹洞宗）は慶安頃に新城城主菅沼氏の後援により再興され、中興開山たる五世吉山玄賀は新城の宗堅寺からの移住であり（伊藤令雄氏『等観寺誌』）、そうした両地の関係にもよるのではないかと考えられる。さて、番組にみえる伊勢からのシテ役者は中川友八と勝田記内の二人であるが、時期的には中川の方が先で、勝田は中川のとを受けける形になっている。彼ら二人がいつ新城を訪れ、能の指導とともにいかなる能を演じているかを整理してみると、次のごとくである（カッコ内は所演曲）。

- 宝暦10年（一七六〇） 中川友八（所演ナシ）
- 宝暦11年（一七六一） 中川友八（実盛）
- 宝暦12年（一七六二） 中川友八（大仏供養）
- 宝暦13年（一七六三） 中川友八（国栖）
- 明和1年（一七六四） 中川友八（頼政・紅葉符）
- 安永7年（一七七八） 中川友八（八嶋）
- 寛政5年（一七九三） 中川友八（羽衣）
- 寛政8年（一七九六） 中川友八（三輪）

寛政12年 (一八〇〇)	中川友八 (葵上)
文化1年 (一八〇四)	勝田記内 (善知鳥入能)
文化2年 (一八〇五)	勝田記内 (舞躰子猩々・一調松虫・野守)
文化3年 (一八〇六)	勝田記内 (融)
文化12年 (一八一五)	勝田記内 (春日龍神)
文政6年 (一八二三)	勝田記内 (芦刈)
文政9年 (一八二六)	勝田記内 (翁・高砂)
文政11年 (一八二八)	勝田記内 (黒塚)
文政12年 (一八二九)	勝田記内 (祝言高砂)
天保2年 (一八三一)	勝田記内 (井筒)
天保7年 (一八三六)	勝田記内 (松風)
天保8年 (一八三七)	勝田記内 (融)
天保9年 (一八三八)	勝田記内 (翁・志賀・船弁慶)
天保12年 (一八四一)	勝田記内 (邯鄲バンシキ)
弘化1年 (一八四四)	勝田記内 (船弁慶)
弘化2年 (一八四五)	勝田記内 (葵上)
弘化3年 (一八四六)	勝田記内 (八嶋・籠太鼓)
弘化4年 (一八四七)	勝田記内 (野宮)
嘉永4年 (一八五一)	勝田記内 (富士太鼓)
安政6年 (一八五九)	勝田記内 (玉葛)
文久3年 (一八六三)	勝田記内 (谷行・融窠)
明治18年 (一八八五)	勝田記内 (所演ナシ)
明治19年 (一八八六)	勝田記内 (所演ナシ)

明治20年 (一八八七) 勝田記内 (所演ナシ)
 明治21年 (一八八八) 勝田記内 (所演ナシ)

勝田大夫より早い時期に新城に招かれている中川友八は、最初の出演記録がある宝暦十年の番組に、「当年いせ中川氏被参候由」とある。番組の記載は宝暦十年の分をはじめとしてほとんどが「友八」だが、寛政十二年の《葵上》に「中川友八」とあるから、それ以前の「友八」が伊勢の中川友八と考えられる。しかし、中川友八は伊勢側の資料に所見がなく、和谷座の役者なのか勝田座の役者なのか不明である。中川のと勝田大夫が招かれているから、勝田座の役者かと考えられるが、確証はない。中川友八の来訪期間は四十年にわたっているが、代替りはなく同一人物と考えてよいのではなからうか。

文化元年から番組にみえる勝田記内 (紀内、喜内とも) は勝田座の大夫である。新城訪問が最後に確認される明治二十一年までは八十四年もあるから、この場合は少なくとも三代の勝田大夫にわたるであろうが、勝田家の系譜がほとんど不明なため、残念ながら、歴代の誰にあたるかはわからない。ちなみに、明治の勝田大夫記内は治八と言い、没年は明治三十八年と伝えられる (伊藤令雄氏「伊勢猿楽三座考」)。また、安政六年の番組には、「先生方御越し被成候。勝田辰若様初メて御越し被成候」と勝田辰若なる役者の名がみえているが、これは当時の勝田記内の子供であろう。勝田辰若は、天保九年の通村の方堅神事で、方堅直後の《翁》のあとで祝言として《高砂》のキリを舞っている (『天保九年御宮建諸事記録』)。

さて、勝田記内の新城訪問は文化元年が最初であるが、その年の番

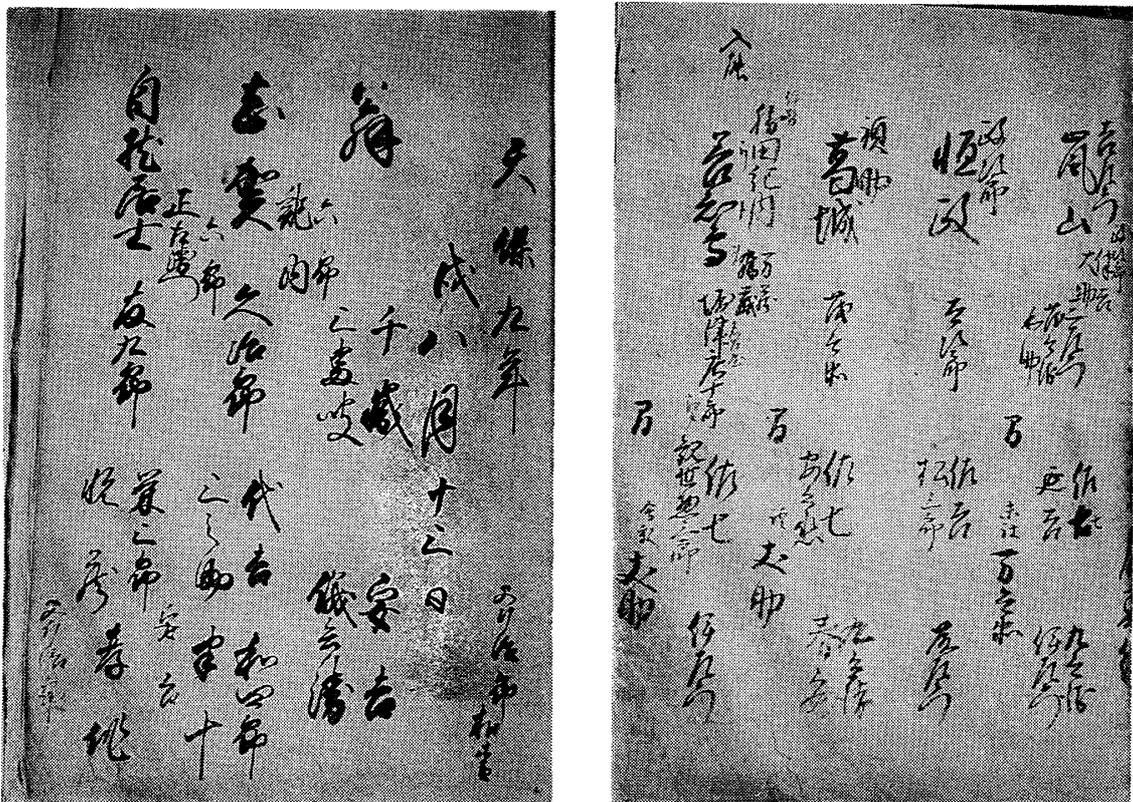
組には次のようなメモがみえる。

△当年能師匠勝田紀内殿初而被参候。○観世惣三郎殿京都へ登かけ御立寄、鎌屋鼓芸古有之。なこや丹羽惣右衛門殿、堀津喜伝次殿、ミなく御揃ニ付珍敷出合故入能有之。扱々賑々敷、世間より見物迄悦入申候。○観世惣三郎殿京都にて服部惣三郎。

勝田記内の最初の来訪ゆえ、その旨が記されているのだが、この年はたまたま江戸から観世流小鼓の観世惣三郎が上京の途中に新城に立ち寄り、名古屋から堀津喜伝次（ワキ）や丹羽惣右衛門（小鼓）らの職分も指導のために滞在していて、いつになく賑やかだった。そこで、能は《嵐山》《経政》《葛城》の三番の予定だったのを、《葛城》のあとに入能として勝田記内のシテで《善知鳥》を入れた。それが好評だったというのだが、その《善知鳥》の役割を掲げてみると、次の通りである。

伊勢 勝田紀内 万歳 亀蔵 名古屋 堀津庄十郎 佐七 伊左衛門
入能 善知鳥 間 会釈丈助
江戸観世惣三郎

小鼓の観世惣三郎は観世座小鼓観世新九郎家十代豊綿の弟で、別家の物兵衛家二代勝賢の三男（長男が豊綿）、肥前松浦侯に召し抱えられた役者で、その関係で『甲子夜話』にいくつか逸話がみえる。前掲の番組の注記に「観世惣三郎、京都にて服部惣三郎」とあるのは、解釈がむづかしいが、京都の仙洞などでの演能の折には観世でなく服部を名乗ったということのように思われる。『甲子夜話』正編にみえる



新城の能番組にみえる勝田記内（右・文化元年，左・天保9年）

逸話の一つに、観世惣三郎が文政五年（一八二二）に江戸から肥前に入る際に、仙洞御所で片山九郎右衛門の《道成寺》の小鼓を打ったことが記されているが、『甲子夜話』掲載のその時の番組には「服部惣三郎」と記されている。おそらく、四座の役者が演能することに伝統的に強い制約があった仙洞において、たまたま京都に滞在中の観世惣三郎のような役者が出演する場合には、「観世」という名が障害になり、それで観世家の本姓である「服部」を一時的に名乗ったのではないかと考えられるのである。この番組注記はそうしたことをも示唆しているのだが、ともあれ、「江戸」の役者観世惣三郎が新城に立ち寄り、勝田大夫記内が初めて訪問して実現した能であるが、記内にとっても惣三郎のような江戸の役者との共演は希な体験だったのではないかと思われる。

こうして新城を訪問するようになった勝田記内だが、以後明治二十一年までの八十四年間に二十四回の訪問・滞在が判明している。何年か連続して訪れていることもあれば、十年近くの空白があることもあるが、平均すれば三年半に一回程度の割合である（中川友八もほぼ同様）。勝田大夫の訪問が出演記録や来新記事のある年だけとは言えないが、遠方でもあり、招請費用のことも考えれば、素人能の指導としてはこの程度が実際の訪問回数に近いのではあるまいか。嘉永元年には「勝田先生御差支ニテ御出無之」と記されているが、訪問が予定されていてそれが変更になった場合には、このようにその旨が記されていることも、以上の推測を支えるであろう。

勝田大夫の訪問は、当初は能の指導が主体で、必ずしも祭礼での演

能は目的としていなかったようである。文化元年の能は臨時の入能であったし、翌二年の舞囃子と一調は祭礼能の二日後に当地の小鼓役の鉦屋の座敷での催しである。それが文化三年から祭礼能に出演するようになり、文政九年と天保九年には《翁》も演じている。ほとんどが勝田大夫単独の訪問だったようであるが、勝田の出演記録がない文化七年の番組には笛の清記と良助なる役者の肩に「イセ」とあり、伊勢からは笛役者の訪問のあったこともわかる。この二人は勝田座の役者と考えてさしつかえあるまい。また、「先生」「師匠」と呼ばれていたことが示すように、新城での勝田大夫は厚遇されていたようである。すでにいくつか紹介した番組の注記がその一端を伝えているが、以下にそれ以外の勝田大夫が滞在した年の注記を紹介しておこう。

〔弘化三年〕

十三日天気。十四日同断。下町手踊有之。十五日雨天、延引ニ相成。十六日天気。御渡行首尾能相濟、一同悦入申候。上町船出来申候。先生方、勝田・西村・早川・筒井・御出被成候。

〔弘化四年〕

十三日、朝天気あしく見合居申候處、追々天気ニ相成、九ツ頃ハ舞台入いたし、八ツ時ヲ始リ。野々宮ヲ灯入、九ツ過首尾能相濟申候。十四日下町手踊り、十五日御渡行。上町も例年之船出し申候。女子供手踊有之申候。先生方皆々御出被成候。早川三輪蔵様、初而御出被成候。

〔明治十八年〕

当年者先生方、勝田・西村・水野門水殿先き被參。井上先生、八

月五日ニ御着。吉田連皆々被参、賑々敷有之。悦入申候。

〔明治十九年〕

当年者角淵先生老人初メテ被参候。外西むらミへ申候。勝田も同断。

〔明治二十年〕

当年ハ勝田・西村ミへ申候。井上先生差支ニテ御越し無之。急ニ地斗リニテ相勤申候。十七日、御渡行首尾能相済悦入申候。

〔明治二十一年〕

十四日、天気。十五日、天気。下町的場橋向花火、相済。先生方、西むら・勝田外地ハ参ミへ申候。十六日、雨天。十七日、天気。渡行相済、目出度御座候。先生方、十六日御帰り被成候。

簡略な記事であるが、自力で演能を続けてきた新城の町民がいかにか勝田大夫らをはじめとする玄人役者を頼りにし、その来訪を待っていたかは十分窺えるであろう。勝田とともに「先生」と呼ばれている西村・角淵・井上・早川・水野・筒井は名古屋の役者であり、西村はワキ（高安流）、角淵（宣）、井上（菊次郎）、早川（幸八・三輪蔵）、水野門水、筒井は狂言（和泉流）である。「地」は「地謡」の謂ではなく、「地元役者」の謂らしい。明治になってからは勝田大夫は三度新城を訪れているが、その三度とも能に出演していないのは、年齢上の理由によるのであろうか。現在のところ、明治三十八年没と伝える伊勢猿楽勝田座最後の大夫治八の活動を伝える、これが最後の記録である。なお、『新城町能楽乃菜』には、「喜内（治八）は明治年代に和泉屋長田利七宅に数年師匠として滞在し当地斯業をして大いに意気あらし

めし人なり、現主人長田利七当時の記録を秘蔵す」とあるが、新城の史家大原紋三郎氏によると、これは明治期における上記のような来訪をやや誇張して表現しただけで、数年継続しての滞在ではないであろう、とのことで、長田家の記録も未見のよしである。「数年滞在」の真偽は他日を期したいと思う。

むすび

大和猿楽以外の古猿楽座では唯一近世以降に活動していた伊勢猿楽であるが、新出の近世資料は、近世に残った二座が方堅という創座以来の固有の呪法を厳格に保持する一方、喜多流所属の近世の演能集団として、江戸や上方の役者たちとほとんど異なるところのない活動をしていたことを示している。近世前期はよくわからないが、少なくとも後期には、能・狂言の演目や演技については、際立った伊勢色というものは存在しなかったものと考えられる。喜多大夫発行の習事免状や喜多古能の伝書の存在もさることながら、勸進能において京都や近江の役者と共演している事実が、なによりも伊勢二座の演目・演技の均質性を示していると思う。伊勢猿楽をめぐる本稿の記述が、しばしば近世能楽史研究一般の問題とかわかることが多かったのは、そうした事情による。結局、近世における二座の独自性は方堅と師子六舞の保持ということになるが、系譜的にはおそらくは鎌倉時代にまで遡るであろうこれらの呪術芸の継承は、大和猿楽もふくめて、諸国の猿楽座がたどった解体変容の歴史を考えると、ほとんど奇跡という思いが

強い。今は伊勢二座がよくその前身たる呪師の呪法（方堅）と呪師の芸（師子六舞）を保持してきたこと、および両家伝来の文書が篤実な郡誌編纂作業のおかげで、完全なる散佚を免れたことを喜ぶばかりである。

最後に、二座の演能には素人たる郷民が役者として参加していたことも、ここに指摘しておきたい。『昔物語』や論考「申楽ト伊勢二座」〔浜郷支所所蔵〕には享保十七年の越坂中寺町での催しに年寄衆が出演することを両神宮の政所が禁じたことや、邸内に能舞台を構え、一家族で能をしていた大家のことが記されている。宝永四年（一七〇七）の勝田大夫の朝熊での方堅能には「山田之歴々衆」が名を変えて

シテを演じており、彼らの装束はこのほかよく見えたという。この宝永四年の方堅能では、ワキ・地謡・狂言・雑子方の多くが山田や朝熊の素人であったし、同年の中村の方堅神事記録には「宇治狂言仲間」が出演していた（以上、『氏神方堅之能記録』による）。伊勢二座の近世における活動の基盤にはこうした伊勢における能楽愛好の環境があったわけであるが、和谷にせよ勝田にせよ座衆の多くはこうした素人に近い人々だったのでないかとも推定される。

〔付記〕新城の能の調査については新城市の大原紋三郎氏、近藤正市氏のお世話になった。末尾ながら感謝申しあげる